

ハ、入校試験は讀書、譯解、作文、算術、習字、體質とする。

ニ、試験合格の上は十日間試験生として假に入校せしめ其品行學業の狀に由て更に本入校を許す。

第四 教 則

これは學科及内容等を知るに必要なだから全文を掲ぐる事とする。

第一條 教授ハ専ラ國語ヲ以テスルヲ法トス

第二條 學級ヲ分テ四トシ每級六ヶ月ノ修業トス但各自既ニ修ムル所ノ學力ノ淺深ト修業ノ進否ニ依
伸縮スルコトアルベシ

第三條 修業ハ月火水金曜ノ日ハ五時間土曜日ハ三時間合セテ一週廿八時トス但復習作文体操等ハ

此外トス

第四條 每級ノ學科課程ヲ定ムルコト左ノ如シ

學 科	學 期		年
	前	後	
地 理 學 地 史 學 物 理 學	第一期 六ヶ月	第二期 全 上	第三期 全 上
	日本地誌要略	輿地誌略	合衆用小史
	古代西史調記	近世西史調記	
	國史覽要	物理全誌	
算 學	至加減乘除	球 算	小學化學書
代 數	至諸等分數	自 級數對數用法	
文 法	書文 讀 文典	記 文 章 帆 文 範	論 說 文 式
記 簿 法		單 記 法	具 氏 博 物 學
博 物 學		弗 氏 生 理 書	英 氏 經 濟 論
生 理 學		彼 日 氏 教 育 論	那 然 氏 教 育 論
經 濟 學			授 業 法 演 習
教 育 學			
授 業 法			實 地 授 業
修 身 學	修 身 論	諸 物 寫 生	
畫 學	線 類 繡 紋	清 史 學 要	
獨 見 書 目	米 利 堅 誌	行 書	
習 字	楷 書		

右ノ通書目ヲ定ムト雖モ尙緊要ノ書籍出ルニ隨ヒ更ニ變改スルコトアルベシ

第五 舍 則

舍則は日常の生活状態を知るに必要であるから左に主要事項二三を摘録しよう。

○規則ヲ遵守シ學業ヲ精勵シ信義禮讓ヲ以テ交リ假ニモ懶惰侮慢ノ所爲アル可ラズ

- 冬夏休業ノ外ハ歸郷或ハ外泊ヲ許サズ但止ムヲ得サル事故アル時ハ願ニヨリ許スコトアルベシ
- 都テ外出ノ節ハ校長又ハ當直ヨリ門鑑ヲ受取門番ニ渡シ歸舎ノ節之ヲ取り當直ニ收ムベシ但他人ニ托シテ之ヲ收受スルヲ得ス
- 外出ノ節ハ洋服ニ非レバ必袴ヲ着スベシ
- 舎中ニ於テ茶菓ノ外酒食スルヲ許サス又小説稗史ヲ談シ且無益ノ翫弄物ヲ取扱フコトヲ許サス
- 晨起後互ニ衾褥ヲ收メ寝衣ヲ更メ室内ヲ洒掃シ盥ヒ嗽キ不潔ナキヲ要スベシ
- 土曜毎ニ午後室内ノ大掃除ヲナスベシ
- 欠課スルモノハ當日散步ヲ許サス右醫師ノ許可アルモノハ此ノ限ニアラズ

○時間表

月	晨起	朝食	就業	終業	散步	入浴	晩食	休日外出	時
十一月	七時	八、〇〇—八、三〇	九時	三時	三、〇〇—四、三〇	四、〇〇—六、〇〇	四、三〇—五、〇〇	七、〇〇—五、〇〇	十時
十二月	七時	八、〇〇—八、三〇	九時	三時	三、〇〇—四、三〇	四、〇〇—六、〇〇	四、三〇—五、〇〇	七、〇〇—五、〇〇	十時
一月	七時	八、〇〇—八、三〇	九時	三時	三、〇〇—四、三〇	四、〇〇—六、〇〇	四、三〇—五、〇〇	七、〇〇—五、〇〇	十時
三月	六時	七、〇〇—七、三〇	八時	二時	三、〇〇—五、〇〇	四、〇〇—七、〇〇	五、〇〇—五、三〇	六、〇〇—六、〇〇	十時
四月	六時	七、〇〇—七、三〇	八時	二時	三、〇〇—五、〇〇	四、〇〇—七、〇〇	五、〇〇—五、三〇	六、〇〇—六、〇〇	十時
五月	五時	六、〇〇—六、三〇	七時	十二時	五、〇〇—六、〇〇	五、〇〇—八、〇〇	六、〇〇—六、三〇	五、〇〇—七、〇〇	九時
六月	五時	六、〇〇—六、三〇	七時	十二時	五、〇〇—六、〇〇	五、〇〇—八、〇〇	六、〇〇—六、三〇	五、〇〇—七、〇〇	九時
七月	五時	六、〇〇—六、三〇	七時	十二時	五、〇〇—六、〇〇	五、〇〇—八、〇〇	六、〇〇—六、三〇	五、〇〇—七、〇〇	九時

第六 試業及戒例

○試業

イ、種類

- 月次 每月末行ひ點數に應じて生徒の席次を上下す。
- 定期 毎學期の終に行ひ月次の點數と合算する。
- 全科卒業 各級の課程全終の上之を行ひ定期の點數と合算す。
- キ、每級課課得點合算高の二分の一に満たざるものは落第とす。
- ハ、優等の者は臨時試業を行ひ拔擢することがある。
- 之によると試業には余程重を置た様に思はる。

○戒例 戒例は左の三種とする。

- 諭戒 犯由の輕きものを衆生徒の目前に於て監事之を諭戒し又は其犯狀を記し三日間舎内に掲示して悔悟せしむるので舎長副舎長の申告により監事其事由を糺し校長に告げ行ふ。
- 禁足 犯由の重きものを改良學校に移して改心悔悟せし後再び本校に復歸するを許すものだから未改良學校の設けかないから所犯の輕重に依り當分公用を除くの外三日より少なからず十日より多からざる出門を禁し舎内を洒掃せしめ勉めて出籍温習をなさしむるので監事其事由を審糺し犯者の承服書を出さしめ校長其輕重を酌量して之を行ふ。
- 退校 犯由の重きものを退校せしむるので監事其事由を審糺し犯者をして承明書を出さしめ校長第五課を経由して長官に具申し而して之を行ふ。但退校せられたものは二ヶ年間縣内公立學校に入

校を許さない。

第七 休業日

祝祭日は是迄と變りはないが從來一六の日を休業日とせるに本則よりは土日を休業日とせること、及冬期休業日を短縮して夏期休業日を設け且試業後の休日を設けてゐる。

夏日 自八月一日至八月卅一日

冬日 自十二月廿六日至一月五日

毎月日曜日、毎土曜日午後半日

試業後三日

更に今年五月十六日付にて「熊本縣師範學校豫科及速成科生徒規程」なるものが發布せられてゐる。

これは本科生のみにては教員の普及が充分でないから夫を補充する爲に設けたものである。今其大要をあげれば

第一豫科部 正科公費生の缺員に充てんが爲め之を養成するもので學費は皆自費である。入校は年齢満十八年以上三十五年以下で種痘或は天然痘をなし體質健全行狀方正なるものにつき試験を行ひ許すこととなつてゐる。

第二速成部 小學教授の爲め速成を要し之を養成するもので六ヶ月を卒業の期限と定め學資悉皆自費で卒業の上は證書を附與し授業生として各小學校の請求に應ぜしむる。年齢は満十七年以上として

ある。

3 職員

十二年三月現在の職員は左表の通りであるが初め本校創設の際建築の事は土木科で、事務は第五課で取つてゐたが既にして略土木の切か成つたので明治十一年三月に始めて東、富田の兩者か事務に任せられ續いて漸次備行欄の通りの任命があつてゐる。尙創立以來翌年三月迄には表以外に多少の職員の異動があつてゐるが餘り繁に互るので省略することにす。

○職員表

名	本籍	姓	名	備	考	職名	本籍	姓	名	備
校長 兼 秋田縣族	田口政五郎	兼 校務ヲ取ル	開校以來本縣學務官トシテ	兼 務	十一一年九月校長	導等	熊本縣族	筑紫龜彦	大坂師範卒	十一一年五月任命
監 事 長 崎縣族	藤崎熊雄	本縣御用係	十一一年六月任命	兼 務	十一一年九月任命	導等	右全	菅原道明	官立師範卒	十一一年七月任命
兼 一 等 訓 導 廣島縣族	利根川浩	東京中學師範卒	十一一年九月任命	兼 務	十二一年二月	導等	東京府族	鈴木幹止	小學師範校卒	十一一年九月任命
監 事 右 全	大坪金弼	十二一年二月	監事ニテ教授方	兼 務	拜命	導等	新潟縣族	久永壽太郎	小學師範卒	十一一年九月任命
訓 導 三 等 福岡縣族	白石修太郎	官立廣島師範卒	十一一年三月任命	兼 務	拜命	導等	廣島縣族	吉村正順	小學師範卒	十一一年九月任命
訓 導 三 等 茨城縣族	水野浩	東京師範卒	十一一年三月任命	兼 務	拜命	導等	東京府族	新島清	小學師範卒	十一一年九月任命
訓 導 三 等 長崎縣族	内藤正由	前ノ本縣中學校教員	十一一年五月任命	兼 務	拜命	補 二 級 訓 導	熊本縣族	小原恒行	官立師範卒	八一年七月三級訓導補任命

三級訓導 熊本池田儀平 官立師範卒 十一月七任命	事務係右 全富田本近全 上
補三級訓導 右 中村龜三郎 官立師範卒 十一月七任命	事務係右 兵庫縣 穂波秀五郎 十一月九任命
事務係右 全東貞道 十一月三月任命建設ノ事ヨリ關係ス	

備考 イ、十二番中學區受持 ロ、十三番全 ハ、十四番全 ホ、十六番全
 ヘ、十七番全 ト、十八番全 ニ、十五番全

4、生徒 十一月五年の開校以來當時の生徒状況を表示しよう。

本校生徒員數表

月	科目	一級	二級	三級	四級	計	豫科	速成	計	總計	校費	區費	自費	通學
五月			三	三	二二	二九		八	一四	五四	五四		一八	二
六月			三	三	二二	二九		八	一四	五四	五四		一八	二
七月		三	二二	三〇	七	六二	一	八	九	七一	五二	一五	一七	二
九月		四	二二	三一	二九	八六	六	五	一四	二〇〇	六一	一五	一八	六
十二月		四	二二	三〇	二八	八三	一	五	一九	一〇二	五八	一四	一七	一三
二月		二	二五	一八	一六	八〇	員外三八	員外三	二一	一〇一	六一	一一	二一	八

備考 一、八月は休十、十一、一の三月は大同小異なれば記入を略す
 二、員外とあるは八代郡五箇庄の教員たるものを養成するもの

5、附屬小學校 附屬小學校の創設としては文書上に於ては明かに示してくるものがない。明治七

年本校が創設せられて明治七年早くも卒業生を出してゐる程であるから、實地授業練習の必要上附屬小學なるものは殆ど本校創立と同時に見てよからう。明治八年十一月卒業の佐々布遠氏の談の中にも「附屬小學校又は一新校に於て見學するか若くは二三回教授の練習をするのみ」であつたとある。

附屬小學校の創立

三 浦 辰 彦

七年九月前後位であつたか確には記憶してゐないが南の前庭東西に長くバラックに荒板壁の凡そ四教室計りのものを新築して余等は交々生徒と爲つて余等の實地教授に宛てたのである。そして次第に地方の兒童を募集して順次に教室を充たすに至つたのである。それで各地方に學校を有せる人の、日を逐ふて參觀する者が多くなつた。中にも玉名郡横島村の池邊吉十郎氏は率先して參觀せられたものである。

以下本期に於ける附屬小學校の状況は漠として分らない。

明治十年の役後敷の内に新築せられた時附屬小學の校舍も出來てゐる。而して十一年八月に至り附屬小學校入校規則といふものが出てゐる。

○ 師範學校附屬小學校入校規則 (明治十一年八月十六日)

第一條 附屬小學校ハ一般小學ノ規則ニ準據スルモノト雖師範生徒第一級生ヲシテ實地授業ヲ習練セシムル爲殊更ニ設立スル所ナレバ其ノ方法ノ如キ少シク差異ナキ能ハサルモノトス

第二條 生徒ハ毎年學期ノ始メ其ノ缺員アル時入校ヲ許スモノトス
但人員期日等ハ本縣第五課ヨリ之ヲ報告ス

第三條 入校ヲ請フモノハ一般ノ規則ニ據ルモノト雖モ一旦他ノ小學校ニ於テ修學ノ者ハ左ノ書式ニ依リ願ヒ出ツ
ヘシ(書式畧)

第四條 定期試験ハ師範校規則ノ如ク毎年二月七月兩度タルヘシ

第五條 總テ願書ハ師範本校ヘ差出スヘシ

斯くて十一年九月から附屬小學校を新校舎で開始してゐるが、當時の生徒数は下等六級より三級に至る六十餘名であつた。

第七節 其の他の教育

甲 全國狀況

一 實業教育 實業教育は普通教育に比べては勿論施設は後れてゐる。「學制」やその「追加」に於て一通りの制度は見られるが、實施は極幼稚であつた。

工業學校は明治四年八月東京虎の門内に工學校として設けたのが本邦最初の官立工業學校であつた。種々の變遷があつて之が今日の東京帝國大學の一分科となつてゐる。

農業學校は五年四月芝増上寺内に假學校として開いたのが最初であつて後北海道に移され今日の北海

道帝國大學農學部のもとをなしてゐる。八年頃からは幾分か地方にも試験場、講習所様のものが出來はじめた。

商業教育は學制に認めて居たけれども、まだ焦眉の急にも到らず他の方面に忙しかつた爲未だ此の頃まで顧みられなかつた。

商船學校は八年十二月三菱會社社長岩崎彌太郎政府の命を受けて私立として隅田河口に設けたのが本邦最初のもので、數年を経て大阪、函館の兩私立校も出來た。

かくの如く此の時代までは各方面とも官立として若くは特殊の私立として學校を數ふるに過ぎない程度で、地方には余り普及を見得なかつた。

二 其他 盲啞教育は「學制」には廢人學校の名があつたけれども、頒布當時にはまだ設立を見ず、十一年に至り京都にその創設を見た位である。東京では更に後れて十三年に開院したものが初めてある。

その他圖書館も東京や京都にその濫觴を見る位で一般的ならず、その他展覽會、博覽會なども極めて稀で、社會教育方面は勿論幼稚な程度であつた。

乙 本縣狀況

まだ本期までは實業教育又は盲啞教育などいふことは手が着いてゐなかつた。實學派の日新堂に於て

紡織のことや養蠶のことを家庭に於て練習せしめたり、或は開墾實習をやらせたりしたといふことはあるが、其の他小學校の教科目などには勿論出てゐない。それ等が學校の教科目にならう等とは此の方面ではまだ考へられた形跡もない。次期の十四、五年頃になると土地の状況によりて、農工商を課するとか出来るといふやうなことにもなつて來るけれども、本期まではまだ一其處まで達してゐない。盲啞教育等に於ても同様である。

第八節 社會教育

本期に於ける社會教育も勿論一般としてはまだ組織立つたものではなかつた。けれども前期にも述べた通り青年の修養機關は或程度の形は造られてゐた。不文律ながら一種の団体は經營されてゐた。本期に入つて幾分か規約などを備へたり、積極的計画的に行事を實施したりするのが點々出て來た。

菊池郡西合志村自強會黒石支會青年部などは當時目立つたもの、一つであつた。其の主なる事業としては、風紀改善、夜學、勤勉貯蓄、農事改良などである。農事改良の方面に着眼せる如きは當時の施設としては余程進歩的の識見あるものと言はねばならぬ。

尙婦人の修養団体に就て明治十四年調査せられたものがあるが、其の表によると天草郡に一団体を擧げてあるばかりである。併し其の内容等に就ては何等の資料も得られない。

次に服部氏の寄稿を參酌して當時の農村青年の氣風と其の若者組の實務狀況を察することにした。

明治十年前後の地方青年團等の指導狀況

服部友規

明治十年は即西南戦争のありし年で丁度余が十六歳の時未だ高田の小學校在學の頃であつたから、今頃に於て往時の回顧は或は漠然として其事實を述ぶることも不十分の点が多々あるべきを恐れる。けれども只記憶に存する儘を左に略述して見ませう。

現今の青年團と云ふのは昔日は寢小屋と云ふ名稱の下に青年の統一を計りて、青年自己の修養及び社會的訓練などを行なひ又は風紀の取締なり其他地方の期節に依りて夜業の開始停止及び休業日の期定等に至るまで寢小屋長の權威に屬して居た様であつた。而して其組織の概畧を申せば各地方に依りて多少の異同はあれども大差はなかつたかと思ふ。則年齢十六歳以上未婚者青年を總括して寢小屋に收容し、之を小丁稚と若い者とに區別して、今の支部長格の者當時は之を勸農頭と云ふが統督するものであつた。但士族は之に加はらぬ。而して其寢小屋の肝腎なる總會とでも申すべきものは、毎年正月の十一日即御鏡餅開き日に於て今日は參籠であると云つて小丁稚共が二三名相連れ立ちて勸農頭の命に依り、御供米と稱して白米凡二合半に金二三錢を集纏して御飯を炊き、神酒肴等の準備を調へて、先一番に氏神様に具供して、後其御下りを頂きて寢小屋中の青年等は素より各戸主共會合して嚴肅に之を披露しつゝ年中行事の協議をなすと云ふ慣例になつて居た。其の協議事項とは略左の如きもの。

- 一、年齢十六歳に達した青年は必寢小屋入をなすこと
- 一、寢小屋入後は勸農頭の命令に絶対服従のこと
- 一、何月何日より何月何日まで夜業をなすこと
- 一、風紀に關し若くば夜警に關しては斯くの通り云々

以上の如き協議は無論青年連を列席せしめ主人側が協定して青年等の實踐窮行の方針を指示するもので、之れには絶対服従の義務を負はせてある。故に其指導効力の確かなることは今日の其れ以上であつたかと思ふのであります。且指導上最有効であつたと認むべき點は、年中毎晩同部屋に合宿するのであるから自然指導も監督も遺憾なく行き届く譯で、眞に一家族の下に終始する感念に浴するが以に、其効果の顯著なることは最當然なりと思はれま

す。但現今の如き青年團聯合云々などの事はなかつた。
明治十年は前に述べました通り西南戦役の年で世を擧げて人心騒然たるものであります。余が在學校舎の前通りは従前の薩摩往還路であつた爲に、正月早々より出軍の薩摩健兒が晝夜を措かず續々と熊本城を指して進軍する其威勢は實に堂々たるものにて、間に間に新政總督と大書したる大旗を推し立て、或は馬上或はかご又は肥取ふごにも乗り、徒歩者が大部分にて通過する有様は傍觀の者等亦何となく其勢を歓迎せむとする趣あるが如く見へました。然るに一方政府側として人民保護の警察官其他役人の如きは迎も迎も人影だに見へず、全く無警察の状態であつた、爲に賭博をやる悪徒等は億面もなく白晝成るべく盛り場に戸板を展べて大衆を呼んで開帳する者其數を知らずと言はむ程で、群衆心理の變徴は實に驚くべきでありました。けれども幸に青年と認むべき青年々輩の者は其群集内に其影を認めざりしは之偏へに勸農頭等平生の指導訓練監督の効に起因するものであつたこと、信じ今更乍ら大に感謝の意を漏したくありません。

附言 前に小丁稚共云々とある小丁稚と呼ばれる者等は甫めて寝小屋入をなしたる最年少者にして、少くとも二三年間は年長者の命の儘に使役せられつゝ、第一步の訓練を受ける仕組に成つて居るが、漸次後繼者が出來した處で勸農頭の眼鏡に依りて漸やく小丁稚より若い者に昇格するのである。

第九節 教育會

教育會に就ては全國狀況の調査困難であつたため之を省くこととした

一 概 說 此の頃から教員會といふものが設けられた。學區取締或は各中學區から選定されたる

代表者などを集めて教育上の重要問題を審議したのである。當時の教育に關する施設、規程など本會を經て成案となつたものが多い。萬機公論に決せんとの 明治天皇の御誓の早くも實現せるものである。

其の初まりが何時であるかは明かにすることを得ないが、單に學區取締會といふ如きは學制頒布後間もなく試みられたことであらうと察せられる。が後に述ぶるが如く規程など整へて會議を起したのはそれより後れてゐる。縣廳文書によつて見當るのは明治九年七月の教員會以後である。

會名も教員會と稱し、或は教育會議と稱し、或は教育會と稱へてゐたのであるが、其の機能に至つては略同様である。が何れも現在の縣教育會の如きとは其の組織と使命を異にするものであつて、本節に述ぶる所のものは、縣設の諮問審議の機關であつたのである。

しかし名稱は便宜教育會と稱して本節を置き、遂には現在の縣教育會に至るまでの流れを傳うて行くことにする。

二 規 程 明治九年七月廿日から五日間本縣師範學校に於て教育會議が開かれることになつた。

その開催に先つて同月十八日制定されたのが次の「教育會略規」である。

○教育會略規 (九年七月十八日制定)

第一章

- 第一條 此會議ハ教育上ノ施設ヲ專ラトシテ起會スルモノナレハ教授ノ方法得失等ヲ主トシテ議スヘシ然レトモ區戸長取締等ノ處務スヘキ限内ノコトト雖教育ニ必要ナルコトハ議按ヲ立ルモ妨ナシトス
- 第二條 該議場ニ列スルモノハ管下一般教員ノ代議人ニシテ則之ヲ議員トス其着席ハ闖ヲ以テ番號ヲ定ムヘシ
- 第三條 列席總議員中ヨリ投票ヲ以テ一人撰出シ則之ヲ會頭トス
- 第四條 會頭一人ヲ撰出後再投票シテ二名ヲ選出シ之ヲ書記トナス
- 第五條 議按ハ議員ヨリ立按スルモノ之ヲ會頭へ出シ會頭之ヲ衆員ニ示シ議ヲ起スヘシ
但其意ノ通暢セサルトキハ立按主答辯者トナルベシ
- 第六條 議事ノ可否ヲ決スルハ勿論多數ニ依テ定ムベシ
但其可トスルモ所ノモノ全ク教授上ニ於テ馳背スルトキハ訓導及他員ト雖再建議スルコトアルヘシ
- 第七條 縣官取締等議場ニ列出シ其說ヲ演フルト雖事ノ可否ヲ決スルノ數中ニ入ルヲ不許
- 第八條 議スル所ノモノ都而會頭ニ向テ發論ス立按者ト對論スルヲ許サス

第二章

第一條 會頭

會頭ハ議場中ノ則ヲ掌リ立論ノ旨趣ヲ熟考シ議案ニ就衆議ヲ起シ兩立ノ衆議ハ多數ニ依リ判定シ自己ノ論ヲ發スルヲ得ヘカラス而其議決スル所ノモノ書記ニ命シテ之ヲ草セシム

第二條 書記

書記ハ議員中論議陳述スルニ際シ側ニアリ之ヲ筆記シ又議決スル所ノモノ會頭ヨリ指示スルニ從ヒ筆記スヘシ
但議員中文按ヲ齎シ來ルモノハ議了スルノ後之ヲ受取り校正ヲ加ルモ妨ナシ且毎日出席ノ人員ヲ帳簿ニ登記スベシ

第三章

第一條 開場中議員午前第七時出頭同第八時ノ鳴鐘ヲ以テ議事ヲ始メ正午十二時ニ至リ中止シ午後一時再發議シ同

第三時ニ終ル

第二條 開場ノ席ニ在テハ私語雜談ヲ禁ス

次いで明治十一年六月十三日此の會議規則が大いに面目を整へて常設的のものとして發布された。其の規則制定に際し伺案に次の通り理由を掲げてある。

是迄學區取締會議月々有之候處右ハ往復日ニノミ費シ區内學事ノ世話自然疎漏ニ涉ルノ患モ有之殊ニ教員ヲ加ヘサレバ教育上ノ論議實際難被行儀モ可有之ニ付自今一ヶ年兩度ニ致シ半年度計算表持參相成候様ニ日取別冊ノ通規則相定メ相成可然哉

之によつて知らるゝ通り、之までの學區取締會議は毎月行はれてゐたやうだが、それが往復に多くの日數を要する上に區内の取締はお留守になり、而も教育實際家を加へない會議は往々空論に終り易いといふので、今度次の様に定めようといふのである。明治九年のがほんの間に合せて其の時の會だけに應ずる程度のものであつたのに比べて、今回は常設的で、規程の事項も多方面に亘り大いに整頓された

ものとなつた。

○教育會議規則 (明治十一年六月十三日布達)

第一節 會議要領

- 第一條 教育會議ハ廳下ニ一ノ會場(當分師範校トス)ヲ設ケ學區取締及訓導ヲシテ之カ議員トナシ教育上ノ議事ヲナスモノナリ
- 第二條 會議ニ常會臨時會ノ二様アリ常會ハ毎年七月十一日一月十一日ヲ以發會シ各三日以内タルベシ
- 第三條 臨時會ハ長官ノ命ニヨリ之ヲ開クカ或ハ學區取締訓導等(二十五名)十分ノ六以上ノ申立ニヨリ長官ノ許可ヲ得テ開ク事アルヘシ
- 第四條 議長ハ當分本縣學務官ヲ以テ之ニ充ツ
- 第五條 錄事ハ學務官及師範學校役員等ヨリ臨時之ヲ撰定スヘシ
- 第六條 何レノ時モ議員出席ノ數三分ノ二ニ不滿トキハ延會スヘシ
- 第七條 議事ハ官吏教員授業生及就學生徒ノ外當分縱聽ヲ許サス
但シ議事ノ都合ニ依リ議員四分ノ一以上同說ヲ以テ之ヲ禁セント請フトキ或ハ長官ノ命ニ依リ時トシテ之ヲ禁スルコトアルヘシ
- 第八條 議長ハ議事ノ規則ヲ掌リ議員ヲ總轄シ議員規則ヲ犯スカ又ハ自然不法ノ徒アルトキハ之ヲ退カシムルノ權アリ
- 第九條 議員ハ議事ノ規則ヲ確守シ區民生徒ノタメニ利害得失ヲ辯明シ公平中正ヲ旨トシ假リニモ誹謗罵詈ニ涉ルヘカラス
- 第十條 錄事ハ議長ノ命ニ依リ議事ニ關スル一切ノ事務ヲ總理シ場中記錄ノ事ヲ掌ル

第十二條 會議ノ主意ハ教育ニ關スル事ヲ議スルモノニシテ各自權外ノ事件ニ論及スヘカラス

第十三條 會議ハ事ヲ議スルノ權アリテ之ヲ施行スルノ權ナシ

第十四條 議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依ルヘシ可否相半スルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第十五條 議目ノ要領トスルモノ左ノ如シ

- 一 教育ニ關スル一切ノ事
- 一 學資ノ事
- 一 學校ノ事
- 一 教員授業生等ノ事
- 一 教則ノ事
- 一 學事ニ關スル諸則ノ事
- 一 學齡調査ノ事
- 一 褒賜ノ事

第十六條 前條ニ關セサル條件ト雖モ臨事長官ヨリ議問ヲ出ス事アルヘシ

第十七條 決議ノ條件ハ第五課ヲ經テ長官ニ出シ其許可ヲ俟ツヘシ若長官之ヲ施行シ難シト認ムルトキハ其旨閉會後十五日內ニ公告スヘシ

第十八條 決議施行セシ事件ハ一周年間再議スルヲ得ス

第三節 議事手續

第十九條 議員ハ學區取締兼務(即チ區長)七名各中學區專務七名及學務官ヨリ兩名師範校役員訓導ノ内ヨリ兩名都合廿五名トス若シ公用或ハ疾病等ノ節ハ區長ハ戶長、學區取締專務ハ副、訓導ハ訓導補授業生等ヲ以テ代理セシムル事ヲ得其時ニ膺テハ豫メ届ケ置クヘシ其決議セシ事ニ付他日異論アルモ採用スヘカラス

第二十條 議場ニ於テハ容止ヲ正シ言語ヲ慎ミ輕忽ノ所爲アルヘカラス

第二十一條 議事ノ禁スル所左ノ如シ

- 一 議事其他人ヲ罵詈スル事
- 一 議員互ニ直應答スル事

- 一 議長ノ制止ヲ用ヒス抗論スル事
- 一 雜談私語スル事
- 一 吃煙及欠伸吐唾スル事
- 一 偏黨論ヲ立彼此相抗論シ及議長ト議員トノ應答ヲ妨ル事
- 一 醉態ニシテ議場ニ列スル事

第廿一條 諸事便宜ノ爲メ議員ヲシテ數組ニ分ツ各組合幹事一名投票撰定スヘシ

第廿二條 開會ノ日各議員着席ノ一時間前ニ扣所ニ出姓名簿ニ自書シ之ヲ録事ニ出スヘシ録事ハ議員ノ揃ヒタルヲ見テ議場ニ赴キ抽籤其席ヲ定メ毎會其席ニ就クヘシ

第廿三條 議長席ニ臨ム時ハ一座悉ク立禮スヘシ

第廿四條 議員發言セント欲スルトキハ其席ニ起立シテ議長ヲ呼フヘシ議長之ニ應ジテ其番號ヲ呼回セハ是ニ於テ發言スヘシ若議員數聲齊シク發聲シテ議長ヲ呼フトキハ其聲ノ初ニ耳ニ入タル者ノ番號ヲ呼回シテ發言ノ席ヲ占メシムヘシ

第廿五條 議事ノ問題縣廳ヨリ出ストキハ豫メ報告スヘシト雖モ臨時之ヲ出スコトモアルヘシ又議員ニ於テ議問ヲ爲ント欲スルモノハ其議問議案ヲ開會前日迄ニ之ヲ出スヘシ議長之ヲ檢シ議事ニ付スヘキハ之ヲ付シ若シ議事ニ付スルニ及ハスト認ムルトキハ其旨本人へ告ケ之ヲ却下スヘシ

第廿六條 議員疾病事故アリテ不參スル者ハ參集時間前ニ必ス録事へ届出ヘシ然ルトキハ他ノ一員ニ己レカ意見ヲ委托シ之ヲ陳述スルヲ得ヘシト雖モ起立決議ノ數ニ算セス又一員ニテ二人ノ委托ヲ受クヘカラス

第廿七條 議員議場中ニ於テ止ムヲ得サル事故アリテ出場セント欲スルトキハ議長ニ請ヒ其許可ヲ受クヘシ

第廿八條 議事ノ始終ハ鐘ヲ以テ報スルコト左ノ如シ
鐘三聲〇〇〇 議事ノ席ニ着クヘシ
鐘二聲〇〇 議場ヲ退散スヘシ

更に十二年九月六日右規則の一部が改正せられた。その要點は、

○これまで縣廳學務官が議長をなしてゐたのが、師範學校長に移されたこと。

○從來中學校が全く此の會議に關係してゐなかつたのが、この改正によつて參加することになつたこと。

○會議員廿五名が三十名に増加されたこと。
などである。

三、會議狀況 會議は屢々開催されたであらうが縣廳文書の中で見當るもの數例を擧げて當時の會議内容を察して見よう。

1 明治九年七月

師範學校に於て五日間開會、學區取締、訓導、學區派出教員等出席、會議事項としては

○六級の地球問答を廢する件

○二級一級の暗算を廢する件

○第一級卒業試驗法如何

外數件あつてゐるが、五日間の議事としては少いやうにも思はれる。

2 明治十一年六月

師範學校附屬小學校に於て開催、學區取締の會であつて、學務課員其他師範學校生徒などの傍聴があつてゐる。此の會の議事は

○授業料徴収に關する件

○中學校設立に關する件

であつたが、授業料は一等二十錢から五錢下りて四等が六錢と決してゐる。中學校の問題は追々各中學區に中學校を設置する必要があるから其の候補地を決定して置いては如何といふので、熊本、山鹿、宮地、御船、八代、人吉、町山口の七ヶ所を擧げてゐるが、結果としては時期尙早といふので否決せられてゐる。

3 明治十一年七月

三日間師範學校に於て開催、議員は特に教育關係各方面より選抜したるもの三十二名、文部省制定の小學教則が全國劃一に偏したといふので之を廢し、各府縣に於て地方の事情に即したものを制定せよといふことになつたので、其の作製のための臨時會議である。權令富岡敬明が屬官をして朗讀せしめた演説書なるものは次の通りで、本會議の趣旨が明かにされてゐる。即ち

政治の善良は國民精神を養ふにあり。其の精神を養ふは教育を盛んにするにあり。教育を盛大にするは學資の如何にあり。學資の如何は人民の信否にあり。然而して人民の信否は教師其人を得ると教則其の度に適するとに關す。故に砲煙僅に消して小學師範校を起し、將來師範となるべきものを養成す。蓋し卒業派遣の期も近きにあるべし。今や文部省に於て小學教則を廢し地方の改選に任するもの偏に是れ人民の度に適せんことを欲すればなり。爰に於て更に委員を命じて其の草案を起

さしめ、之を教育會定期に先ち臨時會を起し學務官をもつて議長とし區長學區取締教員等を召集し議員となし、諮詢する所なり。各員の如きは區内人民の信依を受ると、小學生徒の教授を掌る所の責任なれば宜しく時勢人情に適するを主とし審議を盡されよ、其の學資の如きは亦他の會議に譲らん

明治十一年七月一日

熊本縣權令 富 岡 敬 明

こんな事情で此の會は三日間、本縣としての上下等小學教則につき學務課案を議案として審議した。その結果は本期初等教育の項に掲げてある通りである。

4 明治十二年一月十一日

定期の會である。議員は學區取締、授業生、督業訓導等で議事は夜學規則の制定であつた。同案は別項初等教育の項に掲げてある。

右によつて判斷せらるゝが如く當時の教育會なるものは諮問機關として大いに權威もあるし、實効も擧げてゐたのであつた。

第五章 第三期

(明治十二年教育令より
明治十九年學校令まで)

五七六

第一節 概説

一西 洋心酔の傾向 幕末頃より初まり特に明治初頭に至りては西洋思想の輸入に忙しかつたことは前にも述べた通りであつた。従つて明治十年代頃になると國民の思想は著しく歐化して來て從來の支那文化の影は極めて淡くなつた。

思想上の影響で最も著しいのは基督教信仰の激増であつた。一つは單に西洋の宗教であるが爲に、又一つには天賦人權説と相通ふ點がある爲に、殊に青年は教會の門に集つた。第二は婦人問題であつた。歐州文化から見て特に驚かれたのは我が國に於ける婦人の位置、男女間の道德であつたらう。直に社會問題の中心となつて論議された。

第三に變化を見たのは衣食住の日常生活に於ける歐化であつた。洋式の建築物、洋裝の流行、或は舞踏會、慈善會等の勃興など努めて歐風に擬せんとした。

二 反動思想 急進連が極端なる歐化に走るに對し保守的の反動思想も漸次其の聲を高くし本期の終頃には盛んに駁撃論が唱へられそれ等の著書なども簇出した。

保守思想は二つの色彩をもつて表はれた。一は國體論、神道論として旗幟を示し、單なる言論、著述ばかりでなく、團體として表はれるまでに至つた。他の一つは基督教の駁論であつて、其の急先鋒をなしてゐるものは最も打撃を受けたところの佛教徒であつた。かくして新と急、動と反動との思想戦は激甚を加へた。

三、教育思想の變遷 歐化思想は教育界にも益々浸潤して來た。スペンサーの教育説が漸次歡迎せられて居たことは前期に於て認められたが本期に入りては益々勢力を得て來た上に、更に其の系統に屬するジョホノットの著書の翻譯によつて一層之等一派の唱ふる實利的傾向は鮮明になつて來た。之と同時に教育方法論に於ても劃期的の時代を造るに至つた。從來は勿論其の方法幼稚極まるものであつたが、此の期に於て伊澤修二、高嶺秀夫兩氏が米國より歸朝して、所謂ベスタロッチーの開発主義の教授法を傳へるに至つた忽ち全教育界を風靡するに至り、我が國教育界がその方法論に於て覺醒された最初の時代を見るに至つたのである。

本期は要するに目的論に於て實利主義、方法論に於て開發主義といふ明かな色彩を帯びて來たものである。

第二節 教育行政

甲 全國狀況

一 學制廢止の理由 明治十二年九月二十九日「教育令」を公布し、同時に從來の「學制」を廢し

五七七

た。其の理由とする所は、其の理想高遠に過ぎ且劃一に過ぎ、當時の民情、地方經費の實情としては到底其の實施に堪えぬといふのであつた。歐米の教育制度を模倣した所の「學制」としては當然の運命であつたのである。

二 教育令の發布と其の改正 教育令は右の事情に鑑み、頗る簡單にして國情に適するやうにと考慮された。實は「學制」の複雑で強制的であつたのに對し反動的に頗る簡單又大いに自由の範圍を擴大した。

例へば學制では十三歳までに義務年限を終るのを原則としたのに對し教育令では四ヶ年間に最低限度十六ヶ月間の教育を受ければよいとしたり、或は學校に入學せずとも之と同程度の教育を受け得るものは就學と見做すとした如く、随分簡單、輕減、自由であつた。

之が爲に吾が國民はその精神を曲解し、教育を輕んずる傾向が見えて來たので間もなく此の教育令は改正されるに至つた。それが翌十三年の十二月である。

三 教育令及改正教育令

教育令

(明治十二年九月廿九日大政官布告第四十號)

第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之を統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校其他各種ノ學校トス

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ狀況ニ隨ヒテ野畫唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 以上掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條 各地方ニ於テハ毎町村或ハ數町村聯合シテ公立小學校ヲ設置スヘシ

但町村人民ノ公益タルヘキ私立學校アルトキハ別ニ公立小學校ヲ設置セサルモ妨ケナシ

第十條 町村内ノ學校事務ヲ幹理セシメンカ爲ニ學校委員ヲ置クヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無ハ其町村ノ適宜タルベシ

第十一條 學務委員ハ其町村人民ノ選舉タルヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八ヶ年ヲ以テ學齡トス

第十四條 凡兒童學齡間少クトモ十六ヶ月ハ普通教育ヲ受クヘシ

- 第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母及後見人等ノ責任タルヘシ
 但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スヘシ
- 第十六條 公立小學校ニ於テハ八ケ年ヲ以テ學期トス土地ノ便宜ニ因リテハ此學期ヲ縮ムルコトヲ得ヘシト雖モ四ケ年ヨリ短クスヘカラス此四ケ年間ハ毎年授業スルコト必四ケ月以上タルヘシ
- 第十七條 學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト做スヘシ
- 第十八條 學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教員巡回ノ方法ヲ設ケテ兒童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ
- 第十九條 學校ニ公立私立ノ別アリ地方稅若クハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス
- 第二十條 公立學校ヲ設置或ハ廢止セント欲スルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ
- 第二十一條 私立學校ヲ設置或ハ廢止スルモノハ府知事縣令ニ開申スヘシ
- 第二十二條 公立學校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ
- 第二十三條 私立學校ノ教則ハ府知事縣令ニ開申スヘシ
- 第二十四條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ町村費ヨリ支辨スヘシ
- 第二十五條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方稅ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

- 第二十六條 公立學校ノ土地ハ免稅タルヘシ
- 第二十七條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス
- 第二十八條 公立小學校ヲ補助センカ爲メニ文部卿ヨリ毎年補助金ヲ各府縣ニ配付スヘシ
- 第二十九條 府縣知事縣令ハ文部省ヨリ領收セシ補助金ヲ各公立小學校ニ配付スヘシ
- 第三十條 前年中授業四箇月ニ滿タサリシ小學校ニハ補助金ヲ配付セサルヘシ
- 第三十一條 私立小學校タリト雖モ府知事縣令ニ於テ其町村人民ノ公益タルコトヲ認ムルトキハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ
- 第三十二條 教員巡回ノ方法ヲ以テ教授セシムルコト一箇年四ケ月以上ニ至ルノ町村ニハ補助金ヲ配付スルコトヲ得ヘシ
- 第三十三條 各府縣ニ於テハ便宜ニ隨ヒテ公立師範學校ヲ設置スヘシ
- 第三十四條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ
- 第三十五條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書請フモノアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ
- 第三十六條 公立師範學校ノ整備ヲ要センカ爲メニ文部卿ヨリ補助金ヲ各府縣ニ配付スルコトアルヘシ
- 第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ
- 第三十八條 公立小學校教員ハ師範學校ノ卒業證書ヲ得タルモノトス但師範學校ノ卒業證書ヲ得スト雖モ

教員ニ相應セル學力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ

第卅九條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條 公立學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ担ムコトヲ得ス

第四十一條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ每年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條 凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但シ小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三條 凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ經タルモノニ非サルレバ入學スルコトヲ得ス

第四十五條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコト得ス

第四十六條 凡學校ニ於テハ生徒ニ體罰(毆チ或ハ縛スルノ類)ヲ加フヘカラス

第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

改正教育令 (明治十三年十二月廿八日太政官布告)

第一條 全國ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統攝ス故ニ學校幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルヘシ

第二條 學校ハ小學校中學校大學校師範學校專門學校農學校商業學校職工學校其他各種ノ學校トス

第三條 小學校ハ普通ノ教育ヲ兒童ニ授クル所ニシテ其學科ヲ修身讀書習字算術地理歴史等ノ初歩

トス土地ノ情況ニ隨ヒテ器畫唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲メニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

但シ已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身讀書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第四條 中學校ハ高等ナル普通學科ヲ授クル所トス

第五條 大學校ハ法學理學醫學文學等ノ專門諸科ヲ授クル所トス

第六條 師範學校ハ教員ヲ養成スル所トス

第七條 專門學校ハ專門一科ノ學術ヲ授クル所トス

第八條 農學校ハ農耕ノ學業ヲ授クル所トス

商業學校ハ商賣ノ學業ヲ授クル所トス

職工學校ハ百工ノ職藝ヲ授クル所トス

以上數條掲クル所何ノ學校ヲ論セス各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ヘシ

第九條 各町村ハ府知事縣令ノ指示ニ從ヒ獨立或ハ聯合シテ其學齡兒童ヲ教育スルニ足ルヘキ一箇若クハ數箇ノ小學校ヲ設置スヘシ

但本文小學校ニ代ルヘキ私立小學校アリテ府知事縣令ノ認可ヲ經タルトキハ別ニ設置セサルモ妨ナシ

第十條 各町村ハ學務ヲ幹理セシメンカ爲メニ小學校ヲ設置スル獨立或ハ聯合ノ區域ニ學務委員ヲ

置キ戸長ヲ以テ其員ニ加フヘシ

但人員ノ多寡給料ノ有無及其額ハ區町村會之ヲ評決シ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十一條 學務委員ハ町村人民其定員ノ二倍若クハ三倍ヲ薦舉シ府知事縣令其中ニ就テ之ヲ選任スヘシ

但薦舉ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十二條 學務委員ハ府知事縣令ノ監督ニ屬シ兒童ノ就學學校ノ設置保護等ノ事ヲ掌ルヘシ

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八ケ年ヲ以テ學齡トス

第十四條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

第十五條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニア

ラザレハ少クトモ毎年十六週日以上就學セシメザルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒リ

タル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラザレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第十六條 小學校ノ學期ハ三箇年以上八箇年以下タルヘク授業日數ハ每年三十二週日以上タルヘシ

但授業時間ハ一日三時ヨリ少カラス六時ヨリ多カラサルモノトス

第十七條 學齡兒童ヲ學校ニ入レス巡回授業ニ依ラスシテ別ニ普通教育ヲ授ケントスルモノハ郡區長

ノ認可ヲ經ヘシ

但郡區長ハ兒童ノ學業ヲ其町村ノ小學校ニ於テ試驗セシムヘシ

第十八條 小學校ヲ設置スルノ資力ニ乏シクシテ巡回授業ノ方法ヲ設ケ普通教育ヲ兒童ニ授ケントス

ル町村ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第十九條 學校ハ公立私立ノ別ナク地方稅若シクハ町村ノ公費ヲ以テ設置セルモノヲ公立學校トシ一

人若クハ數人ノ私費ヲ以テ設置セルモノヲ私立學校トス

第二十條 公立學校幼稚園書籍館等ノ設置廢止其府縣立ニ係ルモノハ文部卿ノ認可ヲ經ヘク其町村立

ニ係ルモノハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十一條 私立學校幼稚園書籍館等ノ設置ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘク其廢止ハ府知事縣令ニ開申ス

ヘシ

但公立小學校ニ代用スル私立小學校ノ廢止ハ府知事縣令ノ認可ヲ經ヘシ

第二十二條 町村立私立學校幼稚園書籍館等設置廢止ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ

經ヘシ

第二十三條 小學校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事縣令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編制シ

文部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スベシ

但府知事縣令施行スル所ノ教則ニ準據シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事縣

令之ヲ許可セントスルトキハ其意見ヲ附シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第二十四條 公立學校ノ費用府縣會ノ議定ニ係レルモノハ地方稅ヨリ支辨シ町村人民ノ協議ニ係ルモノ

ハ町村費ヨリ支辨スヘシ

五八六

第二十五條 町村費ヲ以テ設置保護スル學校ニ於テ補助ヲ地方税ニ要スルトキハ府縣會ノ議定ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得ヘシ

第二十六條 公立學校ノ敷地ハ免税タルヘシ

第二十七條 凡學事ニ供スル寄附金等ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ス

第二十八條 削除 第二十九條 削除 第三十條 削除 第三十一條 削除

第三十二條 削除

第三十三條 各府縣ハ小學校教員ヲ養成セシカ爲メニ師範學校ヲ設置スヘシ

第三十四條 公立師範學校ニ於テハ本校卒業ノ生徒ニ試験ノ後卒業證書ヲ與フヘシ

第三十五條 公立師範學校ハ本校ニ入學セサルモノト雖モ卒業證書ヲ請フモノアラハ其學業ヲ試験シ合格ノモノニハ卒業證書ヲ與フヘシ

第三十六條 削除

第三十七條 教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルヘシ

但品行不正ナルモノハ教員タルヲ得ス

第三十八條 小學校教員ハ官立公立師範學校ノ卒業證書ヲ有スルモノトス

但本文師範學校ノ卒業證書ヲ有セスト雖モ府知事縣令ヨリ教員免許狀ヲ得タルモノハ其府

縣ニ於テ教員タルモ妨ケナシ

第三十九條 文部卿ハ時々吏員ヲ府縣ニ發遣シ學事ノ實況ヲ巡視セシムヘシ

第四十條 公立學校ニ於テハ文部卿ヨリ發遣セル吏員ノ巡視ヲ拒ムヲ得ス

第四十一條 府知事縣令ハ管内學事ノ實狀ヲ記載シテ毎年文部卿ニ申報スヘシ

第四十二條 凡學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルコトヲ得ス

但小學校ニ於テハ男女教場ヲ同クスルモ妨ケナシ

第四十三條 凡學校ニ於テ授業料ヲ收ムルト收メサルトハ其便宜ニ任スヘシ

第四十四條 凡兒童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歷タルモノニアラサレハ入學スルコトヲ得ス

第四十五條 傳染病ニ罹ルモノハ學校ニ出入スルコトヲ得ス

第四十六條 凡學校ニ於テハ體罰(毆チ或ハ縛スルノ類)ヲ加フヘカラス

第四十七條 生徒試験ノトキハ父母或ハ後見人等其學校ニ來觀スルコトヲ得ヘシ

第四十八條 町村立學校ノ教員ハ學務委員ノ申請ニ因リ府知事縣令之ヲ任免スヘシ

第四十九條 町村立小學校教員ノ俸額ハ府知事縣令之ヲ規定シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

第五十條 各府縣ハ土地ノ情況ニ隨ヒ中學校ヲ設置シ又專門學校農學校商業學校職工學校等ヲ設置スヘシ

五八七

乙 本縣狀況

一 行政區劃の變動 本期に入つて間もなく明治十四年六月十八日行政區劃の分割、役所の位置名稱等につき左の通り變更され、七月一日から實施することゝなつた。明治十二年の制定に比べると合併を多くして役所數を遙に減じてゐる。

郡名	郡役所名	郡役所々在地
鮎田郡 託麻郡	鮎田 託麻 宇土 郡 役 所	鮎田郡 春日村 (從前ノ鮎田託麻郡役所)
山鹿郡 山本郡 菊池郡 合志郡	山鹿 山本 菊池 合志 郡 役 所	山鹿郡 山鹿町 (從前ノ山鹿山本郡役所)
上益城郡 下益城郡	上益城 下益城 郡 役 所	上益城郡 御船町 (從前ノ上益城郡役所)
八代郡 葦北郡	八代 葦北 郡 役 所	八代郡 八代町 (從前ノ八代郡役所)

右の外熊本區及玉名、阿蘇、球磨、天草の四郡は從前通りといふことになつてゐる。従つて一區十五郡を一區役所、八郡役所で管轄されることになつた。

此の組織は長い間繼續されて明治廿八年の改正まで行はれてゐた。

二 本縣學務課狀況 縣學務課の事務分掌に就いては前期に述べた通り明治十二年二月に改正せられ

て以來本期に入つたのであるが、十二年九月の教育令發布の關係などからして學務課の處務規程にも幾分改正の必要を生じ翌十四年三月その改正發布を見るに至つた。

改正の主なる點は從來、本務、衛生、視學、報告、調査の五部になつてゐたのが、衛生がなくなつて編纂と文書が増し六部となつたことである。衛生は此の時警察事務に移つたのであらう。これまで學務課の一部としてあつた衛生もやはり其の分掌事務を見ると一般衛生に關することであつて、所謂學校衛生といふわけでなかつたのである。従つて今回の改正で、衛生といふのが警察部に移されたからといつて教育上に衛生方面が閉却されたといふわけではない。むしろそれだけ事務が他に移されて學務課は純學務課らしくなつたと言へるやうなものである。各條に亘り相當改正されてゐるから左に全文を擧げることとする。

熊本縣學務課處務規程 (明治十四年三月改正)

第一章 要 領

- 第一條 本課ノ事務ハ其職制章程ニ基キ課長之ヲ統管ス
- 第二條 本課ノ事務ヲ分チ本務・視學・報告・調査・編纂・文書ノ六トシ其主任ヲ定メテ之ヲ分掌ス
- 第三條 分掌ノ事務ハ主任者之ヲ調査シ其議案ヲ作り課長ノ檢印ヲ經テ長次官ニ出シ判決ノ上處分スルモノトス
但シ他課ヘ關涉ノ事件ハ該課主任者ヘ協議シテ本文ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第四條 諸願伺等ノ文書成規例格ニ違ヒ之ヲ却下シ又ハ尋問ヲ要シ本人ヲ召喚スルトキハ課長ヘ稟議ノ上處分スルモノトス

但本文召喚ヲ要スルトキハ長次官ノ許可ヲ經ヘシ

第二章 本 務

- 第五條 縣立學校ノ職制章程及校則教則ヲ編制スル事
- 第六條 町村立小學校教則其他學事ニ關スル諸規則ヲ編製スル事
- 第七條 縣立學校發止ノ件ヲ調理スル事
- 第八條 町村立及私立學校廢立分合ノ件ヲ調査スル事
- 第九條 縣立町村立學校役員教員進退賞罰ノ件ヲ調理スル事
- 第十條 學務委員進退賞罰ノ件ヲ調理スル事
- 第十一條 縣立町村立學校敷地免稅等ノ件ヲ調理スル事
- 第十二條 學資寄附金其他學事ニ關スル篤志者褒賞ノ件ヲ調理スル事
- 第十三條 成規ニ照シ學資寄附金上申ノ件ヲ調理スル事
- 第十四條 縣會議案ニ係ル教育費ヲ調理スル事
- 第十五條 縣設教育會ノ閉閉ヲ管理シ及其諮問議案ヲ編製スル事
- 第十六條 學事ニ關スル町村會若シクハ町村聯合會ノ議決報告ヲ檢査スル事
- 第十七條 郡區教育會ノ議決報告書ヲ檢査スル事

第三章 視 學

- 第十八條 縣立町村立及私立學校ヲ巡視督學スル事
- 第十九條 縣立町村立及私立學校教員等ノ品行ヲ縮視シ兼テ其能否勤惰ヲ視察スル事
- 第二十條 縣立町村立學校教授ノ利害得失ヲ視察スル事

第廿一條 町村立及私立小學校教則ノ適否ヲ監査スル事

第廿二條 學校ニ入レス巡回授業ニ依ラスシテ普通教育ヲ受ル者ノ利害得失ヲ視察スル事

第廿三條 私立學校小學校ヲ除ク教育ノ利害ヲ視察スル事

第廿四條 學齡就學誘導ノ方法ヲ監査シ臨時其父兄ヲ説諭スル事

第廿五條 町村立學校ノ生徒ヲ臨時試驗シ例規ニ據リ其優等者へ褒賞ヲ與フル事

第廿六條 校舍ノ位置及建築方法ノ適否ヲ監査スル事

第廿七條 教育上ニ關シ奇特ノ行爲アル者及學術優秀ノ者ヲ具狀スル事

第廿八條 巡視功程書ヲ作り各地ノ景況ヲ悉シ及教育上利害得失ノ意見ヲ具陳スル事

次いで明治十五年四月また處務規程が改正され、學務課の名稱を改めて教育課とした。同時に事務整理章程が改められたけれども其の内容はどうしても見當らない。

更に十八年四月十二日縣廳全部の職制並事務章程が改正せられた。それによると教育課の事務章程は次のやうになつてゐる。著しく眼につくのは課内の分擔がずつと簡單になつたことである。もと五係又は六係となつてゐたのが、こゝでは三つに分れて常務係、督業係、統計係となつてゐる。尤もこれは明治十五年の改正で斯んなになつてゐるのかもわからない。視學といふ事務が督學係といふのになつたことも一つの變りである。

○ 教育課事務章程

(明治十八年五月二日改正)

常 務 係

- 一 學事諸規則ニ關スル事
- 一 學校長教員學力品行檢定ニ關スル事
- 一 生徒ノ賞罰ニ關スル事
- 一 區町村長教育費ニ關スル事
- 一 課印ヲ管守スル事

督 學 係

- 一 教育諸規則ノ適否ヲ視察スル事
- 一 教育ニ従事スル職員ノ勤怠品行ヲ視察スル事
- 一 公立學校々舎及維持方法ノ事
- 一 教育ノ盛衰及生徒卒業後ノ結果ヲ視察スル事

統 計 係

- 一 學事諸表簿ヲ調理スル事
- 一 官報ニ係ル報告書ヲ調理スル事
- 一 書籍器具ヲ保管スル事

- 一 學校幼稚園書籍館ノ廢置ニ關スル事
- 一 教育ニ係ル職員ノ賞罰ニ關スル事
- 一 學務委員ノ薦舉ニ關スル事
- 一 教育會ニ關スル事
- 一 就學督責法ノ實施ヲ監督スル事
- 一 生徒學業ノ進否ヲ監督スル事
- 一 郡區立及私設ノ教育會ヲ督視スル事
- 一 教員及縣立學校卒業生ノ名簿ヲ調理スル事
- 一 課中ノ文書ヲ編纂保管スル事

三 督業機關 督業訓導が縣下初等教育の實際を指導監督してゐたことは前期に於て述べた通りであるが、本期に入つても其の制は繼續されてゐた。而してそれが教育令の發布等の關係からして次の通り

に改正された。籍を師範學校訓導とせること、郡區長の監督下にあらせたことなどは從來のと異なる點である。

○ 督 業 條 例 (明治十二年十二月四日達)

- 第一條 督業訓導ハ熊本師範學校訓導ノ名儀ヲ以テ公立小學校督業ノ事ヲ專任シ各郡區ヘ派遣シ郡區長ノ監督ニ屬セシム
- 第二條 督業訓導ハ郡區ノ廣狹ニ依リ其人員ヲ定ム
- 第三條 督業訓導ハ郡區長ノ指揮ニ隨ヒ各公立小學校ヲ巡回シ教員授業法及生徒學業ヲ董督ス
- 第四條 毎年春秋兩度各公立小學校生徒ノ大試験定期試験ヲ臨視シ其試験表ヲ作り郡區長ヲ經テ縣廳ヘ開申スヘシ
- 第五條 師範學校ノ卒業證書ヲ得サル者ヲ雇入ル、ニ膺リ該町村人民ノ申狀ニ就テ其學業ヲ試験シ採用具狀書ニ連署スベシ
- 第六條 任地内兼テ學事ノ實況及教育上ノ利害得失ヲ審案シ每期試験済ノ上其具陳書ヲ作り郡區長ヲ經テ縣廳ヘ差出スベシ
- 第七條 各公立小學校教員ノ請求ニ應ジ授業法等ノ事ヲ傳習シ或ハ教育會ヲ開キ學事ヲ審議スル事アルヘシ
- 第八條 定期教育會並春秋兩度其他臨時出應及巡回共郡區長ノ指圖ニ隨フヘシ

之に次いで十二年十二月十日「視學官員巡回心得」は廢止された。これは西南役後學事衰微の状態であつたから特別に督學するために縣學務課員の巡視を多からしむる趣旨によつて明治十一年二月に設けられたものであつたが、漸次其の必要を感じなくなつたのか、他面督業訓導の充實活動に委するつもりでもあつたのか、此の時廢止されたのである。

然るに明治十四年に至つて此の督業訓導を師範學校から派出することは廢せられた。而して其の代りとして各郡區役所の學事書記に師範學校卒業のものを任用することとし、之をもつて事務と指導とを兼ねさせるやうになつた。

四 學務委員 「學制」が廢止せられ、「教育令」が發布になつた爲に「學制」による學區取締が廢せられて、學務委員が設けらるゝことになつた。

1 學務委員の任務

學務委員の職務は當然學區取締と同じものでなければならぬ。本期に入つて間もなき明治十二年十二月「學務委員心得」を發布したが、次いで明治十四年六月更に「學務委員心得」を出した。明治十二年末のそれは極めて概要に止つてゐたのが今回は細項に亘つて詳細に規定されてゐる。一讀して當時の學務委員が初等教育は勿論小學校以外にまで及んで而も學校の設置廢止から校則の制定、教員の進退成績に關すること或は就學取締、生徒獎勵等殆ど校長の事務と思はるゝ事項にまで監督干涉の權限を有してゐたことに驚く程である。其の全文を掲げよう。

○ 學務委員心得 (明治十四年六月三日)

學務委員ハ教育令ノ主旨ヲ奉シ本縣ノ成規ニ據リ該學區内一切ノ學務ヲ幹理スルモノトシテ其例規アルノ外取扱フヘキ事項大要左ノ如シ

第一條 町村立學校敷地ノ調査及建築修繕等ニ係ル事

第二條 町村立學校ノ諸雜則ヲ制定スル事

第三條 町村立學校校長教員補助員等ノ雇解及其歸省除服等ニ係ル事

第四條 町村立學校私立學校教員等ノ能否勤惰ニ付具狀スル事

第五條 學校教員品行及町村立私立小學校教員學力檢定ニ係ル事

第六條 小學校ヲ設置スルニ資力ナキ町村ニ巡回授業ノ方法ヲ設クル事

第七條 貧困兒童就學ノ方法ヲ設クル事

第八條 學事年報ニ係ル事件ヲ調査スル事

第九條 町村立私立學校生徒及學校ニ入ラス巡回授業ニ依ラズシテ普通教育ヲ受クル學齡兒童ノ學力試驗ニ臨ム事

第十條 町村立私立學校生徒獎勵ノ方法ヲ設クル事

第十一條 町村立學校及私立小學校教授ノ方法ヲ改良シ校舍器用ノ適否ヲ監査スル事

第十二條 私立學校(小學校ヲ除ク)教旨ノ利害得失ヲ具狀スル事

第十三條 町村立ニ代用スル私立小學校公益ノ有無ヲ鑑別スル事

第十四條 學事ニ篤志盡力ノ者ヲ具狀スル事

第十五條 町村立學校風水災ニ罹リタルトキハ其景況ヲ開申スル事

第十六條 町村立學校臨時授業開閉ノ月日ヲ報告スル事

第十七條 教育上有害ト認ムル事アレハ其旨ヲ具狀スル事

第十八條 教育上有益ト認ムル事アレハ其法案ヲ具シ(郡)(區)教育會ニ附スル事

第十九條 退任ノ節ハ一切ノ事務ヲ引繼且在任中事務調理ノ手續及着手ノ條件其他將來ノ見込等ヲ詳記シ該事務引繼書ヲ新任ノ者ヘ交附スル事

第二十條 前條々中縣廳ヘ進達スル書面ハ渾テ戸長連署ノ上郡區役所ヲ經由スヘシ

明治十四年十二月六日又々學務委員職務心得が改正發布された。大体は曩の六月のと同様であるけれども、幾分改められた所がある。それ等の條項を摘出して見よう。

○町村立學校經費の出納及生徒授業料の徴収に係る事

○學事に關する公共財産の保管増殖及寄附金等の處分に係る事

○學事に關する町村會の議案を起草し及其の評決の件を施行すること 但し經費の賦課徴収は此限りにあらず

○教育に關し人民の集會に係る事

○町村教育會の開設に係る事

○町村立私立幼稚園書籍館に就ても、小學校に於けると同様の權限を有すること
之を要するに經費に關する方面、幼稚園書籍館に關する方面等が擴張されたわけである。

斯くして學務委員は或は現在の校長の事務にまで、或は現在の視學の權限にまで、或は更に現在の町村長の任務の埒内にまで其の職務が擴大され、教育界に於いて頗る樞要の位置を占むるものとなつた。それが明治十八年まで續いた。その八月「教育令」の一部改正によつてこれまでの學務委員は廢止されて、その事務は戸長に移された。

2 學務委員の選舉

學務委員は其の町村内に於ける選舉により設けることになつてゐる。其の選舉法は明治十三年二月設

定されてゐる。

○學務委員選舉條規 (明治十三年二月六日文部省認可)

第一條 學務委員ハ年齢滿二十年以上ノ男子ニシテ其町村内本籍居住ノ者トス

第二條 癩癩白痴ノ者ハ學務委員タルコトヲ得ス

第三條 懲役一年以上實決ノ刑ニ處セラレタル者ハ學務委員タルコトヲ得ス

但滿期後七年ヲ經タルモノハ此限ニ非ス

第四條 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者ハ學務委員タルコトヲ得ス

第五條 學務委員ヲ選舉スル者ハ前四條ニ掲クル學務委員被選者ノ制限ト同様タルヘシ

但町村内寄留ノ戸主ヲ學務委員選舉人トスルト否トハ各町村ノ便宜ニ任ス

第六條 官吏教導職等ヲ學務委員トスルト否トハ各町村ノ便宜ニ任ス

選舉權、被選舉權とも年齢を二十歳以上としたことは随分思ひ切つたことと思ふ。なほ如何にも法三條式で實際の適用には支障も少くなかつたことであらう。翌十四年七月十八日布達によつて遙かに詳しく整つたものとなつてゐるが、繁を避けて之を省くが、定員の三倍を選出して地方長官の詮衡の餘裕を置いたり、記名捺印で選舉するやうにしたりした所は面白いと思ふ。

其の後十五年、十六年、十八年に少しの改正があつてゐる。出獄後七年といふのを五年に縮める等部分的なことである。

五 議事機關 本期に入つて間もなく明治十三年四月大政官布告をもつて「區町村會法」といふもの

が發せられた。其第一條に

『區町村會ハ其ノ區町村ノ公共ニ關スル事件及其ノ經費ノ支出徵收方法ヲ議定ス』

とある。而して各區町村會の規則は其の區町村に於て制定し知事の認可を受けるといふことになつてゐる。

府縣會法も同時に改正されてゐる。それによると、府縣會は地方税をもつて支辨すべき經費の豫算及其の徵收方法を議定することとし、會議は通常會と臨時會の二種とし、府知事縣令は其の議決につき施行し難しと思慮する時は内務卿に事由を具狀して指揮を受ける道を存してあり、選舉資格としては二十歳以上の男子、地租五圓以上の條件を有し、被選舉資格としては滿二十五歳以上の男子、三年以上の居住十圓以上の地租等の條件が設けられてゐる。

特に本期に入つてからの教育問題、殊に縣立學校の存廢弛張といふことを考ふるには必ず縣會といふものを併せ眺めなければならぬやうな關係になつてゐる。

六 郡區の教育行政 郡區長の下にあつて教育行政に關するものに郡書記、學務委員、戸長、督業訓導などがある。其各についてはそれ／＼の項に於て述べた。而して其の中の督業訓導は明治十四年に至つて廢せられ、其の代りとして郡書記に教育實際の指導監督が出来るやうに師範學校卒業のものを任用することとした。つまり後の郡視學を置く前提となつたやうなものである。監督權と指導權とが同一人に集められたことは、行政計畫を最も適切ならしめると同時に其の徹底を期する上に更に有効であつたわけである。

第三節 初等教育

甲 全國狀況

一 小學校教則綱領布達 明治十四年五月文部省は「小學校教則綱領」を布達した。

それによると小學校は、初等、中等、高等の三等とした。初等科の教科は修身、讀書、習字、算術の初歩、唱歌、體操を課し中等科は初等科の續きに地理、歴史、圖書、博物、物理の初歩を加へ、女子のためには裁縫を課し、高等科は更に化學、生理、幾何、經濟の初歩を加へ、女子の爲には經濟に代へるに家事經濟大意を以てすることとした。尙土地の狀況により農工商の初歩を加ふることを得とした。後明治十七年には更に英語を加ふることも出来るとした。

初中は各三ヶ年高等科は二ヶ年、従つて小學校が八ヶ年課程といふことには變りがない。

二 小學校教員心得の頒布 明治十四年六月、文部省は「小學校教員心得」なるものを府縣及び學校教員に頒布した。小學校教員の良否は普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は國家の隆替に係るとして教員資質向上の指針として十六ヶ條を示した。各方面に亘つて訓へ盡した感がある。

之等と相俟つて「小學校教員免許狀授與方心得」「學校教員品行檢定規則」なども設けられ教員の實質向

上には多大の注意を拂はれたのである。

三 小學校教育發達狀況 本期に於ける小學校教育の狀況を數字によつて示せば左の通りである。

年次	小學校數	教員數	兒童數
明治十二年	二八、〇二五	七一、〇四六	二、三一五、〇七〇
十三年	二八、四一〇	七二、五六二	二、三四八、八六〇
十四年	二八、七四二	七六、六〇九	二、三一二、六〇四
十五年	二九、〇八一	八四、七六九	二、六六一、九九二
十六年	三〇、一五六	八一、六三六	二、八三八、一〇八
十七年	二九、二三二	九七、三一二	二、八〇九、七二六
十八年	二八、二八三	九九、五一〇	三、〇九七、二三五

四 幼稚園に關する規則 十三年の改正教育令に幼稚園の設置廢止に關する規則を定めた。當時向學心高まつて學齡以前の兒童を小學校に入れて學齡兒童と同一の教育を受けさせる傾向があつたから明治十七年二月之を禁じ斯かるものは幼稚園に入れさせるやうに導いた。

乙 本縣狀況

一 概 說 本期即ち明治十二年九月から明治十九年三月までの七ヶ年余りの初等教育は一言に盡せば餘り發展したとは言ひ難い時である。前期が西南戰役に禍されて少からざる停頓を來したに拘はらず精緻劃一なる學制によつて一氣呵成に普及を圖つた爲に實質は兎も角、形式としては約七ヶ年に非常

な轉回、整備を見た。

之に對し本期は次のやうな事情によつて或は反動、或は停滯、或は萎靡、斯くしてあまり目覺しい發展を見ることが出来なかつた。

其の一つは十二年九月の教育令があまり自由性を認めた爲に前期の半ば強制的であつたのに反動として餘程廻避の態度に出たことである。これは翌十三年の改正教育令によつて幾分救はれたけれども崩れかゝつた陣形は急に容易に取返すことは出来なかつた。

次に明治十七年の風水害並に阿蘇山降霾の害による民力の疲弊が少からざる打撃を與へて教育費の負擔に苦しませた。加ふるに明治十三年の改正教育令によつて文部省からの教育補助金を廢した爲に爾今町村は一層打撃を受けた。尤も之に代つて地方費でもつて相當の補助をなすことにはなつたが、地方そのものが弱つてゐるから結局教育の進展には禍されざるを得なかつた。

併し一面時代と共に進歩開拓される方面もあつた。本期に於て女子教則なるものが出来て兒童數や教師教室の許す所では女子に對する取扱を別にする事になつた。尙体育の普及に留意したり、實業科目に就て考慮したりする萌しが見えるなども内容方面に於ける一進歩であらう。

教員の供給は地方の需要を充たすに足らないで試験無試験による有資格者養成にも相當手を盡してゐる。がまだ授業生といふのが大部を占める狀況である。

兒童の就學狀況などは一時減少する傾向さへあつた。

二 小學諸規則

1 明治十三年二月の本縣學則

明治十二年の教育令に基いて本縣でも翌十三年二月本縣學則を制定して布達した。第一卷は追つて發布することにして、第二、三卷を出した。其の内容は次の通りになつてゐる。

熊本縣學則第二卷

- 第一 公立小學校規則模範
 - 第一章 通則
 - 第二章 教則
 - 第三章 試験規則
 - 第四章 教場心得
- 第二 公立夜學規則模範
 - 附 教員試験科目
- 熊本縣學則第三卷
 - 第一 公立學校設置順序
 - 第二 私立學校學費取扱心得
 - 第三 學齡調査心得
 - 第四 教育會概則
 - 第五 督業條例
 - 第六 學務委員心得
 - 第七 公立小學校教員取扱心得
 - 第八 私學條例
 - 第九 學務委員撰舉條規

而して其の第一卷といふのは後に發布されたもので、中學校、醫學校、師範學校に關するものである。以上のうち第三卷は爾後幾分の改正變更はあつたが大體に於て本期を貫いて實施されてゐるが、第二卷に就ては屢々大小の變革が行はれてゐる。即ち施行後早や半歳にして十三年八月廢せられ追つて發布されるといふことになつてゐる。生命が短かゝつたので其の詳細は掲げないこととする。第三卷に就ては各關係事項の所に於て述べることにする。

2 明治十三年十一月の學則

曩に廢した學則第二卷に相當するものとして公立小學校教則模範といふのが發布せられた。而して之は一の準則であつて此の通りに施行するものは開申に止め、土地の事情等によつてやゝ變則とする向は認可を受くべきものとされた。

學則の内容は從來のに比して余程趣を異にするものがある。要點を示せば

- 下等小學、六級三ヶ年
- 高等小學、四級二ヶ年
- 授業は土曜日三時間、外毎日五時間
- 試験は月次、定期の二種
- 上等小學六級三ヶ年
- 學年は一月に始まり十二月に終る
- 兒童年齢は六歳より十四歳まで

之等の點は從來と大差ないが教科内容としては

- 上等小學第六級即第四學年より女子のために裁縫を加へたこと
- 上等小學第二級即第六學年の前期に農學一週五時、後期に商學一週五時を課したこと
- 高等小學に至つて經濟、博物、生理、化學等を加へたこと

などが著しく目立つ。

3 明治十四年八月の改正小學校教則

それが此の時に又改正されてゐる。其の微細の點に亘つて新舊の比較を爲すことは煩はしいから略す。大體の骨組は相似してゐる。學年が九月一日に始つて翌年七月三十一日に終るなどは之までのと異

なる主なる點である。けれども之は又十五年九月に至つて改正され、學年は十一月一日に始り、翌年十月三十一日に終ることに改正されてゐる。其の理由等は原議書類が見當らないから不明である。

此の時の改正教則は以後本期の終りまで大体用ひられてゐたのであるから、本期の小學教則を代表するものとして次に掲げよう。實業科目として更に工業が加はり、最後の學年に女兒のために家事經濟を加へたなどは注意を惹く。

○熊本縣小學校教則

(明治十四年八月二十六日布達)

教 旨

第一條 小學校ハ學齡兒ニ普通ノ小學科ヲ授クル所トス

學 科

第二條 小學科ヲ分テ初等中等高等ノ三等トス

修 學 年 限

第三條 修學年限初等科中等科ヲ各三箇年トシ高等科ヲ二箇年トス

第四條 初等科中等科ノ階級ヲ各六級ニ高等科ノ階級ヲ四級ニ分チ每級六箇月ノ修業トシ在學期限通シテ八箇年トス

學 年

第五條 學年ハ九月一日ニ始リ翌年七月三十一日ニ終ル

第六條 學年ヲ分テ二學期トシ前學期ハ九月一日ヨリ翌年二月十五日ニ至ル一百六十八日トシ後學期ハ二月十六日ヨリ七月三十一日ニ至ル一百六十六日トス

授 業 日 數

第七條 授業日數ハ每學年二百六十五日定式休日トス一百日ヲ除ク

授 業 時 間

第八條 授業時間ハ毎日五時一週二十八時土曜日ニトス時間除ク

休 業

第九條 冬期休業ハ十二月二十六日ヨリ翌年一月五日ニ至ル十一日間トシ夏期休業ハ八月一日ヨリ全三十一日ニ至ル三十一日間トシ大試業後三日間トス

第十條 日曜日及次ニ掲記スル祭日祝日ハ休業トス

秋季皇靈祭

秋分日

孝明天皇祭

一月三十日

神嘗祭

十月十七日

紀元節

二月十一日

天長節

十一月三日

春季皇靈祭

春分日

新嘗祭

十一月廿三日

神武天皇祭

四月三日

生 徒 年 齡

第十一條 小學初等科ハ滿六年ヨリ滿九年マテ中等科ハ滿十二年マテ高等科ハ滿十四年マテトス
但滿期卒業ニ至ラサルモノハ尙ホ就學セシム

試 業

第十二條 小學各等科ノ課程ハ其試業ヲ經テ及第ノ者ハ昇級セシメ落第ノ者ハ元級ニ留ム

第十三條 試業ヲ分テ小試業大試業ノ二トス

第十四條 小試業ハ毎月ノ終リニ於テ生徒一月中履修セシ諸學科ヲ試業シ其優劣ヲ檢定シテ同級ノ座次ヲ進退ス

第十五條 大試業ハ毎學期ノ終リ 前學期ハ二月 後學期ハ七月 ニ於テ生徒一學期中履修セシ諸學科ヲ試業シ其優劣ヲ檢定シテ該等ノ階級ヲ定ム (第十六條ヨリ第廿一條マテ省略)

第廿二條 試業問題ハ立會ノ郡區書記及ヒ學務委員之ヲ撰定ス

第廿三條 小試業ハ學務委員立會ノ上該校教員之ヲ執行ス

第廿四條 大試業ハ郡區書記及學務委員立會ノ上該校教員之ヲ執行ス (第廿五條ヨリ第廿八條マテ省略)

第廿九條 小試業大試業ノ外臨時縣廳ヨリ派出シテ臨時試業ヲ施行スル事アルヘシ

試験の監督

於教育座談會 佐々布 遠

私が郡役所に在職して居りました時分は郡役所の方では各々係がありまして、學務係衛生係及び庶務係と云ふ方面に分れて居りました。學務係の方は小學校の春秋の試験に監督の爲に出て居りましたが、既に郡役所に即ち八代の方に奉職しました以前からその制度が成り立つて居つて今更變つた事はありませんが、一口に申しますと春と秋との二度の小學校の試験に廻りまして監督員の様な風にして臨席をしてゐました。その時分は一學校に一日間監督に行つてゐました。さうして問題は監督員が出すことになつて居ましたがその試験の實際に當つて居りますのはその學校の奉職教員であつたのであります。それで甲乙丙の試験の成績を見まして甲とか乙とかいふ點數に入りましたものは、多くは賞と云ふ文字を書いて居る様になつて居つた様で、極々疎略な試験であつて、然も監督の試験の問題を出すといふので余程具合は悪かつた様で御座います。然るに學校の教員の方から問題を出したいと云ふ様な事はありましたけれどもその當時の制度及び規則としては、監督員の臨席員が試験の問題を出す様になつて居りま

した。その内には随分その可笑しい事の文もありました程で試験の場合は遊山にでも行つた様に、試験の時でも辨當でも持つて行つて居つたと云ふ様な一種何かの催しにでもいつた様な状態でありました。それが年に二度ありました。それは何等難かしい事もなかつた様ですけれども、兎に角今日の状態とは違つてをつた様であります。細かな事は又た別に申上げてでも宜しう御座います。が今の様な事情であつたのであります。

○小學各等科程 (各科各級の科程を掲ぐることは繁に堪へないから大体を察する。ために各等初級及び實業科を課せる中等科第三級のみを掲ぐる)

小學初等科

第一年 第六級

修身 一週三時間 毎日三十分ツ、簡易ノ格言事實等ニ就テ人倫ノ教訓ヲ授ケ務テ兒童ノ徳性ヲ發育シ又兼テ作法ヲ授ク

讀書 一週十時間 伊呂波五十音濁音次清音ヲ授ク次テ初學讀本正編ニ就キ假名ノ單語短句等ヲ授ケテ假名ノ用法及ヒ其意味ヲ簡易明了ニ説示シ且其中緊要ノ字句ヲ書取ラシム

作文 一週三時間 毎日三十分ツ 近易ノ庶物ニ就キ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題トシ假名ニテ單語短句ヲ綴ラシム總テ作文ヲ授クルニハ兒童ヲシテ其思想ヲ文字ニ顯ハスノ方ヲ知ラシムルコトヲ務ム

習字 一週六時間 平假名ヲ習ハシメ執筆運筆ノ法ヲ授ケ且石筆ノ用法ヲ授ク

算術 一週六時間 實物ニ於テ計數ノ法及其理ヲ示シ之ニ符合シタル數字ヲ授ク

体操 幼童ハ身体ノ構造未タ微弱ナルヲ以テ唯遊歩場ニ於テ適宜ノ遊戯ヲ爲サシメ切ニ過度ノ運動ヲ戒ム

小學中等科

第四年 第六級

修身 一週三時間 小學修身訓及修身說約ニ據リ和漢西洋古今人物ノ言行ヲ論シテ兒童ノ德性ヲ涵養ス
 讀書 一週六時間 西洋品行論ニ據テ文章ヲ學ハシム凡中等科以上ニ在テハ文章ノ意義ヲ講解シ兒童ヲシテ作文ノ法ヲ領得セシメンコトヲ務ム
 作文 一週二時間 訪問寄贈祝賀送別吊慰等ノ往復文及ヒ既ニ學ヒ得タル事物ヲ題トシテ假名交リノ文ヲ作ラシム
 習字 一週四時間 草書開明消息往來ヲ習ハシム
 算術 珠算 一週二時間 四則雜題度量衡貨幣ノ名義及ヒ其計算法ヲ授ク此級ヨリ以上ニ於テハ珠算ハ主トシテ其用法ヲ授ケ數理ハ筆算ヲ以テ之ヲ授ク
 筆算 一週四時間 筆算用數字及ヒ加減法ヲ授ク
 地理 一週三時間 學校近傍ノ地形即チ生徒親シク目撃スル所ノ山谷河海ヨリ説キ起シ漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ次テ管内地理ヲ授ク總テ地理ヲ授クルニハ地球儀地圖ヲ用ヒ及ヒ地理初步ニ據テ簡易明了ニ口授シ兒童ヲシテ地理ノ大意ヲ知ラシメンコトヲ務ム
 圖畫 一週二時間 縱橫線ヨリ其他ノ各種線ヲ畫カシメ務メテ手及眼ヲ練習シ然ル後物体ノ輪廓ヲ畫カシム
 博物 一週二時間 實物若クハ圖畫模型等ニ就テ通常動物ノ名稱部分常習効用及ヒ植物ノ名稱部分性質効用等ヲ授ク
 裁縫 一週二時間 通常簡易ノ運鍼法ヲ授ク即チ拭布、足袋底等ヲ縫習セシム
 体操 徒手運動ヲ演習セシム
 唱歌

第五年 第三級

修身 一週三時間 前級ノ續
 讀書 一週五時間 十八史畧ニ據テ漢文ノ讀法音訓ノ差別句讀ノ法及ヒ假名施用ノ法等ヲ授ケ稍高尚ノ假名交文ヲ學ハシム
 作文 一週二時間 前級ノ續及送狀願伺屆書等ヲ作ラシム
 習字 一週四時間 楷字千字文ヲ習ハシテ筆法ヲ正ス
 算術 珠算 一週二時間 同乘異除ヲ授ク
 筆算 一週四時間 前級ノ續乘法除法ヲ授ク
 地理 一週二時間 萬國地誌略ニ據テ萬國地理ノ大要ヲ授ク
 圖畫 一週二時間 臨畫模寫ヲ授ケ陰影濃淡ヲ分テ器具花葉家屋等ヲ畫カシム
 物理 一週二時間 物理階梯ニ據テ物性重力等ノ初步ヲ授ク總テ物理ヲ授クルニハ傍ラ單一ノ器械及近易ノ方法ニ依リ實地試驗ヲ施シ兒童ヲシテ其理ヲ了解セシムルコトヲ務ム
 農工商 一週二時間 土地ノ情况ニ因リ三科ノ内一科若クハ二科ヲ授ク農科ハ農具ノ名稱用法肥料ノ種類効用禾穀菜蔬果實ノ性質栽培法養蠶培桑ノ法及家畜魚鳥ノ飼養法ト凡農家ニ緊要ナル事項ヲ授ケ工料ハ器械ノ功用瀛水風力利用ノ一斑工業ノ經濟及其土地ニ適切ノ製造物品々質製造法等工家ニ緊要ナル事項ヲ授ケ商科ハ簿記保險銀行郵便電信水陸運輸貨幣手形等凡商家ニ緊要ナル事項ヲ授ク
 裁縫 一週三時間 前級ノ續
 体操 同前級
 唱歌

小學高等科

第七年 第四級

修身 一週三時間 勸善訓蒙ニ據リ秩序ヲ立テ修身ノ大要ヲ授ケテ生徒ノ徳性ヲ涵養ス

讀書 一週六時間 十八史略ニ據テ漢文ヲ授ケ傍ラ數行ノ文章ヲ假名交リ文ニ譯シ之ヲ復文セシメテ文法ヲ知ラシム

作文 一週三時間 記事文及ヒ志傳等ヲ作ラシム

習字 一週三時間 適宜ノ手本ヲ與ヘテ楷行草ノ書体ヲ交互ニ習寫セシメ又時々細字若クハ大字ヲ習ハシム

算術 一週四時間 筆算合率比例按分遞折比例ヲ授ク

地文學 一週四時間 百科全書地文學ニ據テ地球地皮大氣水陸生物物産等ノ大略ヲ授ク

化學 一週三時間 火空氣水土等ニ就テ化學ノ端緒ヲ開キ次ニ小學化學書ニ據テ非金屬諸元素ニ關スル化學ノ大要ヲ授ク

圖畫 一週二時間 草木禽獸等ヲ畫カシム

裁縫 一週四時間 絹布給綿入等ノ製法ヲ授ク

体操 器械運動

唱歌

尙參考のために高等科二級（第八年生）に於ける家事經濟の要目を掲げて置く

家事經濟 一週三時間 衣服洗濯住居什具食物割烹理髮出納等一家ノ經濟ニ關スル事項ヲ授ク凡ソ家事經濟ヲ授ク

ルニハ生徒ヲシテ民間日用ノ事ニ適合セシメン事ヲ務ム

4 明治十五年十月の女子教則

時勢の進歩が産んだ本期の特産物である。縣はその布達に際し、「女子小學校ハ勿論一般小學校ノ内殊ニ女子教場ヲ置キ教授候向ハ來ル十一月一日ヨリ履行可致此旨布達候事」として其の徹底を望んでゐる。その全文を掲げてどれ位の女子的の色彩が施されたかを眺めて見たい。尤も試験法や休業日等の諸則は一般小學教則に準ずることとしてある。（教科課程表は略する）

○熊本縣小學女子教則（明治十五年十月七日布達）

教授要旨

諸科教授ノ要旨ハ一般小學校教則ニ準據スベシト雖モ女子ハ性質男子ト異ナルヲ以テ勉メテ溫良ヲ重シシ教授スルヲ要ス禮節ハ辭氣容貌ヲ優美淳淑ニシ能ク婦徳ヲ服膺セシムルヲ旨トス

小學中等科（初等科ハ男子ト同一ニスルヲ以テ別ニ舉ケス）

修身 姫鏡、修身説約、女子修身訓ニ就テ解シ易キ修身ノ要ヲ口授シ四級以上ハ時々女子修身訓ヲ

與ヘテ講讀セシム

讀書 修身小學讀本ニ就テ授ク

作文 女子通用ノ書牘文体ヲ學ハシメ次ニ假名交リノ諸文体ヲ作ラシム

習字 女消息往來、改正女今川、階書千字文ヲ習ハシム

珠算 四則雜題、度量衡貨幣計算法、異乘同除、同乘異除法ヲ授ク

筆算 數字、加減乗除法、分數、小數諸法、單比例ヲ授ク

地理 地球儀、地圖、地理初步、熊本縣地誌略、日本地誌略ニ就テ地理ノ大略ヲ授ク

歴史 内國史略ニ就テ日本歷代沿革ノ大意ヲ授ク

家政 洒掃衣服ノ疊方其他家事必要ノ事ヲ實地ニ就テ教ヘ又家事要訓、家政用旨改正女範ニ就テ家

政ノ大約ヲ口授シ兼テ日用帳簿ノ記載法ヲ習ハシム

圖畫 縱横線ヨリ其他ノ各種線類單形ヲ畫カシ次ニ臨畫摸寫ヲナサシム

女紅 運針法ヲ初メトシ漸次簡單ナル縫方裁方ヨリ木綿類單衣、袷、綿入ノ裁縫次ニ絹布袷綿入等ノ仕立方ヲ授ク

禮節 座作、進退、應接、勸茶、行酒等ノ容儀ヲ授ク

体操 適宜ノ遊嬉ヲナサシメ切ニ過度ノ運動ヲ戒ム

唱歌 授業法整頓ノ上之ヲ授ク

小學高等科

修身 姬鏡、修身説約、修身叢語ニ就テ稍高尚ノ修身談ヲナシ兼テ本朝列女傳、改正女訓ヲ與ヘテ

講讀合讀セシム

讀書 前科ニ同シ

作文 前科ノ續キ及ヒ普通書牘文、假名交リ記事文ヲ作ラシム

習字 楷行書三体ノ細字ヲ習ハシム

筆算 諸比例、利息算、開平開立

地理 百科全書地文學ニ就テ地文ノ大意ヲ授ク

物理 物理楷梯ニ就テ物理ノ大意ヲ授ク

博物 實物又ハ模型、圖画、具氏博物學ニ就テ通常ノ動、植、礦物ノ名稱、部分、性質効用等ノ大

略ヲ授ケ次ニ改正女範、初學人身究理、訂正母親ノ心得ニ就テ生理攝生ノ大要ヲ授ク

家政 漬物、釀造、割烹、調味ノ方法、單式記簿、其他家事經濟ノ要ヲ授ク

圖画 前科ノ續キ及ヒ投影淡濃ヲ分チ實物ヲ摸寫セシム

女紅 袴羽織、股引、袋物等稍高尚ノ仕立方ヲ授ケ糸物ノ組方、繡、綉等ノ諸細工ヲ教フ

禮節 前科ニ同シ

体操 前科ニ同シ

唱歌 前科ニ同シ

5 明治十八年七月の小學校校則

十三年以後屢々改正されて來たのは教則といふ方面で、教育の目的や學期、學年、授業日數、教科及課程、試験法といふやうなものであつた。然るに茲に制定されたのは校則といふので、事務上の規程や、校長、教員の服務、生徒心得、或は生徒訓戒法などといふもので本期に入つては初めての發布である。参考のため主なる箇條だけを示す。

○小學校々則 (明治十八年七月十七日布達)

第一章 入學退學

第一條 小學校ニ入學スヘキ男女ハ滿六年ヨリ同十四年迄ノ學齡兒童トス

第二條 兒童ノ入學ハ父母若クハ後見人等ヨリ該學校ヘ申出ヘシ

第五條 兒童入學ノ後ハ半途退學スルヲ許サス若シ已ムヲ得サル事由アリテ退學セントスルトキハ其父母若クハ後見人ヨリ其學校ヲ經テ學務委員ノ指圖ヲ受クヘシ

第二章 校長職務心得

第六條 校長ハ教育令ノ旨趣ヲ服膺シ校内一切ノ事ヲ管理スルモノトス故ニ事務學ヲザレハ其責ニ任スヘシ

第七條 校長職務ノ要領左ノ如シ

一 教員授業生等ノ分擔ヲ定ムル事

一 教員授業生等教授ノ得失ヲ視察シ之カ勤惰ヲ監査スル事

一 生徒ノ學業及行狀ヲ監査シ之カ賞罰ヲ正クスル事

一 校内ノ圖書器械及ヒ諸表簿ヲ整頓スル事

一 校内ノ清潔ニ注意シ生徒ノ健康ヲ保全スル事

一 兒童ノ入學及ヒ生徒ノ異動ヲ調査シ其都度學務委員ニ報告スル事

第八條 校長ヲ置カサル學校又ハ校長不在ノ時ハ首座教員其事ヲ攝行ス

第三章 教員授業生職務心得

第十條 教員ハ文部卿定ムル所ノ小學校教員心得ノ旨趣ヲ服膺シ生徒ヲ教養ス故ニ生徒品行ノ善惡學業ノ進否ハ渾テ其責ニ任スヘシ

第十二條 教員職務ノ要領左ノ如シ

一 校長ノ指示ニ從ヒ生徒ヲ教養シ兼テ校務ヲ分掌スル事

一 大小ノ試業ヲ履行シ生徒ノ優劣勤怠ヲ明カニスル事

一 教授用ノ圖書器械ヲ保管シ擔當ノ諸表簿ヲ調整スル事

一 生徒ノ風習行狀ニ注意シ之ヲ薰督矯正スル事

一 教場ノ整頓及清潔ニ注意シ生徒ノ健康ヲ保全スル事

第十二條 授業生等ハ前條ノ旨趣ニ據リ教員ノ職務ヲ補佐ス教員不在ノ時ハ首座授業生其事ヲ攝行ス

第五章 生徒訓戒法

第二十條 生徒訓戒法ハ其行爲ノ不正又ハ過失ヲ罪科ト爲シテ之ヲ罰スルノ規法ニアラス其不正ヲ戒メ其過失ヲ論シ本善ノ性ヲ涵養スル一ノ教育法ナルヲ以テ生徒タル者教師ノ命令教誨ニ從ハス懶惰放恣傲慢粗暴等他

日ノ禍根タルヘキ不良ノ行爲アル時ハ本則ニ照シテ訓戒ヲ加ヘ其惡習ヲ善化セシメン事ヲ務ムヘシ

第廿一條 訓戒法ヲ分チテ左ノ三項トス

第一項 諭戒、 第二項 貶席、 第三項 留戒、

第廿二條 第一項ノ訓戒ハ生徒ヲ教員控所ニ伴ヒ懇切ノ訓諭ヲ加ヘ以テ將來ヲ戒慎セシムベシ

第廿三條 第二項ノ訓戒ハ授業時間中生徒ノ席次ヲ貶シ反省悔悟セシムヘシ

第廿四條 第三項ノ留戒ハ退校時間後一日三十分ヨリ多カラサル時間(若シ三十分以上ノ留戒ヲ命スル時ハ之ヲ二日以上ニ分課スヘシ) 其生徒ヲ校内ニ留置キ受持教員之ヲ監督シ嚴格誠實ノ誠諭ヲ加ヘ以テ自愧猛省セシムヘシ

但生徒ハ遊歩時間ニ於テ隨意ノ遊戯ヲ止メ本文ノ訓戒ヲ行フヘキモノトス

6 明治十九年三月の學校通則

此の時「學校通則」として左の三ヶ條が布達された

- 一 凡學校ニ於テハ種痘又ハ天然痘ヲ歴サル者ハ入學セシムルヲ得ス
- 一 傳染病ニ罹ル者ハ學校ニ出入スルコトヲ得ス
- 一 凡學校ニ於テハ生徒ニ体罰（毆或ハ縛スルノ類）ヲ加フルヲ得ス

十三年十一月改正の教則までには第一項の種痘云々のことは必ず條文として掲げられてゐたのが、明治十四年八月の改正に此の一項が見えない。そこで實際に困つたか、法の不備として氣づいたか茲に補はれたものであらう。第二項は當時の實際教育に相當体罰が行はれてゐたことを察するに難くない。其の後とても体罰物語は随分殘されてゐる程だから容易に改められない傾向であつたと見てよろしからう。

以上教則及校則の改正變革によつて察せらるゝ當時の小學教育は本期の前半は朝變暮改の恨みはあつたがそれだけ内容的には相當の進歩を見せて居り、殊に女子教則が表はれたり、或は又實業科目が加へられたり、女子のために裁縫や家事經濟が加へられたりして其の内容が實際化して來てゐる。別項就學兒童の項で述ぶるが如く生徒數が漸減する傾向などもあつて形体としては不振のやうに見えてゐても内容的には本期間に於てやゝ見るべきものがあつたといはねばならぬ。

併し又一面に大分變則教則を許してゐることも本期の反動時代として目立つことである。中には讀書算術のみを教へる學校も變則學校として認め且つ補助金をも交付せよといふ指令などもあつてゐる。射育令時代は大體に於ては余程寛大自由であつたと見なければならぬ。

明治二十年前後の小學教育

山 本 實 人

私は明治十五年に初めて小學校に入學したが、その頃の小學校は今から考へると實に不完全なものであつた。校舍は民家を使用してゐた。教具といつても黒板と地圖位なもので、その外に何にもない。勿論机もなければ腰掛もない。各文庫といふものを持つて行つて、それを机の代用にしてゐた。今日の如く理化學の器械もなければ運動器械もない。讀方でも地理でも理科でも總ての學科は、讀本と同様に取扱はれ、讀方解釋といふやうな順序であつた。實驗すべき器械もなければ器具もないので、理化如きは唯教科書の説明位だから、何が何やら一切分らなかつた。

注入主義の教授は總ての教科に適應され、當時の作文科如きは全く模倣の綴り方であつた、思想も形式も一の範例文に據り綴るから、誰れのも同様の形に出來てゐる、讀本も今から見ると實に高尚であつた。全然漢文の十八史略などといふ教科書を讀まされることもあつた。

明治二十年以前の小學校は、初等、中等、高等の三科に分かれ、修業年限は初等中等科は三ヶ年、高等科は二ヶ年で、初等及び中等科は各六級から一級まで、高等科は四級から一級までに區分された、而して春秋二期に進級試験があつた。この試験には特に郡役所から試験官を派遣された。試験本位の教育法であつた様に思ふ。

明治二十年に小學校は尋常高等に分かれ、此の頃は校舎も大分良くなつた、設備も相當整つて來た、体操唱歌等の教科も加へられ、体操科は此の當時殊に木鉢を持たされ、執鉢体操を盛んに行つたことを記憶する。注入主義の教育法から開發主義の教育方法に移り、模倣から漸次獨創の教育方法に變つたのである。

此の頃學生間の尙武的精神は傳統的に盛んであつた。運動會もなければ學藝會もなく、勿論修學旅行など聞いたこともない當時、學生間の唯一の娛樂は年中一回の鬼狩りであつた。此の催しは學生間の無上の樂として大に期待

されたのであつた。今日から當時の小學校時代のことを追想すると實に隔世の感がある。

三 學齡兒童

本期の初は舊教育令の自由制によつて前期の強制的拘束から逃れてやゝ弛緩の状を示し中頃は明治十六年頃の天災によつて民力疲弊して就學減少し、就學督勵には余程苦心した時期であつた。

1 學齡調査心得 まづ舊教育令の發布せられた年の十一月學齡調査心得なるものが出た。學齡調査督責等は専ら學務委員の任務としてあつた、學務委員別項教育行政の所でも述べたやうに明治十八年廢せられたが此の督勵時代の學務委員は教育の普及に向つては随分實効を收めた役であつた。調査心得の全文は次の通りである。

學齡調査心得 (明治十二年十二月廿七日布達)

第一條 學齡就學不就學ハ教育令旨ニ照シ調査スルモノトス

第二條 學齡人員ハ學務委員ニテ戸籍ニ就キ毎月之ヲ調査シ毎年七月兩度ニ表式ノ如ク編製シ戸長連署ノ上郡區長ヲ經テ縣廳ヘ開申スヘシ

第三條 學齡不就學ノ者ハ學務委員ヨリ其父母後見人等ヘ獎誘シテ就學ノ責任ヲ盡サシムヘシ

但就學致シ難キモノハ其事故(即廢篤疾或ハ何々)書ヲ取り置クヘシ

第四條 一旦就學セシ者ト雖モ一ヶ月十日以上登校セサルモノハ學務委員等ヨリ直ニ當人ヲ督勵シ又ハ其父母等ヘ獎誘シテ登校セシムルヲ要ス

但他ニ教ヲ受クルモ普通學科ニ非レハ就學ト見做スヘカラス

第五條 學務委員ニ於テハ叨リニ事故ニ托シ就學セシメサルト認ムルモノハ懇篤ニ説諭ヲ加ヘ尙ホ其責ヲ盡サ、ルトキハ戸長連署ノ上郡區長ヲ經テ縣廳ヘ具陳スヘシ

第六條 普通學科即チ讀書習字算術地理歴史修身ノ六科ヲ兼學セサルモノハ變則就學トナシ調査スヘシ

此の調査心得を文部省に伺つた時、原案には第四條の但書に「受業壹ケ年四ヶ月ニ滿タサル者ハ就學ト見做スベカラズ」といふのがあつたが、之に對し文部省からは

『第四條但書受業壹ケ年四ヶ月ニ滿タスト雖讀書習字算術地理歴史修身ノ初歩ヲ備ヘ學ブ者ハ普通教育ニ就ク者ト做スベキ儀ト可心得事』

といふ訂正指令があつてゐる、之によつて察しても舊教育令(明治十二年發布のもの)が如何に自由寛大に取扱つたかが察せられる。

この調査心得は翌十三年二月廿四日布達された本縣學則第三卷中に殆どこのまゝの形で收められ、以下本期を通じて施行されたものである。(十八年に學務委員が廢せられてからはその事務は戸長に移つたので督責の實効は幾分減ぜられた。)

2 督責規則 前にも述べし如く本期は學齡兒童の就學督責を相當強くする必要に迫られてゐた。十四年七月に學齡就學督責規則といふものが出來たのも此の必要からである。督責の方法はやゝ細かに用意されてゐる。併し向學心の低き當時とは言へ一年十六週間の就學が出來ればよいといふ程度であるから今から考へるとまだ一々手緩いものではあつた。参考に全文を掲げて見よう。

○ 學齡就學督責規則 (明治十四年七月廿五日布達)

第一條 學齡兒童就學督責ノ事務ハ學務委員ニ於テ之ヲ掌理シ區長之ヲ總管スルモノトス

第二條 學務委員ハ毎年ノ終ニ於テ其學區内ノ兒童翌年學齡ニ在テ左ノ項々ニ該當スル者ヲ區別シ就學調査簿ヲ製シテ郡區長ニ開申スハシ

但第一項ノ事項及第三項ノ理由ハ父母後見人等ノ申出ニ因テ兒童毎ニ該調査簿ニ記載シ之ニ當否ノ意見書ヲ附シテ郡區長ノ認可ヲ經ヘシ

第一項 未タ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ其年就學スル能ハサルノ事故アル者

第二項 未タ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ其年就學スルヲ得サル者

第三項 既ニ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ其年就學スル能ハサル理由アル者

第四項 既ニ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ其年就學スルヲ得ル者

第三條 學務委員ハ第二條第一項ノ事故及第三項ノ理由當否ノ意見郡區長ノ認可ヲ經タル後ハ其第二項及第四項ニ該當スル兒童ニシテ小學校ニ入り普通教育ヲ受クヘキ者ノ名簿ヲ製シ之ヲ該小學校教員ニ回附スヘシ且其名簿ニ載セタル兒童中ニ就キ父母後見人等ノ申出ヲ採用セサル分ニ限り其旨該父母後見人等ニ示諭シテ入學セシムヘシ

第四條 小學校教員ハ學務委員ヨリ回附シタル兒童名簿ニ基キ更ニ生徒出席簿ヲ製シ日々其出席欠席ヲ点檢シテ毎月末之ヲ學務委員ニ報告スヘシ

第五條 學務委員ハ小學校教員ノ報告ニ因リ毎月生徒欠席ノ多寡ヲ檢査シ時々父母後見人等ニ就キ欠席ノ事故若クハ理由ヲ質シ其謂レナキニ於テハ篤ト將來ヲ戒諭シ或ハ更ニ其筋ノ説諭ヲ乞フ事アルヘシ

第六條 學務委員ハ毎年ノ始メニ於テ前年中左ノ項々ニ該當スル者ヲ調査シ兒童毎ニ其事故及理由ヲ記シ之ニ當否

ノ意見書ヲ附シテ其第一項及第三項ハ郡區長ノ認可ヲ經ヘク其第二項及第四項ハ郡區長ニ具申スヘシ

第一項 第二條第二項ノ學齡兒童ニシテ不得已事故アリテ就學十六週日ニ滿タサリシ者

第二項 第二條第二項ノ學齡兒童ニシテ不得已事故アルニアラスシテ就學十六週日ニ滿タサリシ者

第三項 第二條第四項ノ學齡兒童ニシテ相當ノ理由アリテ就學十六週日ニ滿タサリシ者

第四項 第二條第四項ノ學齡兒童ニシテ相當理由アルニアラスシテ就學十六週日ニ滿タサリシ者

第七條 郡區長ハ第六條第二項及第四項ニ就キ學務委員ノ具申スル所ヲ適當ナリト認ムルトキハ其意見書ヲ附シテ縣令ノ處分ヲ乞フヘシ

第八條 未タ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童ニシテ就學スル能ハサルノ事故アリト認ムヘキ者ハ概ネ左ノ如シ

第一項 疾病ニ罹ル者

第二項 親屬疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者

第三項 廢疾ノ者

第四項 一家貧寒ノ者

但此等ノ者ヲ待ツヘキ學校等ノ設備ナキ場合ニ限ル

第九條 既ニ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘタル學齡兒童ニシテ就學スル能ハサルノ理由アリト認ムヘキ者ハ第八條ノ事故アルハ勿論他ノ學科ヲ修ムルカ若クハ職業ニ就ク等ノ者トス

第十條 巡回授業及家庭教育等ニ就テノ就學督責モ前條々ニ準據シテ調査スヘシ

3 處分規則 十四年七月の督責規則はやはり督責規則に過ぎぬ。郡長に届けようと縣令に届けようと唯それだけで何も處分法はない。眞に教育の要を感じてゐない民衆中には訓諭、獎勵、それでは最後の嚇しが利かない。といふのであつたか半年後の十二月に「學事違犯處分規則」といふのを出してゐる。事故又は理由として認め難い時は拘留又は科料に處すといふのである。認可を受けずして設置廢止を勝手にやつたものの處分も同様に考へられてゐる。

○ 學事違犯處分規則

(明治十四年十二月二十七日布達)

第一條 未タ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡兒童不得巳事故又ハ相當ノ理由アルニ非スシテ一年就學十六週日ニ滿タサリシ者ノ父兄及後見人

第二條 就學シ能ハサルノ事故及理由アルニ非スシテ小學科三ヶ年ノ課程ヲ卒ヘサル學齡滿期兒童ノ父母及後見人縣令ノ許可ヲ受ケス學校ヲ設置及廢止シタル者

第四條 前條々ニ該當スル者ハ刑法第四百三十條ニヨリ違警罪トシテ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上壹圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

この處分規則は余程効を奏したと見え、翌十五年の學事年報には「年次狀況」の項に於て述べた如く就學者が著しく増加して地方によつては「校舍充塞往々増築スルノ現状アルニ至ル」といふ程になつた斯くて此の規則は本期の終り明治十八年二月まで其の威力を示したが、別途違警罪目の改正に伴ひ本規則は廢せられた。

四 教 員

1 需給狀況 本期の當初に於ては學校數は七百餘であるのに對して、有資格教員即訓導及訓導補助は合せて百名位である。有資格者の普及程度は實に曉天の星の如く疎らである。従つて每學事年報でも述べられてあつたやうに地方からの要求は相當に強かつた。師範學校としては本科の外に速成科も設けて應急策を講じてゐるけれども、以つて地方の要求を充たすに足らず、一方檢定試験或は無試験檢定等によつて補充に力むるも一ヶ年數十名に過ぎない狀況で、要するに供給不足であつた。

本期の終、明治十八年の充實狀況は學校數七百十校に對し訓導四百十二名で一校一人にも當らない。當時の統計表には學級數が示されてないから、今日の如き意味での充實歩合などを見ることは出來ないけれども一校一人にも當らない正教員の充實狀況は誠に貧弱を免れない。けれども本期の當初正教員百余名に過ぎなかつた狀況からすれば約七ヶ年は相當供給が出來たわけである。

女教員のことには就ては前期に於て其の發現について述べたが、本期に入つてはいくら増加して明治十三年には補助教員として三十六名の數を見ることが出来る。而して本期の終りにはそれが四十三名に増してゐる。勿論遅々たるものではあるが當時の女子教育の程度からしては教壇に立つ女子のこれだけでもあつたことは他面女子の職業觀からしても興味ある事實として見たいのである。

2 教員養成 教員養成の本場たる師範學校のことに就ては別節に之を述ぶることとして、此處では其の別法たる檢定に就て述べよう。

教員供給が充分でないために當局としては試験検定と無試験検定の法を執つて教員の資格向上と充實の途を講じた。明治十三年二月廿四日布達の教則第三卷第七「公立小學校教員取扱心得」の附録として教員試験科目が示されてゐる。

○ 教員試験科目 (明治十三年二月廿四日布達)

- 史 學 萬國史略又ハ國史學要中一枚乃至二枚ヲ撰ヒ之ヲ講讀セシム
- 地 學 輿地誌略又日本地誌略中二枚乃至三枚ヲ撰ヒ之ヲ講讀セシム
- 理 學 物理全誌中一枚乃至一枚ヲ撰ヒ之ヲ素讀セシ後其要領ヲ質問ス
- 修身學 修身論中一枚乃至二枚ヲ撰ヒ講讀セシム
- 算 術 珠算分數術迄ノ設問三題トス
- 作 文 通常書簡文一篇ヲ作ラシム
- 習 字 楷行草ノ三様ヲ書セシム

かくして當局は檢定受験を獎勵した。明治十五年の如きは受験者の便を計り各郡區役所に於て試験を施行したり、學力實地の優良なるものは無試験で資格を授與したりして教員の養成に力めた。

次いで翌十四年九月には「學校長教員取扱規則」なるものが發布されてゐる。その第二章に小學校教員免許狀のことが規定されてゐる。それによると資格の種類としては初等科教員、中等科教員、高等科教員及び体操、裁縫、家事經濟、農工商等の特殊教科のみに限る學科教員(今の専科教員)の四種があつた。専科教員が生れるなど必要が産んだ進歩である。

更に本規則で特記すべきことは免許狀の効力を四ヶ年と限つたことである。勿論異見はあるであらうが、四ヶ年も経過すれば學力退歩、修養弛緩といふやうなことも豫想され、教員をして常に生氣ある修養生活をなさせようといふ企劃と見ねばならぬ。四年の終りに於て再試験に合格しなければ免許狀返納させられるのであるから勉強せざるを得ないのである。免許狀の裏に「一、此の免許狀ハ授與ノ月ヨリ四十八箇月ヲ限リ其効ヲ有スルモノトス」「一、此免許狀有効期滿ノ上ハ直ニ返納スベシ」と明記してあるなど實に面白い。

尙授業生にして學術品行優良なるものは無試験によつて免許狀を授與することも獎勵法として掲げられてゐる。参考のため免許狀規則を挙げよう。

○ 小學校教員免許狀

(明治十四年九月十四日布達、學校長及教員取扱規則第二章抜)

第二章 小學校教員免許狀

第七條 官立師範學校若クハ公立師範學校ノ卒業證書ヲ有セスシテ公立小學校教員即チ小學初等科若ク中等科若クハ高等科ノ教員タラントスル者ハ本縣制定ノ師範學初等科若クハ中等科若クハ高等科ノ諸學科ヲ試験シ而シテ合格ノ者ニハ第二號書式該當科ノ教員免許狀ヲ授與ス其試験法ハ本縣制度ノ師範學校規則試験法ニ據ル尤合格教員ニシテ小學校中体操裁縫家事經濟及土地ノ情况ニ因リテ加フル所ノ農業工業商業ノ一科若クハ數科ヲ授クル者ハ其學術ヲ試験セス

但小學高等科教員免許狀ヲ有スル者ハ亦中等科若クハ初等科ノ教員タルヲ得ヘク中等科教員免許狀ヲ有スル者ハ亦初等科ノ教員タルヲ得ヘキコト勿論タルヘシ

第八條

体操裁縫家事經濟等ノ學科ニ關シテハ特ニ教授スルモノヲ置キ又第七條合格ノ教員ヲ得難キ土地ニ於テハ一學科若クハ數學科ヲ教授シ得ル者ヲ併セテ合格教員ニ代用スルヲ得尤此場合ニ於テハ本縣制定ノ師範學各等科各學科中其要スル所ノ學科ノ一學科若クハ數學科ヲ試驗シ而シテ合格ノ者ニハ第三號書式該學科ノ教授免許狀ヲ授與シテ准訓導トス其試驗方ハ第七條ニ準ス

第九條

教員免許狀及ヒ某學科教授免許狀ハ四箇年間其効ヲ有スルモノトス
但本文年限ニ滿チタル者ハ更ニ學力ヲ試驗シテ合格ノ上ニ其免許狀ヲ與フヘキコト勿論タルヘシ

第十條

小學校教則ノ變更ニ因リ教員免許狀及ヒ某學科教授免許狀ノ變更ヲ要スル場合アルカ又初等科教員ニシテ中等科若クハ高等科ノ免許狀ヲ請ヒ中等科教員ニシテ高等科免許狀ヲ請フ者アルトキハ第九條年限内ト雖モ更ニ其要スル所ノ學力ヲ試驗シテ免許狀ヲ補正若クハ交換ス其試驗法第七條ニ準ス

第十一條

公立小學校教員及ヒ准訓導ヲラントスル者ノ學力試驗ハ縣立熊本師範學校又ハ郡區役所ニ於テ之ヲ執行シ而シテ合格ノ者ハ其試驗表ニ該試驗執行者證印スヘシ

但郡區役所ニ於テ學力ヲ試驗スルトキハ官立師範學校若クハ公立師範學校高等科ノ卒業證書ヲ有スル者ニ非レハ該試驗執行者タルヲ得ス

第十二條

從來授業生等ニシテ小學生徒ノ授業ヲ助ケ學力優等授業熟練品行端正某學科ヲ卒業セシメタル實蹟アリ而シテ又小學初等科若クハ中等科若クハ高等科ヲ教授シ得ルニ足ル明確ノ履歴アル者ハ其具狀ニヨリ學力試驗ヲ要セスシテ特ニ恰當ノ免許狀ヲ授與シ教員トナスコトアルヘシ

第十三條

碩學老儒等ノ德望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者若クハ小學校中土地ノ情況ニ因リテ加フル所ノ農業工業商業等ノ學術ニ長シ品行端正ニシテ明確ノ履歴アル者ハ其具狀ニヨリ學術ノ檢定ヲ要セスシテ特ニ該學科教授免許狀ヲ授與シテ教員ト爲スコトアルヘシ

第十四條

品行不正ニシテ教員等ノ職ヲ停罷スルトキハ其免許狀ヲ沒收ス

第十五條

私立小學校ノ教員ニモ本章各條ヲ通用スルモノトス(免許狀ノ様式ハ略ス)

3 教員の進退 教員の進退については明治十三年二月の學則第三卷に「公立小學校教員取扱心得」といふのが設定されてゐる。その内容によると現在と余程趣を異にしてゐる。

その第一條に小學校教員は町村人民に於て選舉し縣廳の認可を受くべきものと定められてゐる。これは誠に面白い方法である。地方町村民の輿望を荷つて其の信頼の上に立つて其の町村の教育を引受けるといふことは兩者の關係に深い親しみと強い縁が結ばれてゐる。而も其の第五條にはその教員雇入れについては俸給とか年限とかはその町村と其の當人との間に條約書を換はして縣廳に具狀するやうになつてゐる。

町村民の意に反する教員が配當されることもなく、教員としては嫌ひな地方に不快な教壇に立つこともないわけである。更に不意打の轉任に驚くやうなこともない。實に適切と安定とを兼備する方法である。且つその第七條には、轉任の際は甲乙町村と當事者との交渉によつて成立つやうに定められてゐる。次に其の規程の全文を掲げて見よう。

○公立小學校教員取扱心得

(明治十三年二月廿四日。學則第三卷第七項)

第一條 公立小學校教員ハ教育令ノ旨ニ照シ町村人民ニ於テ選舉シ縣廳ノ認可ヲ受クベキモノトス

第二條 教員ノ名稱ヲ分テ(訓導)(訓導補)ノ二等トス外ニ授業生ヲ置クハ其校ノ便宜ニ任ス

第三條 訓導ハ師範學科卒業ノ者ヲ以テ之ニ充テ訓導補ハ師範學校速成部等ノ卒業生ヲ以テ之ニ充ツ

但卒業證書ヲ得スト雖相當ノ學力ヲ有スル者ハ本條ニ準ス

第四條 師範學校ノ卒業證書ヲ得サル者ハ熊本師範學校又ハ督業訓導ニ於テ其學力ヲ試驗ス

第五條 教員ヲ雇入ルル時ハ俸給年限等該町村ニ於テ條約相定メ左書式ノ具狀書ヲ作り其履歷書ヲ添テ郡區役所ヲ

經テ縣廳ヘ出スヘシ尤其認可ヲ經サル間ハ條約ノ効ナキモノトス

但雇止ノ節ハ本條ニ準シ其都度縣廳ヘ開申スヘシ

具狀書式 (正副)

何府縣華士族平民何國何郡區何町村

何番地住(某子弟或ハ何)

年俸金何程

姓 名

年 齡

右何郡區公立何々小學校(訓導)(訓導補)ニ雇入度依テ履歷書條約書共相添ヘ此段具狀候也

學務委員 何 某印

戶長 何 某印

縣令 宛

第六條 師範學校ノ卒業證書ヲ得タル者學力試驗ノ上雇入ル、モノハ具狀書ニ熊本師範學校ノ副書又ハ督業訓導ノ

連署ヲ要ス

第七條 甲學校教員ヲ乙學校ヘ雇替フトキハ認可ヲ受ルニ及ハス双方ノ戶長及學務委員連署ノ上郡區役所ヲ經テ縣

廳ヘ開申スヘシ

併し此の方法は長くは續かなかつた。實際上の運用には融通のきかない事も生じて來たことであらう。

翌明治十四年九月に至つて改正せられ、本人との條約書を取替はずなどいふことは行はれなくなつた。之と同時に教員の身分に關する制限なども設けられた。

○ 學校長教員資格

(明治十四年九月十四日布達) (學校長教員取扱規則第一章)

第一章 學校長教員資格

第一條 學校長及ヒ教員ノ品行ニ左ノ一款若クハ數款ニ觸ル、者ヲ以テ品行不正トス

第一款 懲役若クハ禁獄若クハ鎖鋼ノ刑ヲ受ケタル者

但シ贖金罰金ヲ納ムル能ハスシテ本文ノ刑ニ處セラレタル者ハ此限ニアラス

第二款 前款ノ刑ヲ受ケ存留養親老小廢疾婦女等ノ故ヲ以テ收贖ヲ聽サレタル者

第三款 身代限りノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者

第四款 荒蕪暴激等總テ學校長及教員タルノ面目ニ關スヘキ汚行アル者

第二條 第一條ノ一款若クハ數款ニ觸ル、者ハ學校長及教員ノ職ニ就クコトヲ得ス又就職ノ後ト雖モ其職ヲ停罷ス

第三條 第一條ノ一款若クハ數款ニ觸ル、者ト雖トモ町村立學校ニ於テ特ニ學校長及教員タラシメントストキハ

該町村學務委員ヨリ郡區長ヲ經テ縣令ニ具狀スヘシ

第四條 教員ノ名稱ヲ教諭助教諭訓導ノ三種トス

但町村立學校ニ於テ教員ノ授業ヲ助ケシメン爲メ授業生等ヲ置クハ各學校ノ便宜ニ任ス

第五條 教諭助教諭ハ公立師範學校中學校等ノ教員トシ官立師範學校等若クハ公立師範學校中學校等ノ卒業證書ヲ

有スル者若クハ之ニ相當スル學力アル者及ヒ碩學老儒等ノ德望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者ヲ以テ其

適當スル所ノ學科ニ充テ訓導ハ公立小學校ノ教員トシ官立師範學校若クハ公立師範學校ノ卒業證書ヲ有ス

ル者若クハ恰當スル學力アル者及ヒ碩學老儒等ノ德望アリテ修身科ノ教授ヲ善クスル者ヲ以テ之ニ充ツ
第六條 公立小學校教員ノ俸額ハ別表ノ通り之ヲ定ム(俸額表ハ別項「經費及給與」ノ項ニ於テ述ブ)

○ 學校長教員進退

(明治十四年九月十四日布達)
(學校長教員取扱規則第三章)

第三章 學校長教員進退

第十六條 町村立學校長及教員等任免ノトキハ其辭令書ヲ交付ス

第十七條 町村立學校長及教員ヲ採用スルトキハ該町村學務委員ニ於テ品行調査ノ上第一號書式ニ據リ其履歷書及師範學校卒業證書寫若クハ教員免許狀寫若クハ學力試驗表ヲ添ヘ郡區長ヲ經テ縣令ニ具狀スヘシ准訓導採用ノ具狀モ之ニ準ス

但本文卒業證書寫シ及ヒ免許狀寫等ハ教員等採用ノ具狀書ニ限リ之ヲ添付スヘシ

第十八條 町村立中學校長及教員等ヲ乙學校ヘ轉任若クハ兼任ヲ要スルトキハ第十七條第一號書式ニ倣ヒ兩町村學務委員連署ノ上郡區長ヲ經テ縣令ニ具狀スヘシ

第十九條 町村立學校長及教員等ノ解任ヲ要スルトキハ其事由ヲ悉シ郡區長ヲ經テ縣令ニ具狀スヘシ

第二十條 町村立學校ニ於テ教員等ノ授業ヲ助ケシメン爲メ授業生等ヲ雇入シ若クハ雇止ノトキハ該町村學務委員ヨリ郡區長ヲ經テ縣令ニ開申スヘシ

但シ雇入レノトキハ其族籍姓名年齢及俸給雇期限等ヲ詳記シタル開申書ニ其履歷書ヲ添付スヘシ

第廿一條 私立學校長及教員ノ雇入若クハ雇止メハ該學校ノ主幹者ニ於テ前條々ノ例ニ準シ郡區長ヲ經テ其雇入レハ縣令ニ伺出テ其雇止ハ縣令ニ開申スヘシ

但私立學校長及教員雇入雇止メノ伺書若クハ開申書ニハ該町村學務委員ノ奥印ヲ要ス

明治十八九年頃田舎小學校の授業生として

阿蘇郡宮地町

師 井 大 太

當時の授業生は今の准訓導で其の選抜試験は郡役所に於て行はれ合格者には一級二級三級の等級を附し俸給は普通三圓乃至五圓迄とし、採用辭令は郡長より發送せられたが、一郡内に十人内外の訓導外居らなかつた時代には是の授業生も随分持てたものであつた。授業生の下に助手なるものがあり其の任選は戸長(今の町村長)が之を行つて居た。私は明治十七年三月阿蘇郡坂梨小學校を卒業して同時に此の校の助手を拜命した。拜命時には戸長より親しく村内の事情を聞かされ、猶村教育の概況まで説かれて最後に「明日より學校の助手に採用するから村の爲に十分働いて貰ひたい俸給は少いが一圓で」との事であつた。小學校を卒業したまゝの幼稚な此の身を大人扱ひされたのが無上の光榮の如く感ぜられ、所謂士は己を知る者の爲に死すてふ文字通りの覺悟を極めたのであつた。勿論俸給の多寡など全く眼中には無かつた。歸つて家庭に報告したら兩親の喜びは又格別で、父の如きは直に手を清め口を嗽ぎ、神前に神酒を供へて黙禱久しきに亘つた。是を視た私は更に一層の感激が起つて「一生涯教員として此の身を捧げよう」との信念を深く腦裡に刻み込んだ程夫れ程當時は先生が有り難かつたのであつた。さて身は教育學の何者かさへ知らずして教ふる人となつたので、小心翼翼、只管人の子を損はざらん事をのみ是れ努めて、訓導先生や同僚先輩の人々の仕事を凝視傾聴し、實際の見聞學に依つて日々の教授を進めたのであつたが、生徒愛の至誠と職分精神の熱情とは凝つて他に劣らざる成績を擧ぐることを得て、心竊かに快哉を叫んだのであつた。

明治十九年八月初めて授業生の採用試験が執行せられ應試の結果左記の辭令を頂いた。

公立坂梨小學校助手

阿蘇郡第一番學區公立坂梨小學校二級授業生申附候事

但し月俸四圓五拾錢

明治十九年八月十一日

熊本縣阿蘇郡役所

六三二

資格の向上と共に受持も上級の生徒（兒童とは呼ばなかつた）に轉じて一層努力を要する事となつた。日々の正課は勿論一直線に募進し更に生徒の希望に應じて朝讀みも始め夜學も勵行した。随つて生徒の力はメキ／＼上達するのを認識して、再び生徒愛の至誠と職分精神の熱情とがあれば教授法も教育學も自ら其の内に生れて来るものだとの自信さへ有するに至つた。

丁度其の頃であつた。時の文部大臣森有禮閣下が各地方巡視の途次熊本坂梨校に立寄りられ、各教室を視察されて私の教室にも臨まれた。教室では、新字、語句の摘書をして讀講教授の際であつたが、大臣は親しく板上の字句を指摘して二三の生徒に質問を試みられ、生徒の淀みなき確答を得て「ヨロシイ」と微かに首肯かれて次の教室に向はれた。嚴めしい容貌と尊い地位との持主たる大臣のこんな優しい心持に接した私と受持生徒とは、身の光榮を語り相抱いて共に嬉し涙を拭ふたのは、大臣の見送りをすまして教室に歸つた時の事であつた。

翌年は新學令發布で、小學校が尋常と高等との二種に分れ私の生徒は組合立の高等小學校に轉するので他校生徒に負けぬ様にと、生徒も自分も全力を傾注して努力の日を積んだ。

然るに私は明治二十年三月第一回尋常師範學校生徒募集に應じた結果、別れ難き生徒と、距り難き學校とを後にして、熊本縣尋常師範學校に入學せねばならぬ身となつた。翌明治二十一年二月十一日憲法發布拜賀式終了後森文部大臣の遭難を聞き、過る日坂梨校に於て受持生徒と共に大臣の親しき心情に接した當時を追懷して寄宿舎の一隅に引籠り慘然として獨り暗涙に咽んだのは私より外に知る者はなかつた。

五 經費及給與

1 經費 本期に於ける初等教育界の經費方面は決して潤澤ではなかつた。學制によつて小學教

育のために文部省からの補助金が交付されてゐたけれども明治十三年の改正教育令によつて其の補助は廢止された。十四年までは前年、前々年度の支給残りを補助したりしてゐる。

十五年からは愈補助の財源がなくなるわけであるが、町村の實狀としてはさなきだに經費難を訴へてゐて、文部省補助金によつて辛うじて之を維持して來た程である。經營難に當面することは明かな行き懸りである。

それで縣當局としては二つの對策をとつた。其の一つは學區を併合してなるべく大ならしめ其の負擔力を増す方針をとつた。之と相並んで學校も小さなものは相併合して基礎確實な比較的大きい學校とした。従つて學區も學校數も漸減の狀勢を呈した。

こゝに言ふ學區といふのは勿論學制にいふ學區とは別である。あれは學制の廢止と同時に廢せられてゐるのであつて、それと同時に大体一町村を一學校設置區域と定め、之れと一箇又は數箇を集めて一學區とし、該區域内に於て學務委員に關する費用なども處辨して來た。それが前述の狀況で合併減少して十四年には百七十六學區を減じて百八十三學區となつてゐる。十五年に至つては更に六十五學區を減じ、十六年に至つては又六十三學區を減じてゐる。即ち小郡は一郡一區、大郡は一郡數區となす方針で實現しつゝ來たのである。従つて學區と學校數は喰違つて來ることになつたが、學校も漸次合併して其の數を減じては來た。斯くして本期の終りの十八年の年報の示すところでは學區が五十四となり、學校

數は七百十校となつてゐる、此の様にして經費負擔範圍を大にして基礎の強固を計つたけれども、概説のところでも述べたやうに明治十六年頃の風水害などもあつて民力は餘裕を有しなかつたので教育費の逼迫は依然として改められなかつた。

随つて今一つの對策は之と相並んで大いに必要とされた。それは地方費による補助である。即ち明治十五年度は縣會の議決により三萬五千圓を兒童分頭額四拾三錢六厘壹毛強で補助を支給してゐる。以下毎年度の補助狀況を擧げると

- 明治十六年 二萬五千圓 (此の外風水災に罹る學校補助のため、四百五十圓を支出する)
- 明治十七年 三萬三千六百圓 (前年の風水災等の罹災學校を救ふために本年は一千四百九十五圓余を支出してゐる)
- 明治十八年 二萬五千圓

といふ狀況となつてゐる。

斯くの如く相當の補助を受けてゐながら、町村としては教育費の豫算は多くは消極的で、補助金以上何程の額も計上せぬといふ全く町村の教育を縣費だけで御免蒙らうといふ態度のものさへ出づるやうになつた。

此の狀況に對して縣當局は小學校經費の一定標準を示しなるべく之に準ずるやうに勵行した。

○公立小學校一年度經費豫算取調心得 (明治十五年二月十八日布達)

(注意) 本規程に於て中等學校と稱するは中等小學、高等學校といふのは高等小學のことである。

- 一 此豫算ハ生徒百人ヲ教育スルニ足ルヘキ學校經費ノ標的トシ若シ本額ヲ節減スルモ其五分ノ四ヨリ下ラサルヲ要ス
- 二 支校アル學校ハ其本額ノ二分ノ一ヲ増スヲ要ス
- 一 生徒ノ多寡ニ依リ金額ヲ増減スルハ生徒凡二拾名毎ニ本額ノ六分ノ一ヲ増減スルヲ通常ト爲スト雖モ六拾名以下ノ學校ハ減セサルヲ要ス
- 一 初中等兼備ノ學校ハ中等學校ノ費額ニ五分ノ一ヲ増シ初等中等高等兼備ノ學校若クハ中等高等兼備ノ學校ハ高等學校ノ費額ニ五分ノ一ヲ増ス若シ之ヲ減スルトモ其六分ノ一(即チ五分ノ一ナル)ヨリ下ラサルヲ要ス

初等學校經費豫算概額

一金貳百參拾七圓

内

- 金百六拾八圓 教員授業生給料 但一ヶ月七圓給一人四圓給一人三圓給一人
- 金三拾六圓 書籍器械費 但一ヶ月參圓宛
- 金拾八圓 修繕費 但一ヶ月壹圓五拾錢ヅ、
- 金拾五圓 需用費 但一ヶ月壹圓貳拾五錢ヅ、
- 中等學校經費豫算概額
- 一金三百五拾四圓

内

金貳百六拾四圓 教員授業生給料 但一ヶ月拾圓給一人七圓給一人五圓給一人
 金四拾八圓 書籍器械費 但一ヶ月四圓ヅ、
 金拾八圓 修繕費 但一ヶ月壹圓五拾錢ヅ、
 金貳拾四圓 需用費 但一ヶ月貳圓ヅ、
 高等學校經費豫算概額
 一金四百九拾貳圓

内

金參百八拾四圓 教員給料 但一ヶ月拾五圓給一人拾圓給一人七圓給一人
 金六拾圓 書籍器械費 但一ヶ月五圓ヅ、
 金拾八圓 修繕費 但一ヶ月一圓五拾錢ヅ、
 金參拾圓 需用費 但一ヶ月貳圓五拾錢ヅ、

2 授業料 授業料はこれまで學區に於て適宜の額を立て、縣の認可を得て施行して來た。勿論之を徴收しない所もあつた。然るに十六、七、八年と全國的に不況つゞきで教育費は少からぬ打撃を受けて來た。之等に應ずるため明治十八年更に教育令を改正した。此の改正教育令は翌十九年の學校令發布のため僅か八ヶ月位をもつて終つたのであるが特長は緊縮簡易といふ點に存した。その教育令に附帶した文部省布達に自今縣立でも町村立でも一齊に授業料を徴收すべきものと定めた。その趣旨を受けて明治十九年一月に至り本縣でも次の様に定められた。併しこれは間もなく學校令の發布によつて本規程も同年十月には再改められることとなつた。それは次期に於て述べる。

○ 町村立小學校授業料規程 (明治十九年一月二十六日布達)

- 一 町村立小學校ニ於テハ授業料ヲ徴收スヘキモノトス
 - 一 授業料ノ額ハ左ノ定限内ヲ以テ戸長之ヲ定メ郡區長ノ認可ヲ經テ施行スヘシ
 但シ戸長數區域ニ係ル學校ハ郡區長、郡區長數區域ニ係ル學校ハ其關係ノ郡區長協議ヲ以テ定ムルモノトス
 一人一ヶ月貳錢ヨリ少ナカラス貳拾錢ヨリ多カラス
 - 一 赤貧ニシテ定額ノ授業料ヲ納ムル能ハサル者アルトキ又ハ一家數名ノ生徒ヲ出ストキハ特ニ其幾部ヲ免除スルコトヲ得
 - 一 授業料ノ徵收期ハ戸長、戸長數區域ニ係ル學校ナレハ郡區長ニ於テ適宜之ヲ定ムヘシ
 但郡區長數區域ニ係ル學校ナレハ其關係ノ郡區長協議ヲ以テ定ムルモノトス
- 右布達候事
 熊本縣令富岡敬明代理

明治十九年一月二十六日

熊本縣大書記官 大 越 亭

3 給與 教員の給與については前期にも述べて置いたが本期に入つて之が規程の見られるのは明治十四年である。この年九月教員の資格や進退など、共に給與のことも規程された「學校長教員取扱規則」なるものを制定發布した。

○ 町村立小學校教員俸額表 (明治十四年九月十四日布達學校長教員取扱規則の中)

准官等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等
小學校	一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導	六等訓導	七等訓導

六 教科書 教科書に就ては文部省でも常に留意と指導とを怠らなかつた。本縣としても或は師範學校に編纂させ、或は新版の出づる毎に變更使用させてその内容効果を大ならしめんと努めて來た。但し明治十七年頃からは民力低下のため教科書の變更も躊躇するなどといふ記事が見當るほどであるから理想通りには行はれなかつたことであらう。

採用教科書の一覽的に見當るのは明治十三年のがある。

○ 教科用書目表

(明治十三年十一月廿六日布達熊本縣學則第二卷の中)

書名	卷册記號	出版年月	著譯者氏名	改正增補
小學讀本	一二三三册		田中義廉編輯	明治七年八月改正
日本略史	上下二册	明治八年四月	木村正辭編	
校國史擊要	全八册	明治九年九月	棚谷元善編輯	
萬國史略	全二册	全七年一月	大槻文彦譯	
標記十八史略	全七册	全八年十一月	曾先之編次 岩垣龍溪標記同東園增補	
地理初步	全一册		師範學校編纂	右同
改正熊本縣地誌略	上下二册		熊本師範學校編輯	同十三年三月改正

日本地誌略	全四册	全十年三月	師範學校編輯	
萬國地誌略	全三册	全七年	小澤圭次郎譯	
修身說約	全九册	全十一年九月	木戸麟編纂	
童蒙教草	二編二册 三册	全五年	福澤諭吉譯	
通俗伊蘇普物語	二帙三册	全年	渡邊溫譯述	
西泰勸善訓蒙	前編三册	全四年	箕作麟祥譯述	
小學習字帖	八本	全十一年九月	熊本師範學校編纂	
訓解書牘文	上下二册		右同	同十三年四月增補
新編商賣往來	全一册	全十二年十二月	小林義則編 卷菱潭書	
新編農業往來	全一册	右同	右同	
開明消息往來	全一册	全十一年四月	卷菱潭編書	
改正物理楷梯	上中下三册		片山淳吉編輯	同十一年二月增補

小學農業書	全三冊	全	十二年	塚原 苔園 著	
小學生理書	上中下三冊	全	十二年二月	三田村 敏行 譯	
小學化學書	全三冊	全	七年十月	布川 盛三 郎 譯	
小學商業書	全一冊	全	十三年五月	塚原 苔園 著	
經濟入門	全四冊	全	六年	林正明 譯述	
具氏博物學	全十冊	全	九年十二月	須川 賢久 譯	
小學修身訓	波號 卷一二	全	十三年四月	西村 茂樹 行著	
修身論	全一冊	全	十二年七月	加藤 政之助 著	
修身論	改正前編 同後編 一二一	全	七年一月	阿部 泰藏 譯 文部省 印刷	明治十三年九月改正
單語圖	自三 八迄 三枚			文部省	同七年八月改正

以後時々一二科目づつの教科書變更は行はれてゐるが煩はしいから省くとして、次に明治十五年女子教則に伴ひ採用された教科書用を掲げて見よう。書名によつても大分女子化された姿を偲ぶことが出来る。

○ 熊本縣小學女子教則教科用書表 (明治十五年十月七日布達)

中 等 科		修身科ノ部		女子修身訓		讀書科ノ部		習字科ノ部		地理科ノ部		正改
修身科ノ部		上下二冊	明治十一年七月出版	阿部 弘國 編	群馬縣師範學校	讀書科ノ部		習字科ノ部		全一冊	明治七年八月改正	熊本縣地誌略
女子修身訓		上下二冊	明治十一年七月出版	阿部 弘國 編	群馬縣師範學校	六ヨリ 十一マテ 六冊	明治十五年五月出版	池田 觀纂 述	東京京橋區桶町一番地富田彦次方寄留 山岸 彌平	全一冊	明治十一年五月出版	熊本縣地誌略
修身小學讀本		全一冊	明治十一年五月出版	卷菱 潭 編輯	東京第一大區八小區銀座二丁目六番地 青木 榮次 郎	全一冊	同十三年五月出版	西野 古海	埼玉縣北足立郡鴻巣宿百廿五番地 長島 爲一 郎	全一冊	同十三年十一月出版	熊本縣地誌略
草書女消息往來		全一冊	明治十一年五月出版	佐瀨 得 所 書	大阪府南區安堂寺橋通四丁目七番地 田中 太右衛門	全一冊	同十三年五月出版	西野 古海	埼玉縣北足立郡鴻巣宿百廿五番地 長島 爲一 郎	全一冊	同十三年十一月出版	熊本縣地誌略
草書改正女今川		全一冊	同十三年五月出版	西野 古海	埼玉縣北足立郡鴻巣宿百廿五番地 長島 爲一 郎	全一冊	同十三年五月出版	西野 古海	埼玉縣北足立郡鴻巣宿百廿五番地 長島 爲一 郎	全一冊	同十三年十一月出版	熊本縣地誌略
眞行千字文		全一冊	同十三年十一月出版	佐瀨 得 所 書	大阪府南區安堂寺橋通四丁目七番地 田中 太右衛門	全一冊	同十三年十一月出版	佐瀨 得 所 書	大阪府南區安堂寺橋通四丁目七番地 田中 太右衛門	全一冊	同十三年十一月出版	熊本縣地誌略
地理 初步		全一冊	明治七年八月改正	東京師範學校編輯	東京師範學校	全一冊	明治七年八月改正	東京師範學校編輯	東京師範學校	全一冊	明治七年八月改正	熊本縣地誌略
正改 熊本縣地誌略		上下二冊	同十三年三月改正	熊本師範學校編輯	熊本縣	上下二冊	同十三年三月改正	熊本師範學校編輯	熊本縣	上下二冊	同十三年三月改正	熊本縣地誌略

日本地誌略	一ヨリ 四マテ	四冊	同	十年三月出版	東京師範學校編輯	文部省版
內國史略	八冊	明治五年八月出版	南摩綱紀著	南摩羽峯書屋藏版		
家事要訓	前編二冊 上下	明治十四年十月出版	前田寅次郎編述	前田寅次郎出版		
家政要旨	前編二冊 上中	同	九年八月出版	永峰秀樹譯	山梨縣甲府常盤町八番地 內藤傳右衛門	
改正女範	下卷一冊	同	十三年十月再版	小田深藏譯述	東京芝區田村町廿番地寄留 小田深藏	
高等修身科ノ部						
增補本朝列女傳	上下全一冊	明治十二年十月再刻	疋田尚昌編輯 齊藤實顯增補	東京府麩町四丁目十二番地 礎部太郎兵衛		
改正女訓	上下完一冊	同	十四年五月再版	萩原裕編輯	東京本郷區本郷六丁目六番地 寄留 大石秀實	
讀書科ノ部						

修身小學讀本	十二ヨリ 十五マテ	四冊	明治十五年五月出版	池田觀纂述	東京々橋區桶町一番地富田彦 次方寄留 山岸彌平
百科全書地文學	全一冊	明治十年五月出版	關藤成緒譯	文部省版	
增補物理楷梯	一冊	明治九年四月出版	片山淳吉纂輯	東京府下谷區御徒町一丁目十 三番地 片山淳吉版	
具氏博物學	全十冊	明治九年十二月出版	須川賢久譯	東京芝區田村町一番地寄留 小田深藏	
改正女範	上下二冊	同	十三年十月再版	小田深藏譯述	東京府芝區三田二丁目十四番 地 森下岩楠
初學人身窮理	上下二冊	同	十一年十一月出版	松山棟庵合譯	東京本郷弓町二丁目十四番地 近藤鎮三版
訂母親の心得	上下二冊	同	八年十一月出版	近藤鎮三譯	
家政科ノ部					
くりやのころえ	全一冊	明治十三年三月發兌	石川縣第一 女子師範學校纂輯	石川縣金澤區廣坂通一番地 益智館	

正校	家政小學	一二二冊	同十五年四月校正再刻	小林義則編輯	東京馬喰町二丁目一番地 文一學地社
中等科修身口授用書					
比女鏡	第六第八第十二册 ヲ除キ十三册	真亨丁卯冬十一月	仲丈敬甫著	江都日本橋通一丁目 須原屋茂兵衛	
修身說約	全九冊	明治十一年九月出版	木戸麟編纂	群馬縣藏版	
女子修身訓	教科書ノ部ニ記ス	同上	同上	同上	
高等科修身口授用書					
比女鏡	前ニ記ス	同上	同上	同上	
修身說約	前ニ記ス	同上	同上	同上	
訂修身叢語	上下二週	明治十四年十一月再版	福井光編輯 川島棋坪刪定	埼玉縣出版	
增本朝列女傳	教科書ノ部ニ記ス	同上	同上	同上	
改正女訓	教科書ノ部ニ記ス	同上	同上	同上	
女紅科參考用書					

普通裁縫教授書	上中下三冊	明治十三年五月	渡邊辰五郎編輯	東京府日本橋通馬喰町二丁目 一番地石川治兵衛
普通裁縫算術書	全一冊	同十四年七月	右同	右同

小學校の内容

寺小屋に近い——一人で五六學級——一種の二部教授——

於教育座談會 林 鶴 松

格別取り立て、申す程の事ありませんが私は明治十四年に師範學校を出まして郡部の小學校に奉職致しました。其頃の郡部地方の小學校と云ふものは何等の設備も出来て居ませず殆んど寺小屋同様のものでありました。校舎の一部分が生徒の自習所で他の一部分が教場になつて居まして、自習所では生徒は各自に文庫(往時寺小屋で使用して居た四角な箱)を机の代りに使ひ、教場には四五名共用の机腰掛が五六脚備付けてあるに過ぎません。今日の様に町村が合併して大きなものになつて一つの完備した學校を設けると云ふのでなく各部落毎に小さな學校を持つて居ましたので、従つて生徒數も四五十名以内で教師は一名と云ふのが普通でありました。斯様に生徒數は少いけれど學級數は五六學級位はあります。それを一人の教師で擔當するのですから一定の時間表に依て授業する杯は到底出来る話ではありませんから、一日の中に上級から下級まで成るべく平等に行き渡る様にやるのが第一方針で學級を都合よく按排して三四學級を同時に教場に呼入れて授業をします。其中何れかの學級の仕事が早く終れば其學級は自習所へ返し又他の學級を呼入れて授業に差加へると云ふ様なやり方です。大概何所の學校もそんな風で御座いました。學科は讀方、書方、算術等が主で上級には地理歴史などがあつた位で理科とか手工とか体操唱歌などは全くありませんでした。尤其頃までは師範學校にも体操唱歌などの科目はありませんでした。

明治廿一年(?)頃に高等小學校が一郡に一つ宛創設せられ小學校の學科目なども粗決つた様でした。又一方師範學校では体操唱歌の講習會が開催せられて古い教師は大概その講習を受けまして、其頃から小學校にも次第に体操唱歌等が行はれ其他學校も大分整頓して來た様でした。そんな風で當時の小學校の教育と云ふものは學科の取扱方式等も一向に研究せられて居らず、現今の教育に於けるが如く兒童の總ての能力を一樣に開發する點に於ては到底比較にならぬ程缺陷だらけであつたことは争はれない事實ですが、只讀方と算術丈の生徒の學力は現時に比して余り劣らない點もあつた様に記憶して居ます。

第四節 中等教育

甲 全國狀況

一 「中學校教則大綱」と「通則」改正教育令では中學校の内容は殆ど定めてなかつた。各地方隨意の形であつたが、十四年七月「中學校教則大綱」が制定されて初めて中學校の目的、學科、程度等が定められて統一を見ることが出來た。年限は初等中學四年、高等中學二年であつた。

明治十七年に「中學校通則」を定めて一層統一を計り教則の徹底に力めた。通則の中に

中學校は中人以上の業務に就く者、若しくは高等の學校に入る者の爲に忠孝彝倫の道を本として、高等の普通科を授くべし

と示せるなどは當時に歐化傾向の甚しきに鑑みたるものとして留意すべきものである。

二 當時の中學校 當時の中學校の狀況を示せば左の通りである。高等女學校の設置されなかつた當時女子入學者の相當多かつたことなども面白い現象である。

年次	學校數	教員數		生徒數	
		男	女	男	女
明治十二年	七八四	一、六九一	五二	三七、一四〇	二、七四八
十三年	一八七	九〇五	一九	一一、八六七	三〇九
十四年	一七三	九一一	一〇	一一、七六七	二一〇
十五年	一七三	九八三	二	一三、〇一〇	七八
十六年	一七三	一、一〇七	一	一四、七六三	一
十七年	一七三	一、〇六〇	一	一五、〇〇〇	一
十八年	一〇七	一、〇五〇	一	一五、〇五七	一

十二年が右の様に數の多いのは教育令發布以前の數であらう。

三 高等女學校 前記に於ても高等女學校は勿論まだ振はなかつた。京都の府立の外は多く東京に於ける私立のものであつた。

明治十五年に至り東京女子師範學校に附屬高等女學校を附設することとし、中學校と同じく彝倫道德を本とし、高等の普通學科を授け、淑良なる婦女を養成するを目的とした。修業年限五年。

之より先十二年栃木、岐阜が各高等女學校を設け、本期の終り頃までには數校の府縣立高等女學校を

見るに至つた。

六五〇

乙 本縣狀況

一 概 説 本期に於ける本縣中等教育の狀況は、明治十四年七月文部省の制定したる中學校教則大綱及中學校通則を受けて、熊本中學校規則を改正し校舎の改築、備品の購入、有資格教員の聘用、入學の勧誘等百万其進展を企圖した様である。郡部に於ても玉名天草の如き玉名郡は郡の共有金を以て、天草郡は郡の協議費を以て、公立中學の設置を出願し縣の認可を得て郡内子弟の教養に努めてゐる。

私學も漸次其數を増加して、明治十二年には中等程度の私學は僅に三校を數ふるに過ぎざりしも、同十八年には二十三校の多きに達してゐる。(縣廳文書に據る)當時一般學生の傾向として煩鎖にして履修に困難なる普通科の學習を嫌つて私學の漢學を主とし普通科を副とする方面に趨る云々の記事が本期の年報の殆んど全部に出てゐるのを見ても、過渡期に於ける當時の中學教育の或る一面を物語つてゐる様である。郡立のは教則大綱に示す各般の設營に缺いて前期に設立した人吉中學は明治十五年に廢止し、玉名中學は創立後僅かに一年、天草中學も一年三ヶ月で廢校してゐる、何れも資金不足の爲めであつた。

天草郡は他郡市と事情を異にし熊本遊學に至大の不便があるので明治十七年十一月(前記郡立天草中學廢止と同時に)更に公立熊本中學校の分校を設置して同郡子弟の便益を計つてゐる。

私學の教科に漸次英語算術等を取り入れ、又簿記學校、獸醫學校、藥學校等の設立は時代の要望、教育の推移を知る好個の資料であらう。

更に仔細に私學に就いて眺むると、中等程度の私學の狀況は、其數の上から見ても明治十二年度末の六校に比して、全十八年度は廿三校殆んど四倍の増加である。其質の上からいつたら格段の向上があつた様に思はれる。之を詳細に點檢すると、本期を通して英語、數學、簿記等を専門的に教授する學校が七校設置され、この外獸醫學校や、藥學校等の創設さるゝを見る時、從來の殆んど漢學専門の私學から所謂利用厚生 of 普通科へと進出の様子が窺はれるし、文運進展の急テンポが察せられるのである。新文の取り入れは先づ教育からと云ふ國是の下に縣では曩きに私學條例を頒布して私學の設置廢止の手續を示し、又變則中學の活法をあげ、明治十四年には文部省は、中學教則大綱を發布して中等教育の依據する標準を明示するなど、教育の普及徹底に努めた様子が窺はれる。

尙私學の推移から眺めると、私塾、家塾の概ね塾主の住宅を以て教場に充てた時代から一步進んで所謂學校らしい、建物の建築となり、又塾主一人を中心とした教育から、漸次各教科の教師を迎へて教養する時代に移りつゝある事が見らるゝのである。之を生徒の學習狀態から見ると、普通教科例令ば外國語、數學、理化等の學習には餘程困難した様である。今日では尋常小學校で其初歩を學習するから、上級學校に進んでもそのすべりが圓滑であるが、當時の學生としては、何等豫備知識が無いのに、可なり六ヶ敷處を學習するので苦しんだに違いない。

六五一

本期間に於て、私立獸醫學校、私立藥學校の設置や、濟々費、育雄費が私學中に於て嶄然頭角をあらはすなどは注目すべき教育事象であらう。

中 學 校

1 熊本中學校

本期に於ける、本校の實情を知るに足る左の縣廳文書がある。参考のために全文を掲ぐることにする
明治十七年二月文部中島大書記官巡視の節呈する書類扣(縣廳文書)

明治十二年六月本校ヲ創立シ同年九月ヲ以テ開校ノ式ヲ行ヒ當時師範學校長田口政五郎本校ノ校長ヲ兼務シ本縣七等屬枋原知定以下數人訓導ニ充ツ而テ六月以來本校ノ職務章程竝ニ學則諸規則經費豫算調書等逐次縣廳ヨリ布達セラル當時生徒卅五名アリ無幾シテ校長田口政五郎縣官ニ轉任シ學務課長古賀保高本校々長ヲ兼務ス時ニ創造ノ際學則授業法等猶議ス可キモノアルヲ以テ十三年度ニ至テ學則變革ノ議起リ卒ニ學科ヲ分テ邦文英文ノ二科トナシ共ニ普通學ヲ修メシメントシ學科表及ビ諸規則ヲ以テ文部省ニ伺ヘリ當時生徒五十七名アリ生徒ノ數増加スルニ隨テ經費モ亦増サマルヲ得ズ仍テ逐次縣會議決ヲ經テ豫算額ヲ施シ卒ニ實計三千八百六圓五拾壹錢貳厘ヲ費セリ十四年四月ノ縣會ニ於テ本校ノ性質ヲ一變シ大學豫備門トスルノ議起リ建白書ヲ縣會ニ呈セシヲ以テ其利害得失實施方法ヲ具狀スル爲メ校長古賀保高副校長木村弦雄縣令ノ命ヲ奉ジテ上京セリ當時文部省諸學則ノ大綱領ヲ發令セララルヲ以テ直ニ舊議ヲ置テ該綱領ニ據リ學科ヲ制定シ文部省ノ許可ヲ經テ又大學豫備門ノ教師下條幸次郎ヲ聘シ同年九月ヨリ該學科ヲ實施セリ十一月木村弦雄校長ニ任セラル當時生徒百餘名アリ十五年度ニ至リ客年文部省中學大綱ヲ發セラレ特ニ修身ノ一科ニ重要ヲ歸スル意ヲ示サレタルヲ以テ本校ニ於テモ亦其旨ヲ奉シ特ニ茲ニ注意ヲ喚起シ暫ラク支那孔孟ヲ修身說ヲ以テ修身法ト定メ旁ハラ教師ノ心得ヲ以テ西洋ノ修身法極テ穩ニシ

シテ庇名アリ鞭ナキ所ヲ取リ之ヲ說テ專ラ生徒ノ德性ヲ涵養發育スル事ヲ務メタリ同年後期ニ於テ体操ノ教師及器械場所等漸ク整頓スルヲ以テ初テ体操科ヲ實施スル事ヲ得タリ當時生徒百十七名アリ十六年ノ始メニ最モ校員ノ注意ヲ喚起シタルハ教則ノ一事ニテ從來縣會云々ノ建議ニヨリ通常學科ノ外ニ英語ヲ授クルヲ目的トシ英語科ニ副科ナルモノヲ設ケ而シテ之ヲ實施經驗セシ處學科繁褥ニ過ギ徒ニ生徒ノ煩惱ヲ來タシ教育ノ眞理ニ反スルノ景況ヲ知覺セリ然レドモ猥リニ改革セバ大學或ハ豫備門ニ入ルノ階梯ヲ缺ギ縣會建議ノ精神ニ戾ルノ憾ナキ能ハズ校員苦慮ノ際幸ニ同年二月文部省報告第一號ヲ以テ中學卒業生ノ大學ニ入ルノ便路ヲ開ケリ是ニ於テ直ニ校則改正ニ着手乃チ英語副科ヲ削除シ暫ク之ヲ實施シ其適否ヲ驗セシニ大ニ生徒ノ腦力ニタヘ知識開發ニ適スベキ狀況ヲ呈セリ故ニ其改正案ヲ具シ文部省ノ許可ヲ乞ハントスルノ場合ニ至レリ同年四月校長木村弦雄願ニ依リ本官ヲ免セラレ教育課長古賀保高當分校長兼務ヲ命セラル同年七月小學校生徒ニ定期試驗後直ニ本校ニ入ルノ便ヲ得セシムル事本校生徒毎年夏期ニ際シ病ニ罹ルモノ多キカ爲ニ完全ナル學年試驗ヲ施行シ能ハザルニ因リ學年及學期ノ制ヲ更メ學年ハ十二月一日ニ始マリ翌年十月廿八日ニ終ル其前學期ハ十二月一日ヨリ翌年四月十五日ニ至リ後學期ハ四月十九日ヨリ同年十月廿八日ニ至ルモノトセリ同月初等科第一級ノ卒業試驗ヲ施行シ證書ヲ與ヘタルモノ三名ヲ本校卒業生ノ嚆矢トス九月一等教諭下條幸次郎副校長心得ヲ以テ事務可取扱旨申達セラレ當時生徒百卅五名アリ

該書類中「校員ノ注意ヲ喚起シタルハ教則ノ一事云々」とあり、是は本期の年報にも教則改正のことにつき屢々述べてあり、尙縣廳文書によると明治十五年七月には木村熊本中學校長から、時の縣令富岡敬明宛に「學則修整ニツキ上申書」なる長文の具陳があつて學則改正の甚だ難事である事を述べてゐる。この経緯の大意は、明治十四年度の縣會で熊本中學校の教則を大學豫備門の教則に改正し、同校全科卒業の者は直ちに、大學専門部に入學出来る様にとの満場一致の建議があつた。それで學校當事者は縣

當局と諮つて同十四年三月廿日富岡縣令から河野文部卿に宛て、中學校教則改訂の件につき稟申した稟申書の一節「……中學ノ名實ニ適當不致哉ニ被考候得共究竟直チニ専門學科ニ入ルニ足ル生徒ヲ養育スルノ精神ニ出候儀ニ付東京大學豫備門ノ學則ヲ斟酌シ修身科等ヲ加ヘ英語科ヲ重クスル等ハ中學トシテ可然哉此段及稟申候也」の伺を出し文部卿の允許を得た。それで十四年五月卅一日大學豫備門の規則に従ひ、教則を改正し其教則を添へ、且つ熊本中學校を大學豫備學校と改稱した旨、文部省に稟請した。文部省では地方に於ける教育の緩急を考慮して、許可せなかつた。斯くて十四年は暮れて彌十五年度の縣會が十五年三月卅一日から開催せられた、議事が教育費に入つて議論百出、終に多數を以て、熊中廢校の議決をした。廢止論者の主張は

○熊本中學現在の中等科を卒業するも大學に入ることが出来ぬこと。

○熊中に入學して其利益を享くるものは殆んど熊本區に限られ他郡は格別利益に浴せぬこと。

○寧ろ各郡に郡の申合により中學校を設置して普く郡中に子弟を教育することが得策なること
維持論者は

○百方勸誘獎勵しても小學校でさへ完備したものはない。

○斯る情態でありながら郡で中學校を設立するとして教師其他の設營等多額の費用を要し郡民は逆も其負擔に堪へ能はぬこと。

○若し廢校するとせば現在入學中の百餘名の生徒は就學の途方に與るゝではないか。

と互に採つて下らず、縣は終に再議に付したが維持論者は極めて少數で又々廢校の決議をした。此に於てか縣當局は時の内務卿山田顯義に向け「縣會決議書ノ内中學校廢止ノ件不認可ノ義伺（今でいふ原案執行の手續）を提出し別に文部卿福岡孝悌に宛て「熊本中學校縣會ニ於テ全廢ノ儀ニ付上申」なる書類を提出して其諒解を求めてゐる。斯くて十六年二月の文部省報告第一號により中學校卒業生大學に入る道が開けて、學則問題は解決し、さしにも波瀾を捲きおこした問題も終局を告げてゐる。

今大分問題になつて制定した同校教則の梗概と、本期間の本校の重なる施設、經費、職員、生徒等を表示して本期間に於ける同校の消息を知る資料の一助とする。

熊本中學校規則

第一章 總 則

第一條 本校ハ中人以上ノ業務ニ就キ若クハ高等學校ニ入ル者ノ爲メ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ必須ノ中等科ヲ授クル所トス

第二條 中學校ヲ分テ初等高等ノ二トス

第三條 初等中學校卒業ノ者ハ高等中學校ハ勿論師範學科及諸専門學科等ヲ修メ又ハ大學豫備門本校ニ入ルコトヲ得

第四條 高等中學校卒業ノ者ハ大學科及高等ノ専門學科等ヲ修ムルコトヲ得

第二章 教授規則

第五條 初等中學校ハ修身、和漢文、英語、算術、代數、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化學、經濟、簿記、習字、圖画、唱歌及體操トス

但唱歌ハ授業法等ノ整フヲ待テ之ヲ授ク

第六條 高等中學校ハ初等中學校ノ修身、和漢文、英語、簿記、圖画、唱歌及體操ノ續キニ三角法、金石、本邦法令ヲ加ヘ又更ニ物理、化學ヲ授クルモノトス

第七條 修業年限ハ初等中學校ヲ四ケ年トシ高等中學校ヲ二ケ年トス

第八條 學級ハ初等中學校ヲ八級トシ高等中學校ヲ四級トス

第九條 學年ハ十一月一日ニ始マリ翌年十月卅一日ニ終ル之ヲ前後ノ二學期ニ分チ一學期ヲ以テ一學級ノ修業年限トス其前學期ハ十一月一日ニ始マリ翌年四月十五ニ終リ其後學期ハ四月十六日ニ始マリ十月卅一日ニ終ル

第十條 授業時間ハ初等科第八級七級ヲ每週二十九時間トシ同六、五、四、三級ヲ廿八時間トシ同二、一級ヲ二十九時間トシ高等科ニ於テハ每週二十七時間ノ授業トス

但授業時間ノ始終ハ日ノ長短ニヨリ其都度之ヲ定ムベシ

第十一條 休業日ノ規定であるが之を略する

第十二條 各級の學科課程及教科用圖書の割り當を定めてあるが煩はしいので之を略する。

第十三條 第一款から第十二款まで各教科の教授要旨を述べてある。頗る詳密なものであるが是も省略する。

教科用圖書表は當時の學習の様子を知るに都合がよいと思ふから全部記しておく。

教科用圖書表

初等中學校		修身ノ部	
圖書名	卷册記號	出版年月	譯著者氏名
孝經	全一册		前漢 孔安國
小學	全四册		宋 朱熹
論語	全四册		
和漢文ノ部			
日本文典	上下二册	明治九年二月	中根 淑著
通鑑要	全十五册		清 姚培謙 張景星 同錄
清史要	自一至六六册	明治十年七月	增田 實著
			東京府下谷徒士町四丁目三 中根
			東京府下谷徒士町一丁目五 龜谷 行

萬國地誌要略	日本地理要略	地理總論用書未定	地理ノ部	未定	幾何教科書	代數教科書	筆算摘要	ワルレンヘスチング傳
全五册	全六册				上一册	全二册	五册	全一册
明治十年八月	明治十年六月				明治十五年一月	明治十五年二月	明治八年十月	
高木怡莊編	大槻修二編				田中矢德編	田中矢德編	神津道太郎譯	英マコレ一著
東京淺草區須賀町六高木怡莊	東京淺草北宮坂町三四大槻修二			東京神田五軒町二〇田中矢德	東京芝區新錢町一〇近藤眞琴	東京麻布新網町一丁目二四神津道太郎		

小文法書	文法書	讀本	讀本	綴字書	未定	和文讀本	史記列傳	日本外史	正文章軌範						
		第四一册	第一第二三册							英語ノ部	作文ノ部	四册	十册	全十二册	一二三、三册
米アラウ著	英コツクス著	米サンダル編選	米ウキルソン著	米ウエフストル著								稻垣千穎編輯	前漢司馬遷	賴久太郎著	宋謝枋得選
							稻垣千穎								

未 定	作文ノ部	三 體 詩	古 今 集	唐宋八大家文 全十六册	春秋左傳 全十五册	和漢文ノ部	中 庸 全一册	大 學 全一册	高等中學科 修身ノ部	圖書範本	守住勇魚著 大阪中學校	
					沈 德 潛 評							

圖書ノ部	草書千字文	行書千字文	楷書千字文	習字ノ部	蘇氏記簿法式單 二册	記簿ノ部	原 生 學	寶氏經濟學 全五册	經濟ノ部	右 全	中學化學書		
					明治八年三月		明治十年十月	明治十六年九月		上第一編 三中下編 三册	上第一編 三中下編 三册	明治十六年二月	磯野德三郎編
	全	全	佐瀨得所書		小林義秀譯		大島貞益譯	永田健助譯		全 人	全	東京日本橋區吉川町 鹽島一介	
	全	全	東京日本橋區三丁目一四 丸善商社書店		文 部 省			東京牛込橋場町一七 永田健助					

馬耳蘇氏複式記簿式	本邦法令ノ部	記簿ノ部	化學書	化學書	化學書	全氏	全氏	羅斯珂氏	正改物理全志	士都華氏物理學		
			至一〇七四册	自一〇七四册	六册	五册	三、四二册	二册	一册	全一册	全一册	
			明治十四年	明治十三年	明治十二年	明治十四年	明治十年	明治九年	明治十二年一月	明治十二年三月	明治九年十二月	明治十二年十月
			全人	全人	全人	全人	全人	全人	茂木春太譯	宇田川準一譯	和田維四郎譯	佐澤太郎譯
文部省			全	全	全	東京大學理學部	東京大學理學部	東京北豊島郡西ヶ原村三〇三 諸葛信澄	東京大學理學部	博物館		

繪圖未定	右全	勞氏地質學	金石學	平三角教科書	三角法ノ部	イソグリス、リテラチユール	スケッチ、アツク	作文修辭書	英語ノ部	物理ノ部	金石ノ部	平三角教科書	三角法ノ部	イソグリス、リテラチユール	スケッチ、アツク	作文修辭書								
										全	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册		
										全	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册
										全	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册	全一册
全	全	文部省	博物館	東京神田區五軒町二〇 田中矢德	英人シヨウ編	米人イルビン著	米人クエツケンボス著																	

類聚法規	九冊月録共	明治十一年十月	司
全	續編三冊目錄共	明治十二年八月	法
全	三編三冊目錄共	明治十四年五月	省
全		明治十六年	

本表中地理ノ部萬國地誌要略、地形論化學ノ部中學化學書第一編ハ誤謬不尠ニ付教授ノ際注意スベク金石ノ部勞氏地質學ハ其要ヲ摘シテ教授スベシ又古今集ハ戀歌ノ部ヲ省クモノトス
 第三章には入學規則を、第四章には試業規則及卒業證書の事につき、第五章は生徒心得につき細密に規定してあるが是等は省略する。

第三期中 職員生徒經費其他

年 度	學 校 長	教 授 數	生 徒 數	經 費	備 考
明治十二年度	田口政五郎	六	五二	三、〇〇〇圓〇〇〇	校舍新築
全 十三年度	古賀武保 山田知高 桐原定高	八	九七	四、〇二五圓六〇〇	
全 十四年度	古賀保高 木村弦雄	七	八九	四、七六一圓六〇〇	大學備校ト爲スヘク縣會ノ建議アリ 中學校敷則大綱ノ頒布アリタルニヨリ 之ニ依據シテ學則改正

年 度	學 校 長	教 授 數	生 徒 數	經 費	備 考
全 十五年度	木村弦雄	七	一一七	四、一八九圓七八〇	縣會の經費(前記参照)
全 十六年度	古賀保高 木村弦雄	七	一三五	四、二〇九圓四八〇	
全 十七年度	下校長心得 下條幸次郎	八	一二〇	四、七二八圓〇二五	教則改正 天草分校 設置
全 十八年度	下校長兼一等教諭 下條幸次郎	一一	一六一	三、七三七圓八八二	歩兵操練科ノ授業開始

第三期初及全期末職員一覽
 第三期初

職 務	俸 給	族 籍	姓 名
校長兼教授方	參拾圓	熊本縣士族	桐原知定
訓 導	參拾圓	鹿兒島縣士族	三友鼎
訓導兼監事	貳拾參圓	茨城縣士族	水野浩
訓 導	拾五圓	茨城縣平民	荒木威
訓 導	拾圓	熊本縣士族	甲斐隆道

事務掛	七	七	右全	櫻間鼎
右全	七	圓	右全	下林行廣

第三期終

職名	俸給	學位若クハ卒業證書	教員免許狀	就職年月	族籍	姓名
校長兼論	七拾五圓	舊静岡洋學校	中學校 師範學 英語科	明治十四年八月	東京府平民	下條幸次郎
教諭	四拾五圓	舊東京師範學校 中學師範學科		全 十九年四月	宮崎縣士族	猪狩勝直
右全	貳拾五圓			全 十七年十月	青森縣士族	本多武雄
右全	貳拾五圓	舊大學豫備校		全 十七年十二月	佐賀縣士族	成富信義
助教論	拾八圓			全 十四年九月	熊本縣士族	福島綱雄
兼助書記論	拾八圓	舊官立長崎師範學校		右全	右全	小原恒行
書記	八圓			全 年十月	右全	有住潔
書記心得	七圓			全 十七年七月	右全	松村千丈

教授方	右全	右全	步兵操練教授方	寮監兼教授方	全
拾五圓	八圓	拾五圓	參月手當	八圓	八圓
全 十六年一月	全 十九年五月	全 年十一月	全 年七月	全 十七年九月	全 十八年五月
右全	右全	全縣平民	全縣士族	右全	右全
古賀富次郎	中野 愿	藤本末松	西川喜一郎	圓 哲雄	加藤民七郎

熊本中學校に就て

年に二回の募集——先生と生徒で懇掬ひ——

於教育座談會 余 田 司 馬 人

私は明治拾四年に熊本中學校に奉職しまして十九年の七月迄勤続して居りました。私の奉職した時には學校は出來て居つたのでありますけれども、其の當時の學科は高等科と尋常科の二つに分れて居つて、尋常科卒業生が高等科を又修めるといふ風で實際上生徒が少なくて非常に困難であつた様であります。それで高等科一年位は生徒が二、三十人ばかり居つた様であります。卒業すると東京の本場に出てゆくといふ風で、尋常科専ら學校の方ではやつて居りました。それと其の初め私が出ました十四年の頃は年に二回募集したものであります。それで其の一年が二學級二回宛募集したので非常に學級の數が多かつたのであります。けれ共私が出ますと直ぐに一年に一回といふ事

に變つたと思ひます。何年であつたといふ事はよく覚えませぬ。當時の制度の事としてマア其の位の事は覚えて居ります。

それから其の頃の學生の氣風は極く質朴でさうして又教師と學生の間が非常に親密なものがありまして、一例を申しますと私の住宅は今黒髪になつて居りますが其の時は未だ熊本^{の北の端で片一方は田圃であります。}私が夏何處かに行つて歸つて來ると家に澤山客が來て居り澤山着物を脱いではあるが人は居らぬ。何しに來て居るかと思ひますと或一人の先生が生徒を連れて私の家に來て素裸になつて裏で餅子掬をやつて居り、學生と先生は何とも言へぬ美しい間だつたと思ひます。是は以前の封建時代の流れもあつたかと思ひます。

2 公立人吉中學校

明治十二年三月設置され同郡教育の爲め尠からざる貢獻をした人吉中學校は明治十五年六月廿八日廢止の届出をなした。これにつき求麻郡役所では、麻第三百四十二號を以て左の添書がある。

當郡公立人吉中學校是迄設置致來り追々隆盛ニ趣候處今般當郡各町村聯合會ヲ開キ同校及公立人吉病院十五年度經費豫算ヲ議定ノ節ニ該リ同校廢止ノ動議ヲ提出シ遂ニ廢止ニ決議致シ候ニ付別紙伺書差出候間致進達候右漸次隆盛ニ趣ク學校ヲ一朝廢止スルハ實以テ萬々遺憾ノ至ニ候得共遂ニ維持ノ議論不相立斯ク廢校ニ議決致候上ハ最早當役所ニ於テモ無致方且客年一月既ニ該校閉校ニ議決致候節施行ヲ止メ相伺候處臨時聯合會ニ於テ決議之通不適當無之ニ付施行ハ差止ニ不及旨御指令相成旁此迎モ當役所ヨリ右ノ手數等難致ニ付不得止該書致進達候然ルニ右ニ付學務委員等ニ於テモ焦心苦慮シ該校ノ敷地家屋其他所屬資産ハ其儘据置當郡第一番第二番學區ヲ聯合シ高等小學校ヲ新クニ設置セン事ヲ再ビ同會ヘ相掛候處該議ハ原案ノ通決定致居候趣ニ付右ノ次第添テ申進候條可然御取計相成度候也

明治十五年六月廿二日

求麻郡役所

熊本縣教育課御中

追テ本文高等小學校經費其他ノ件ハ不日臨時會ヲ開キ議決スベキ旨ノ趣ニ候也

是に對し縣は六月廿八日之を認可してゐる。

3 公立天草中學校

天草郡の協議費を以て天草郡本戸馬場村三百六十一番地に、公立天草中學校(學科初等科)の設置を願ひ明治十六年九月認可されてゐる、教則課程は文部省制定の中學教則大綱に準據し、經常費二千八十二圓二十五錢(明治十六年度)其収入財源は千九百二圓二十五錢を郡の協議集金から、百八十圓は生徒授業料の収入を以て充てゝゐる(縣廳文書)教養の様子や職員組織等は縣の公文書には見當らない、本校は經費缺乏の故を以て翌十七年十一月廢止されてゐる。

4 熊本中學天草分校

天草は熊本遊學の不便が多い而も當時十七萬の人口を有し年々小學校卒業兒童増加し高級學校に進まんとする希望者が多いので、右公立天草中學校廢止と同時に縣立熊本中學校の分校として縣が經營することになつた。(教則課程は文部省制定の中學教則大綱による)經費財源は天草郡各町村聯合會の決議で、九千二百圓を四ヶ年々賦とし毎年二千三百圓宛、寄附することを富岡縣令に願ひ聽許されてゐる。同分校明治十七年度の經常費千六百八十二圓九拾錢、全十八年度は千八百六十五圓、十七年度の職員數四、生徒數四十八、十八年度職員數六、生徒數六十となつてゐる。

5 菊池中學校

菊池郡町村會の決議で明治十三年十月全郡隈府町に設置してゐる。教則は中學校教則大綱發布前のものだから無論整ふたものではない。それで設置の出願に對し縣の執つた態度も(諸事完全ノ上認可スベキ儀ニシテ教則等試用中開校不問ニ置ク)と云ふ縣廳文書がある、又同文書に(學校内容モ經書歴史作文等ニ偏倚シテ教授シ理學算術洋學等ノ科モ設ケアルモ行ハレ兼テ教師(二三)ハ固ヨリ其他經費(一ヶ年千五六百圓)充分ナラズ書籍器械モ亦完備セズ況ンヤ大綱發布セラレシニ付テハ中學校ト認定スベカラザルト推察ス假令教則ハ大綱ニ據リ編制スルモ其實教師書籍器械等現在ニ就テ考フルトキハ維持スルコト能ハサル情況云々)と云ふ記事がある。同校は事實上の廢校は明治十五年十二月で、公の廢止報告は明治十六年三月十六日となつてゐる。廢止の理由は同廢止報告書に(當今金融閉塞シ僅一郡ニシテ中學ノ資本徵收ハ人民ノ苦情不尠云々)とあり矢張り資金缺乏の爲である。併し中學教則に準據せざるにせよ本校三ヶ年にわたる郡内子弟の教養は、菊池の文化向上に寄與したことは鮮少ではない。

菊池中學校の話

—普通學を渴望す—物理書の回讀—教科書の訂正—酸素は酸つばい—數學は自學—

於教育座談會 武 藤 虎 太

菊池中學のお話を致します。當時漢學本位の塾の教育ではどうも時勢に後れる様な感じがありまして時代に適する色んな學科をやらせた方が宜からうといふので菊池にもつと現代に相應しい中等學校が欲しいといふ事は

郡の先輩の一般の意嚮であつた様に思ひます。それで極めて不完全なものでありませうが、天草から森住といふ、是は相當漢學の造詣の深い人で、此の先生を呼んで來まして、それから澁江公寧先生、それから英語の方に志像某といふ先生達が集つて、英語數學漢學は無論であります、物理化學等迄もやるといふ事で、それで私共も初めはそこに入つてみたのであります。當時の學校には、餘り専門に理化學等をやつた人はありません、物理と言ふものは物理全集といふ日本版の本が十冊ばかりあつて、さういふものを回讀して居つたに過ぎず、それでどうも分らぬ所がチヨイ／＼あつて困つたのであります。假へば「眞空の中では物体の重いやつも軽いやつも同様に落つ」といふ空氣の抵抗の所ですが、是に就いて面白い挿話があります。何かガラスの長い管の中に一錢銅貨と鳥の毛が入れてある、其の中の空氣を抜いてその二つを落とすと同時に落ちるといふのであります、澁江公寧先生のくちやつても落ちない。重い方が先に落ちる、そこで今度はガラス管の繼ぎ目にすつかり鬚附をかけ空氣が外から侵入しない様にして、今度は大丈夫と思つてやつてみると、矢張りチリンと金屬性の方が先に落ちる、どうしても解せぬ。それで生徒から抗議が出たので結局教科書を訂正し「眞空中に於ては物体は同じ様に抵抗がないから墜落する、但し幾分か金の方が先に落ちる」といふ風に訂正をされた事を覚えて居ますが、(笑聲)何うも此の「幾分か」の除外例が、當時の小供の心の中にあり、何か本當の所が分りさうなものだと、先生より生徒の方が熱心にやつてみますが、矢張り金の方が先に落ちる、さうして居る中に翌年ですか、熊本に修學旅行があつて、當時の師範學校そこに見學に行つて、豫て生徒が疑惑を抱いて居つた物体の墜落の實驗をしてみたらはうといふので、師範の物理の先生に試験して貰つたのであります。所が其の先生にやつてもらひますと機械が良いのか先生が良いのか知りませぬが、殆んど同時に落ちたのであります。それで其事を公寧先生に話すと、それじゃ此の間の鉛筆で書いた所は消せといふ風でさういふ様な教授の方法であります。(笑聲)それから化學等になりますと、酸素等は宛で文字の解釋であり、一寸舐めてみて酢つばい様なものは酸素だ(笑聲)といふさういふ風な状態であります。それから數學は

池田信治といふ人でありましたが、此の人は數學全体を以て來て生徒にやらせる、さうしてやつて見て出來ぬ時に先生に尋ねる、先生は豫ては用がないから、机に肘を着いて暑い時には眠つて居る。それを起して習ふのでありまして、まるで自學自習であります。英語丈が多少此のレベル等から始めから教つたのでありますが、是は一向此方では分らぬので、マア大した事もなかつた様であります。そんな具合で續きましたのが二年か三年でせう。三四年續きましたか、何うも此の學校に對する信用は薄かつた様です、でさう入學者もありませんで、段々後では先生も自暴を起して歸られた様に思ひます。

さういふ風で後の方は極めてつまらぬもので富田鶴重さん等その當時であつたかと思ひます。私等は其の少し前に退きましたが、さうして濟々費に入つたのであります、そんな状態になつて居りました。まああの當時は漢學の塾にモット普通學をやりたいといふ希望者の要求を満す爲めにやつたのが、矢張り經費が思はしくなかつた故であります、充分な先生が得られませんでした。餘り大した事はありませんでした。それで矢張り漢學の塾に少し中等教育を加へ我慢をされた様な學校でありました。中學の事はそんな様なもので、只地方の青年で熊本に出られない者のいからか當世の理科博物數學英語等をやりたいといふ者の爲に暫く續いて居つた様であります、そこを卒業したから何う斯うといふ譯ではなく、卒業生が出ましたか何うか私はハッキリ覚えません。そんな状況であります。要するにマア私塾でありますから、大きな小學校に少し上等なものを加へた様なものに過ぎなかつたと思ひます。

明治初期の菊池の中學教育

菊池郡河原村 高橋 巽 川 生

西南戦争の餘燼も終息せし頃の、菊池郡に於ける中等教育機關としては、隈府町澁江公木氏の遜志堂、今村武藤氏の環山亭ありて、何れも漢學専門の私塾なりしかば郡の識者は時勢の要求に鑑み、普通教育機關の設備を要望し

各町村聯合會の決議に基き、明治十三年五月、隈府町舊會所の建物を利用し、之に多少の建築を加へ、公立菊池中學校を創設せり。(隈府小學校の舊位置)此の時代に於ては、中學校も熊本市に縣立ありしのみにて本郡の有志が他に率先して、早く中等教育に着眼せしは、實に卓見と謂つべし。而も民力之に伴はざるあり、財界の事情之を許さず遂に維持の困難に陥り、先途に望を屬せしこの菊池中學校も明治十五年十二月閉鎖の悲運に遭遇せしは本郡教育の爲め惜みても餘ありと云ふべく、此の中學校にして命脈を保たんか縣立の中學校として有數の位置を占むべく菊池人士の痛恨措く能はざる所なり。

左に當時の状況一斑を掲げて參考に供せん。

校長	賀盛純(天草郡中村)	受持學科	修身、漢文	(論語 孟子)
教員	澁江公寧(本郡隈府町)	受持學科	歴史、物理	(文章 軌範)
同	池田眞治(本郡甲佐町)	受持學科	地理、數學	(日本外史)
同	志方長平(山鹿町新町)	受持學科	英語	(物理全志)
事務係	武藤重一(本郡隈府町)	事務會計		(輿地史略)

前述の如く學科には、夫々普通學科の形式を備へたれども特に物理學の如き、物理全志の講義に過ぎざるの有様なれども、此迄漢學のみを學問と心得たる學生には、好奇心も加はり、趣味を以て迎えたり。又代數といひ英語といひ苦辛の内にも興味津々、生徒も熱心に勉強せり。其の結果は後日に幾多の成績を収めたるを信す。

陸軍中將木下宇三郎氏、第五高等學校長武藤虎太氏、農務省耕地課長有働良夫氏、熊本市會議長(辯護士)山隈康氏等はこの中學校の産みし先輩なり。

生徒は本科豫科を通して百餘名に達し、天草、玉名、山鹿、合志等の他郡生も十余名來學せり。前編漢學塾環山亭は、塾生全部中學校へ轉せしめて閉鎖し、遜志堂は、中學校閉鎖後も繼續數年間の命脈を保て

6 公立玉名中學校

玉名中學校(初等科)は、玉名郡の共有金を以て玉名郡岩崎村(現在の彌富村)に設置してゐる。縣の文書によると設置認可は明治十五年十月となつてゐるが、創立當初から關係してゐた同校教員三五友雄の談によると明治十四年八月と云ふことである。廢止は(經費支出困難)と云ふ申立で明治十六年九月になつてゐる。本校は職員組織、經費、學校内容等、當時設立された公立中學の内では一頭地を抜いてゐる様である、縣廳文書によるも「菊池郡立中學校ニ比スレバ優ルモノ、如シ云々」とある。明治十五年の年報によると「郡立玉名中學校ハ教員四名内大學豫備門卒業一名長崎舊師範學校小學科卒業一名其他二名」とある。明治十五年から同十六年にかけての、職員の名振れは

是石辰次郎、成富信敬、池邊春義、津留辰雄、井田幸雄、山本義雄、三友雄、西浦某、
外に幹事として、村上昌誠

等で生徒數は、百五十名内外、經費は千八百圓餘となつてゐる。玉名郡中當時に於て中等程度の稍整ふた教育機關は玉名中學一校であつたので、郡の内外他縣からの俊秀こゝに集り設置の期間は二年に過ぎなかつたけれども、文運進展の爲め貢獻すること尠くなかつた様である。

私 學

1 本期私學の概況 まづ私學表の新設分と既設分とを掲げて本期間に於ける大勢を眺めて、次に本期新設の數校につき其の狀況を述べよう。關係ある寄稿や談話は其の都度挿入して本記事を補ふことにしたい。尙本期新設のもの三十五、既設殘存のもの二十三、即ち六十近い私學が存在したことになるので數としては第二期と同じ程度である。

第三期 新設私學表

名稱	所在地	設立者又ハ 塾主校長	所在地ノ 現位置	教養ノ主 ナル教科	設置 年月	實 際	廢 止 年月	實 際	出 身 者 ノ 重 ナル 者	備 考
忍濟學舎	鮎田郡島新 村六三〇	友枝 庄藏	鮎田郡力合村 大字島新	漢 學	明治十五年 八月七日	明治十二年 八月八日	明治十六年 七月廿五日	上	安達謙藏、内藤 正義、緒方三 木下彌八郎、三 津家傳之、紫垣 上雄、田尻昇藏	明治廿四年十月 十六日併合シ外 三校トナリ全 州學部ト稱ス
同心學舎	熊本區相模 町三三	朽木 多中	天理教會	漢 學	明治十三年 四月廿四日	明治十二年 二月八日	明治十四年 十二月	上	宇野東風、佐野 直喜、河田巖、 島居赫雄、緒方 三、山下宇三	
立濟々覺右	全宮川	貞衛	漢學外數 主トシテ	漢 學	明治十五年 二月四日	全	明治廿四年 十月廿四日	上	安達謙藏、野田 寛野、山田球三 野田、井手三郎	明治十五年九月 再興届出ヲナシ 明治十五年九月 時代ノ進運ニ伴 フテ明治廿四年 六月規則改正ナ ス
溫故堂	鹿本郡緒方 村	公俊	稲田村大字高 橋四一二	普通科	明治十五年 九月十五日	明治十三年 一月十三日	明治三十 年三月十日	上	緒方文左、星 緒方清、志水、 緒方清	
愛日學校	鮎田郡坪井 村一、一二	石井 將之	黒髮村坪井七 曲	數 學	明治十三年 六月廿九日	明治十五年 八月十五日	明治十五年 八月十五日			

3 第二期の設置

林 塾 廣 取 校 田 尻 塾 私立盍簪學舎

大原義塾 論 世 堂 山 田 塾 含窓義塾

修道齋 井 上 塾 知新學校 藤 本 塾

其他〔設置期不明私學表〕に掲げたもの中、左に示すものは既に
〔本期に存在したことが、其の廢止期から推して知られる〕

菁莪堂(八代) 考槃學校 朽 原 塾

2 各學校狀況

1 私立濟々塾

現在の熊本縣立中學濟々塾、本期間の私立濟々塾の前身は、同心中學舎(後に同心學校)といつて、明治十三年二月廿四日付、熊本區御相撲町三十三番地に設置の届出を爲し、同月廿六日認可されてゐる。今を距る四十九年前(昭和三年起算)創立當時の縣廳文書によつて見ると

同心中學舎設立御届

今度私共數十名申合熊本區御相撲町卅三番地へ同心中學舎設立仕候間此段學則相添御届仕候事

十三年二月二十四日

惣 代

飽田郡春日村 朽 木 多 中
同 郡島崎村 柏 原 武
熊本區南千反畑 池 田 案 山 子

熊本縣令 富 岡 敬 明 殿

濟々塾内記念館



(高田原町に在りし同心中學舎校舎)

としてある。添付の學則は

學 則

- 一、經 學 (四書、五經、勸善訓蒙、終身論)
 - 一、史 學 (國史覽要、十八史略、皇朝史略、日本政記、大日本史、日本外史、左氏傳、史記、資治通鑑、萬國新史、泰西史鑑、歐羅巴文明史)
 - 一、法律學 (日本律、萬國公法、明律、佛蘭西律)
 - 一、地理學 (日本地誌、兵要日本地理小誌、輿地誌略)
 - 一、經濟學 (經濟入門、英史經濟論)
 - 一、理 學 (物理全誌、格物入門)
 - 一、文 學 (作文、通俗文、漢文、文章軌範、八大家、文體明辨)
 - 一、數 學 (和算、洋算)
 - 一、習 字 (楷、行、草)
 - 一、洋 學 (不日開業)
- 右ノ通ニ御座候事

これに對し明治十三年二月廿六日付で、

書面ノ趣聞置候條區役所及學務委員へモ可届出事

大書記官

となつてゐる、課程表などが無いので充分學校の内容は窺はれぬが、漢學を主としてこれに普通科を加味した私學であつたらしい。明治十五年二月四日付、同校長宮川貞衛の名を以て私立濟々齋と改稱する旨、縣に開申してゐる。

同時に三綱領を定めて生徒教養の方針とし、同十六、十七、十八年にわたつて學則の改正を爲し、漸次普通教科をとり入れてゐる。體育方面に擊劍との健歩とを正科とし、外國語に支那語を加へたるなど、流石に着眼の凡ならざるを想はしむる。

尙、本校教養の様子が長くも上聞に達し、明治十六年五月廿一日宮内省から特旨を以て、金五百圓を下賜された。同校では六月十日拜戴式を擧げて祝宴を張り、當日の祝詞詩歌を編纂して一冊として、乙夜の覽に供し奉つた。

明治天皇の教育に軫念し給ふ聖旨の優渥なる感歎の外はない。固より同校の面目は云ふまでもないことである。今、明治十八年十一月七日縣から



文部省に開申した。本期末の同校教則及通則の梗概を掲げて見ると(十九章八十四條の長文であるので本校の特色とも云ふべき一、二をあげよう、)

○教科目に、英語、獨逸語の外に支那語、朝鮮語を加へるること。擊劍を正科としてゐること。

- 本校教育の主義方針を特筆大書してゐること。
- 一 倫理ヲ正シ大義ヲ明ニス
- 一 廉耻ヲ重ンジ元氣ヲ振フ
- 一 知識ヲ磨キ文明ヲ進ム

○生徒心得の劈頭に「本校創設ノ主旨ヲ體認シ三綱領ヲ遵守スベシ」と明示してゐる。
○今日で云ふ秀才教育の第一歩をつけてゐる。教則第八條に「才能秀逸ノモノハ專修生トシテ各科ノ内一科若クハ數科ヲ專修セシムルコトアルベシ」と規定してゐる。

本期間に於ける本校の職員生徒及校長の移動を示せば

年 度	職 員 數	生 徒 數	校 長
一一	不 明	不 明	宮 川 貞 衛
一三	四	一八四	飯 熊 太 田
一四	一〇	三五〇	同 上
一五	一二	三五〇	同 上
一六	七	二四二	同 上
一七	一五	五三〇	同 上
一八	一五	五五〇	同 上

しまこゝに明治十六年五月廿一日本校が特別の恩典に浴したる辭令寫しを謹載して、

明治天皇の教育に對し給ふ優渥なる御聖旨を拜することにしよう。

濟々費

思召ヲ以金五百圓下賜候事

明治十六年五月廿一日

宮内省

濟々費創設當時の狀況

宇野東風識

濟々費は、明治十五年二月十一日、開校式を擧ぐ。然れども、當年校舍を新に創立したるにあらず。元は同心學舎と稱し、後に濟々費と改めたるものなれば、本費創立の事を語るには、必ず遡りて同心學舎より述べざるべからず。されば先づ同心學舎設立のことより記述すべし。

明治十年西南の役起るや、熊本全市兵燹に罹りて焦土と化し、人皆難を郡村に避く。亂治まりて後、漸次復興すれども、遅々として舊觀を呈する能はざりき。嘗て諸郷黨派と稱したる士族團體、多くは薩軍に應じ戰役に出てたる者、戰敗れて後其人々或は罪を問はれて入檻し、或は許されて家に歸りたる者は、家事の整理に汲々として、他を顧慮するの遑なく、自然子弟の教育を等閑に附し居たりき。既に縣立師範學校及び中學校等設立せられても、學齡に制限あり、試験に嚴選あり、入校に期限あり、月謝金を徴せらる。依りて貧困なる者、不學の者は、之に入學するを得ざるもの多かりき。

又佛國ルソーの民約説を主張する詭激論者起り、動もすれば郷黨の青年子弟、之に迷はされむとするものある景況なりき。

明治十二年一月、佐々友房氏宮崎より歸家す。氏は十年戰役薩軍に應じ、其罪に依りて、十年懲役に處せられ、宮崎監獄に在りしが、病を以て歸養を許されたるなり。爾來數月幽居中、來訪者ある毎に、熊本の現狀を聞き、感慨甚しく、私に謂らく、吾國家を救済せむと欲せし第一志願は失敗したれども、此の國家多難の際、教育に従事し青年子弟を薰陶し、一世の元氣を振ひ、國家有用の資に供すべしと。然れども、幽囚中他出を禁せられ、且つ資力乏しき身、如何ともすべからず。荏苒經過する内、六月頃、同志高橋長秋、友成正、西大次郎等其他數氏訪問する毎に、學舎設立のことを謀る。皆同意を表し堅く決心して、四方に奔走し、同志者を誘ひたり。然るに是皆壯年二十左右の人、また社會に信用せられず、之を非難するもの多し。或曰く、青年經驗なく資本なし。何ぞ學舎を立つるを得む。或曰く、假令創立し得とも、之を維持する資金なかるべし。或曰く、戰亂の餘に生徒を集むるは、再び兵を起すの嫌疑あらむと。諸氏皆是等の説を排し、僅に同志發起人五十余名となり、其醜集したる金壹百貳拾圓餘を得たり。是に於て、同志先輩の菊池合志郡長飯田熊太氏に賛助を請ふ。氏は熊本高田原相撲町宅地と金貳拾五圓とを寄附す。衆喜びて工事を起す。茅屋二階建二間に三間、階下は四方に三尺の下屋を廻らす。日ならずして落成して、工費償ふ能はず。依りて熊本區長溝口貞幹、飽田託摩郡長田尻彦太郎、山鹿郡長井上謙治、八代郡長澤村友義、阿蘇郡長小橋元雄諸氏の寄附金百數十圓を得て、其不足を支辨したり。發起者の喜び知るべきなり。衆議を以て同心學舎と名づく。易經に、二人同心其利斷金の義に取る。

發起人中、朽木多中氏を舎長に、柏原武氏を副舎長に、松崎迪氏を幹事に、高橋長秋氏を生長に、友成正、西大次郎二氏を副生長に擧げ、更に牛島謙作、武藤巖男、甲斐隆道三氏を教師に聘す。而して是等役員教師には報酬を

與へず、生徒より月謝金を徴收せず、同志相愛の情を以て、専ら慈善を主とすることゝしたり。

斯くて其年十二月八日、開會式を舉行す。寄宿生八名、通學生十數名。教科書は、各自兵燹燒殘の自家所藏、論語、孟子、十八史畧、文章軌範、日本外史、日本政記等、數學は加減乗除に止まる。此時佐々氏は、勿論幽囚中なれば、用件ある毎に、人皆其家（出水町砂取に在り）に就きて決を仰ぎたり。

翌十三年一月に至り、風を聞き入學を乞ふもの五十餘名に及び、家屋狹隘を告ぐるを以て、田尻彦太郎氏、古茅屋一棟、（横二間半縦五間）を寄附す。役員生徒、相率ひて荷車を曳き之を運搬し、大工に命じて建築せしむ。壁土を踏み、土居土を運ぶ等は、生徒自ら之を爲す。

二月、佐々氏特旨を以て放免せらる。之より氏幹事となり、松崎氏と共に舍務を處理し、兼て皇漢文の授業を掌る。

當時の授業法は舊慣に據り、教師中央に坐し、其の正面及び左右に机を並べ、各生徒三方より教師を圍みて對坐し、初歩には、教師字指（竹筥）を以て各人に字を指示して教へ、獨看以上の學力ある者は、生徒輪番或は臨時抽籤を以て講讀し、終りて生徒互に論究し、教師其の決を取る。又教師自ら經義を講説し、生徒之を謹聽するといふ狀況なりき。

此授業は晝間のみにて、夜間寄宿生等は、復習豫習終れば、人々室の中央に集り、忠臣義士の事蹟を談じ、又は殉難志士の詩歌等を吟誦して英氣を養ふこともありき。然るに間に兪暴生あり、他の自習中、或は机に凭り睡眠を催す者あるを見れば、其足の指間に紙屑を挟み之に點火し、其人驚きて覺醒するを見て樂しみとするあり。或は「フトングワン」と稱し、他に蒲團を被らせ、之を疊上に壓伏するあり。或は頭叩アツキとして多數團坐し、其内一人低頭せしめて、之に拳骨を蒙らしめ、其の叩きたる人名を暗射せしむるなど、夜々大騒アツキを演ずることもありき。

十一月の頃、生長高橋長秋氏は東京に遊學し、幹事松崎迪氏は官職に就き、教師武藤嚴男氏は家事を以て辭職

し、日々の授業斷續たり。佐々氏獨り奔走して維持を圖り、西川良樹氏の援助に依て、課業を繼續するを得たり。時に舊藩士族殖産の爲め、田尻彦太郎、一條蟲氏等、觀光社といふを組織し、汽船運漕業を始む。田尻氏、同社資金の内より金壹千圓を寄附す。以て横三間縦七間の二階建、玄關付の家を建築す。瓦屋宏壯、始めて學校の體裁成る。

明治十四年一月、同心學校と改稱して、組織を改む。宮川貞衛氏を校長とし、朽木柏原二氏を副校長とし、佐々氏幹事元の如く、西川氏を生長に、守田愿氏及び宇野東風を寮監に任し、辛島多喜次、江村棕益二氏を教師に聘す。宮川、佐々、西川三氏亦授業を助く。又觀光社に貨殖を託して、維持費の資出を得、始めて教師に若干金の手當を與ふ。然れども、生徒には依然月謝金を要求せざりき。是に於て、入學を乞ふもの陸續絶えず、旬月の間に百餘名となる。

二月佐々氏は、將來支那朝鮮との關係、密接なるべきを察し、支那朝鮮二國語科を加へ、希望生徒に授けしむ。斯くの如くして、校運着々興隆せし所、七八月の交より、再び衰運に傾けり。其原因一には、觀光社頼に衰へ、經費を産出する道絶え、二には、生徒中派を立て、互に抗争するものありしを以てなり。

是より先き三月佐々氏は、兄干城氏、東京にて重患に罹るとの報あり。氏は上京之を看護して、久しく校務を執る能はざりしが、兄の病愈りしを以て歸郷して、始めて之を知る。發起者間には、閉校論を主張するものあり。遂に十二月に至りて、閉校するの已を得ざるに至る。然れども、未だ之を決定せずして、生徒にも之を告知せざりき。

此時に當り、我邦政論益々勃興し、全國政黨團結なきはなく、民權自由の論盛にして、我國體を傷つけむとするものあり。佐々氏謂らく、之を救ふの道は、教育を盛にして、忠君愛國の士を養成するに如かじ。此際同心學校を閉鎖するは、策の得たるものにあらず、之を改革して人心を一新すべし徒手空論歲月を經過するは、策益々拙なり

とて、同志胥謀り、白木爲直、田尻彦太郎、古庄嘉門、木村弦雄、友枝庄藏、津田靜一、牧相之、松崎迪、佐々友房、澤村大八、有吉平吉、柏原武、高岡元真、高島義恭、高橋長秋、西川良樹、中西半郎、長野金次郎、守田愼、渡邊定諸氏、及び宇野東風を發起人とし、同心校を復興するに決し、名を改めて濟々費と稱す。是は詩經の、濟々多士、文王以寧の義に取れり。

飯田熊太氏を費長に、古庄嘉門氏を副校長に、津田靜一、佐々友房二氏を幹事に、渡邊定氏及び宇野東風を寮監に任し、飯田、古庄、木村、友枝、津田、佐々、高橋、西川、中西諸氏教師となり、江村棕益、白木義一、上林大郎三氏、亦授業を掌り、學科は皇漢學、數學、物理、法律、作文を授く。又劍道を正則として、身必を鍛練せしむ。是に於て、始めて生徒より、月謝金貳拾錢づゝを徴收して、本費の經費とし、毎月收入額に應じて、役員教師に若干の手當を支給することゝす。斯くて明治十五年二月十一日の紀元節を以て、開校式を行ひたり。

本費教育の特種なる點は、規則に明載するところ、倫理を正し大義を明らかにす。廉耻を重んじ元氣を振ふ。知識を磨き文明を進む。之を三綱領とす。又三大節には祝宴を開き、歡を國旗の本に盡すこと。生徒に其父母の祭日には、一晝夜の休暇を與ふること。毎月五里以上の遠足すること等なり。是れ當時倫常を正し、大義名分を論ずるもの乏しく、廉耻を重んじ元氣を振ふの風なく、又舊習を墨守して、五節句を祝する者はあれども、國家の祝祭日に、國旗を掲揚するものなく、父母の忌日に墓參を怠るもの多かりしを以てなり。

歐米の文明に心酔し、一向彼に習はむと欲する徒は我費の教育法を批評し、頑固者流、時勢を知らずとか、亂暴學校、謀反の卵を養成するとか、惡罵するものもありき。

全年四月參事院議官渡邊昇氏民情視察として來縣し本費に臨む。生徒兩名の講義を聴き終りて、氏は興に乗し、自ら竹刀を執りて道場に立ち、劍道教師和田傳氏と仕合を爲すことありき。其後同院議官尾崎三郎氏又來費し授業を視察して還る。

明治十六年五月廿一日、宮内省より、本費に 思召を以金五百圓下賜候事との御沙汰書、同月二十九日、熊本縣廳に達し、翌三十日、津田幹事、縣廳に出頭して之を拜戴す。全費驚喜、手の舞ひ足の踊るを知らざりき。後傳聞する所に依れば、渡邊尾崎兩議官の奏間に依り、 天皇御感あそばされ、此の特典を賜ひきといふ。是に於て、我費尊王の精神、九重の上に達し、此の特旨の榮典を辱くするを得たるかと、各感泣に繼くに奮激を以てし、益々邦家に盡さむことを盟ひたりき。

今こそ毎年十月三十日には、全國の學校にて、勅語奉讀式を舉行して、淑旨の徹底を期するを務むれども、其勅語發布當時、明治二十三年の事を回想すれば、憤慨に堪へざるものあり。本費にては始めて 勅語を拜讀せし時長くも本費教育の主旨と一致せるを以て、大に歡喜拚躍、是まで社會の逆境に處し、孤城落日の勢なりしに、此の勅語を拜して、天下を征服せし如き感を爲しぬ。然るに熊本にて常に本費に反對せる者、之を見て嘲笑して曰く今濟々費が勅語を拜して喜ぶものは、恰も大海にて船覆へり、漂流して將に溺歿せむとするとき、偶然破船の板切を見て之に取付き、一息吹返したる如きものなり。久しからずして海底に沈溺せむと。嗚呼、是れ何たる暴言ぞ。

勅語を以て破船の板切に比するは不臣の最甚しきもの。然るに之を其の機關新聞紙上に登記して、憚らざりしものありしなり。是を以てまた當時天下の情勢を察すべきなり。大道廢れて仁義起るといふも、世上道行はれて平安ならば、殊更に仁といひ義といひて、人を教へ導く要あらじ。勅語の發布せられしも亦、當時の大勢、餘りに歐米の文明に心酔し、東洋の道德を破壊して、之に代る新道德なく、共和政治、民權自由の説、天下に瀾蕩して、憂慮に堪へざりしものありしを以てなり。是を以て、本費が、先きに特旨の恩典に浴せし理由をも拜察せられ又本費が時流に逆はず、毅然として立ち、皇室中心主義を以て、終始一貫、子弟の教育に盡瘁せしことを見るに足らむ。同心學舎より濟々費となる、其間協心戮力せしもの、固より少からず。然れども、佐々氏常に其中心となり、役員教師の選定より維持會計法まで、専ら執掌し居たるものにて、世人本費を以て佐々氏の學校と爲しもの、亦宜ならずと

高田原時代の濟々費

村上典吾

曩に明麗館に於て、赤星縣教育會長より今回縣教育史編纂のことにつき教育事業其他に體驗ある縣下元老を各方面に求められ胸襟を開いて其意見記憶を遠慮なく個々別々につき開放吐露せしめられしことは、洵に氣持よく且つ賢明なる遺口であつて、先以て僕は赤星會長の成功を鼓吹すると俱に一日も早く教育史料蒐集の完璧を告げしめたる上一見致したいとの樂みと期待とを持つものであります。

其席上に於て山田市長より明治十八九年頃の「高田原私立中學濟々費時代の學校精神其他に就きお話がありました」が、當時に遭遇したる代表的意見陳述としては略ぼ差支ないやうでありました。シカシ僕の明治十五年同費就學以來五年間に於て、大なる同校の感化を受けし記憶を辿る時は識らず知らず一種のインシュビレーションに打たれざるを得ざるものがありました。

茲に一寸其時代の背景を眺めますると民間では明治十四年は國會開設の大詔を拜するまでを一段落として、自由民權の運動者は凱歌を奏して是から彌よ以て藩閥政府に肉迫し來り一般農工商人民は封建制度の没落と俱に士族階級を破壊し去り之れと同時に新奇なる海外より輸入したる文明開化の事物に目まぐるしきまで接觸するに至り、驚心駭目の極に達し、其思想感情は在來の封建時代に於て國民思想上に

築き建てられた舊道徳は既に棄て去られ、新道徳未だ興らず、恰も紅火圓柱を望んで荒漠たる沙漠に迷ひて彷徨するイスラエルの一隊旅客の觀がありました。茲に着眼されました時代匡救の大策を樹てられましたのが彼の森有禮文部大臣や熊本出身の先輩井上毅氏でありまして、濟々費長であつた佐々克堂先生などは始終是等と氣脈を通じて飽まで皇室中心主義を護持し、較もすれば海外より推寄する革命的危険思想の浸潤を排撃するに努力せられたることは、其勇奮、其熱烈今に於て髣髴として其精神尙ほ凜乎として活けるが如きものがあります。

我等の學校にて教へられました標語は「廉耻を尙び大義を重んじ、智識を磨き文明を進む」に在りました。で我當時の濟々費學徒なるものは此一種の黨化に浴し平素皇室の干城、國家の柱石を以て雙肩に荷ひ、筒袖のヘコ帯に獨逸帽を戴き左の肩を簪やかし、皇漢學を基礎とし支那語、英語、獨逸語を學び只管ら時勢の進歩變遷に順應するに後れを取らざるやう指導鞭撻せられたのであります。而して他日軍人政治家、新聞記者たる素地を造るために毎土曜等には講堂に演說會が催ほされましたが、毎次生徒の演說文章の中に楠正成や千早城籠城の引證のみが多く討死の覺悟が先きに立ち、孰れも消極的で堂々日東大帝國の治安と、國運の伸展を策する積極論を餘り見受けなかつのはチト狹隘自屈の嘆に禁へなかつた。然れども九州邊陲に於ける此特殊の私學よりして今日の安達内相、狩野、宇野文學博士、古城貞吉早稻田教授、鑄方、木下兩中將新聞記者鳥居素川其他多數の人材を輩出して居るのは全く當年佐々克堂其他諸先生薰陶の寶物である。摺筆に際して高田原時代私學の同僚日に凋衰に就くを悲み偏に加餐努力

を祈るものなり。

學生氣風の變遷

志氣を養ふ濟々費—新味ある學科—粗朴な服裝—支那朝鮮に着眼—武道—兵式教練—
佐々先生の感化—

於教育座談會

山 田 珠 一

學生氣風の變遷といふと私が濟々費に入つた時の回顧談でも少し申してみませう。私が熊本に来て濟々費に入つたのは明治十七年の秋であります。濟々費は御承知の通り佐々先生が明治十年の亂に薩軍に投じて熊本部隊を率ひて戦つて、戦ひに敗れて獄に投ぜられ其の後病氣の故を以て赦されて故里に歸つて、それから子弟教育の大事な事を考へて即ち佐々友房この人が中心となつて當時の人が集つてこしらへた學校で、元は同心學舎と云ふ一つの小さい極めて粗末な塾舎でありましたが、明治十五年に濟々費と云ふ名前に變へ、又學校の規模を擴張されてさうして只今の高田原の天理教のある處を校舎として新築しそこに遷つたのであります。丁度私は濟々費が高田原に移つて二年の後即ち十七年頃入つたのであります。

私の郷里は大分縣の片田舎で郷里に家塾をやつて居られた先生があつて是は勿論漢學を教へる所でありましたが、子供の時からそこで漢學を學びましたが、その郷里の學校の教育といふものは四書五經を主として經書歴史に涉り經書は朱子學に依つて教へられて要する處本を良く讀んで解釋すれば良いと云ふ様な事が主になつて余り精神教育とか氣風鍛練といふ様な事には重きをおかれて居なかつたのであります。ところが私は飄然としてこちらに友人がをつたからそれを頼つて何處かの學校にはいらうとやつて來たのであります。ところが何んでも濟々費と云ふ風變りの學校がある、そこでは志氣を養ひ精神訓練をする學校であるといふ事を聞きましたから、その時は面白い何だか良ささうな學校だといふので私ははいつた丈であります。入つて見ました處が成程郷里の學校とは非常な違ひです。その

當時の學校の三綱領といふものを讀んで見ると第一番に正倫明大義とか或は重廉耻振元氣、磨知識進文明といふ様な三つの指導精神を掲げて教育の主意を明記してあります。學校で教ります事は私等が郷里にて教つてゐた時とはすつかり様子が變つてをり、それから學校にいつて見ると教科書はやはり四書五經と言ふものが精神教育の一番重なる教科書であります。それからその外に歴史としては無論日本外史等色々なものがあります。泰西通鑑と云ふものは今日御覧になつた方があるかもしれませんが極めて簡易に綴つた歴史であります。そんなものを教科書として居り水戸學の眞髓を現はしたと申します弘道館記を藤田先生が註釋し述義した一巻でこの書物を教科書として教へ、それから刑法と令の義解を教へ、どう云う譯でかういふものを入れてあつたか知りませんが、令の義解なるものは日本の昔の法令を教へる教科書でありますが随分變つた教科の仕組みでその外英語は勿論それから後暫くつて私が入學した後獨乙語を教へ、それから支那語朝鮮語これは正科ではなかつた様に思ひますが隨意科の様であつたと覺えますが、かういふものを教へて居つて、その一番中心は漢學になつて居つたのであります。それで私もはいつてみますと郷里で漢學を主としてやつて居つたもので四書五經といふ様なものはいはゞ復習の様になつて居り餘り力を要する事もなかつたのであります。只他の學科のは今迄まるきり習つておませんので、そんなものをやる時は随分苦しい事もあるし又喜ばしい事もあつたといふ風で兎に角教科書はそんな様な具合であつたと思ひます。はいつてみると學生も我々郷里の學生と丸きり様子が違ひ氣分が居つて異つたのであります。第一私は濟々費には居なかつたのであります。皆總て熊本縣の生徒であります。そこで入つてみますと學生の第一服裝が變つて居り大分縣等の青書生が入つて居ると全然異人種の様で衣裳等も變つて居るので何だか大變きまりが悪いし。それで普通の交りが出來ぬ様な感じが致しますので私は努めて言葉を熊本の言葉に似せ居る物も肥後人らしくし萬事肥後人の

氣分に相應する様に努めたのであります。幸にして私は非常に其の當時學生の間では宜かつたのでありまして、只今申します通りに他所の者は餘り居らぬ、他所の者は入れぬといふ位の状態でありましたので、他縣人を排斥する事が極めて強かつたのであります。又それと同時に他所から來たものは極めて總ての様子が違つて居つたのでありまして、一言にして言へば氣概がなく弱々しく見えるといふ風であつて、人種でも違つて居る様な風であつたので、他所の學生は排斥する様になつて居つたと思ひます。それで私はなる丈熊本人の氣分に合しやう、熊本の學生、つまり濟々費の學生に相應する様な風にして交り結びたいといふ事に非常に苦心努力したのであります。所が幸にして私はよく諸先生からも可愛がられ又同じ同窓からも愛せられ余り排斥を受けずに寧ろ大變親しく交際してもらつたのであります。斯ういふ風でありましたから入學して非常に親しく氣持よく生徒として教場にも出又授業を受けたのであります。其の當時の濟々費は佐々先生は主として經營に當り學校の中心をなして居られました。費長には飯田といふ老先生が居られ、之は佐々友房先生の叔父さんであります。其の他に學校を纏めてゆくに就ては素より職員も相當居りますが、主として生長といふ者が三名居り、一人は今の内務大臣安達謙藏君他に荻田といふ細川家の家扶と、それから朝山といふ人が居りましたが、この三人が生徒のひきまわしをして居つたのであります。その外にもう一人寮監といふものがあつて渡邊といふ人が之に當り詰り幹事長といふ様なものであつたが、併し乍ら一番重きをなして居つたのは生長で、安達君等でありました。その下に室長といふのがあつて、一室に一人の長を置いてあり私はその室長の一人に任ぜられて或る一室を世話するといふ事になつたのであります。然るに前述の通り學科は今から考へますと極めて程度の低いものであり又極めて雜駁なものであつたが其の當時學科を定めるに就いて諸先生は頗る心配されたものと思ひます。其主として漢學を以て精神教育を施したのは昔からの流れを行つたものと思はれますが、その外に水戸學の精神を入れる爲に弘道館述義といふものを用ひた事は余程苦心の存する事と思ひます。この點に就て御話すると余り長くなりますから止めます。それから外國語には英語を用ひて居

る事は當り前ですが、獨逸語等を用ひてをる事は一寸面白いと思ひます。私共を初め安達君や今故人となつて居る鳥井君、外務省に居る上田仙太郎君その他大部獨逸語をやつた者も多かつたのであります。これはどういふものであつたか今から考へますと兎に角明治十三年頃は、政治論が盛んで殊に憲法論等が盛んであつた様であります。が一步進んで進歩主義を唱ふるものは頻りに民權自由の説を主張し、或は佛國の民約論といふ様な新しい學説をもつて唱導して居り、それに對して獨逸流の學説所謂國粹主義の學説は日本の國體をいくらか援くるに都合の良い學説が、獨逸にあつたといふ事は御承知の通りであります。またその當時は獨逸の學問をやつて居るものは餘り多くなかつたのでありましてプルンチリーの國家學、之れがその當時一部の人から尊重され私共もよく讀んだ事があります。さういふ様な點から殊に濟々費に獨逸語をおいたのではなからうかと考へれば考へられるのであります。が要するに支那語といひ獨逸語といひ朝鮮語等を教へたのはこれは全く佐々先生が普通の教育家とは違ひ、即ち志を早くからこの方面に向け自ら國家の事にあたられ、さういふ事に非常に志されたといふ事が之でも解るのであります。それで丁度私は十七年にこちらに參つて濟々費にはいつた當時に佐々先生はこゝに見えて居られる佐野君等を從へて支那に出かけられ丁度その當時私は濟々費にはいつたのであります。その後支那にも何遍も行かれ朝鮮には自分の弟等若い連中をやつて朝鮮の言葉や習はせ常に志をこの方面に存して居られたのであります。

その結果としては日清戦争、日露戦争等の時には濟々費出身の學生や濟々費關係の人々等が非常に働いたといふ事でありまして。さういふ風な事でありまして。その當時は其の學科が非常に雜駁で面白い取混ぜといひます。如何にも妙な取混ぜと思つてゐたものが、さて後から考へるといふと相當効果を擧げてをるのであります。學科はその通りであります。學生は今申し上げました様に随分眞面目に勉強したものであります。又さう眞面目に學科ばかりを勉強するといふ氣分が非常に濃厚だつたといふ事はいはれぬかしれませぬが私共が自分に考へてもどうも學校に出て所定の學校の授業を受けるといふよりも、寧ろ自分の好きな色々な本を讀んで自らやるといふ事が多かつ

と教養の旗幟を鮮明にし、修身科を高調して、専ら品性の陶冶と人格完成に重きをおいてゐる。教科の見方に於ても修身科を主要教科とし他教科は副科とちやんと規定してある。副教科は地理、歴史、作文、習字、算術、物理、生理、経済、化学、農業、圖書の十一科となつてゐる。

本期間を通して本校職員生徒の様子は左表の通りである。

年 度	職 員 数	生 徒 数
三	一	二〇
四	一	三〇
五	一	三〇
六	一	三八
七	一	四五
八	一	四〇

本期間、職員は常に一人で各教科を教授した様であることを考ふる時、本校で云ふ副教科の教授の様も想定さる、様である。

八 養 正 養 (前名修身學校)

熊本區米屋町二丁目三番地に設置された修身學校は(十九年養正)明治十四年二月三日其設置を認可されてゐる。校主岡崎唯雄、教員明石孫太郎、學務委員荒木源太郎の連署に、戸長荒尾淳喜の奥書がある、縣廳文書によると逐年生徒も増加し文運の進展に寄與したことが尠くない様である。當初の學則によると生徒教養の目的に「大抵修身ニ關スル課業ヲ授ク」とあり、學科課程教科書等を見ると、學科は修身、

史學、文學、經濟、習字、算術となつてゐるが、時間の配當を見ても、修身、史學、文學、習字に重く算術は珠算のみである。本期末即ち明治十九年初めに改正されたる學則には「本校ハ忠孝彝倫ヲ本トシ稍高尚ノ普通學科ヲ授クル所トス」とあつて、教科も代數、幾何、英語、地理、歴史、物理等が加へられてゐる。職員組織を見ると、十四、十五の兩年度が三名づつで、十六年度から十八年度までは一名づつであることから見ると、普通教科專攻の教師は居ない様である。併し創立以來本期末まで年々百名近くの生徒を收容して教養したことは、熊本文化發展の爲め其貢献するところ鮮少では無かつたのだから。本期間に於ける學校の職員及生徒は

年 度	職 員 数	生 徒 数
一四	三	五二
一五	三	八〇
一六	一	九六
一七	一	八〇
一八	一	九〇

二 大 原 義 塾

設置認可は明治十五年三月十三日、場所は、合志郡原水村七百廿六番地、出願者は紫藤寛次となつてゐる。創立以來年々四十名内外の生徒を教養してゐる。交通の便尠き當時熊本遊學もおつくうであつたらうし、城北合志郡地方唯一の教育機關であつたのであろう。教則によつて見ると

本塾ハ中生ノ貧ニシテ隔地中學校ニ入學スル能ハサル者ヲ入學セシメ歴史ノ一班ヲ窺ヒ且詩文章ノ業ヲ修メ務メテ知識ヲ擴張シ

憫ムベキ者ニ限リ本舎ヨリ力役ヲ授ケ其賃金ヲ以テ就學セシムヘシ」とあつて、弱者の就學を容易ならしめてゐる。月謝は入塾生金參拾錢、通學生金貳拾錢となつてゐる。教員の事を規定して「教員ハ本舎主義ノ學ニ通達セシモノ者ヲ置クヘシト雖モ目下其人ヲ得ズ姑ク之ヲ欠ク先ツ舎員所長ノ藝ニ從ヒ經傳ヲ主トシ其他ノ課目互ニ講習討論スヘシ尙他日生徒ノ進歩本舎ノ盛運ヲトシ各課専門ノ教員ヲ招カント欲ス」とあり、教員の招聘にも相當注意してある様である。「教員ノ月給ハ拾圓乃至十五圓トシ副教員及擔當委員ハ先輩ノ義務トシテ謝金ヲ投セズ」とあり。當時の教員待遇の様子が知らるゝ。當時使用したる教科用書は

習記簿	數	文	理	地	經	法	史	經
字	學	學	學	學	學	學	學	學
	和自加減乘除至分數	文法講義假名交り文書願	物理階梯	日本地誌	經濟初步 經濟入門	日本律 萬國公法	日本外史	大學、孟子
	和自比例法至代數學	文章軌範 同上記事論說	物理全志	輿地誌略地理書	同上	日本政記 通鑑要 清史要 日本律 佛蘭西律 律法解釋	論語、詩經	第二級
	和自開平方至天算	八大家文章書序論策記	羅氏化學書	格物地誌	英氏經濟論	國史記事 左氏傳 萬國史 日本律 佛蘭西律 清律	中庸書經	第一級

これで教養の一班は察せられる。明治十五年頃の教員の顔ぶれは徳富一敬、行徳文郷、八木田小などが見あたる。本期間の職員生徒は

年	職	生
度	員	徒
數	數	數
一一	不明	八〇
一三	六	八八
一四	六	二五〇
一五	五	一〇五
一六	三	七〇
一七	二	七〇

ト 温 古 堂

山鹿郡高橋村三百二番地に設置されてゐる温故堂は、明治十五年九月十二日に其設立を認可されてゐる。本期間に於ける收容の生徒は年々卅名内外、塾主は同村の緒方公俊と云つて創立の際が六十五年六ヶ月とあるから、數へ歳六十六歳の老先生である。履歷書によつて其學歷を見ると、藩の時習館に學んでゐられる。當時山鹿郡に於ける中等程度の私塾は、是と外に一つある様で、兎も角城北に於ける相當業績をあげた私學の様である。教則教科書等は前に述べた私學と殆んど一樣であるから之を略する。唯だ教科が、かいつまんで云へば二科と見ることが出来る。それは漢學と算術で、算術は其時間數の上から見ても教科書によつて察しても、極めて初歩を授けてゐる様である。本校本期の職員生徒の様子は左の通りである。

年	職	生
度	員	徒
	數	數
一五	一	二七
一六	一	三一
一七	一	三四
一八	一	二三

子大江義塾

明治十五年六月廿日、託麻郡大江村三百六十四番地に設置認可されてゐる。教則から眺めて見ても此頃までは、未だ漢學旺盛の時代に、多分に外國語を取り入れてある様子が窺はれる様である。教則の第一に

本塾ノ目的ハ青年子弟ヲシテ專ラ知徳ノ發育ヲ誘掖センガ爲メ和漢洋ノ書ニ就テ普通學科ヲ兼學セシメ専門科ノ階梯タルヲ目的トス
 と記し、尙教授法の要畧に

- 一、教授ノ方法ハ經史並ニ譯書類ハ專ラ書類ニ就テ授ケ原書ハ譯授或ハ口授シ時トシテ之ヲ書取ラシム
但原書ニ堪ヘルノ學力アル者ハ直ニ原書ヲ授ケルノ法ヲ兼用ス
- 一、算科ハ算術ヲ主トシテ之ヲ倡フト雖モ若シ珠算ニ就テ既ニ其業ヲ始メシ者ニハ更ニ算術ニ變スルヲ要セズ益其學ビ得タル蘊奧ニ至ルヲ要ス
- 一、作文ハ記事論說書等ノ諸體ヲ綴リ順序ニ從ヒテ之ヲ綴ラシム
- 一、理學ハ譯書ニ就テ之ヲ授ケ

としてある。

教科書に、西國立志編、西洋品行論、日本開化小史、代議政體史や、米國人ヘウン著の心理學などを採用せしことなどから見ても本校教育の特色が察知せらるゝ。本校の校長兼教員徳富猪一郎は當年十九年七ヶ月であつた。今本校本期間の職員生徒は左の通りである。

年	職	生
度	員	徒
	數	數
一五	一	三五
一六	一	三〇
一七	一	五九
一八	一	四四

大江義塾に就て

淇水の漢學蘇峯の英語——興味に乗じて熟語酒々たり——人格陶冶——糊口の爲に學ばず
 ——硬教育——「經國」の類——學風の爭思想の對抗——百貫港頭恩師を送る——

於教育座談會 宮 城 康 喜

大江義塾の事をお話致しますに就ては、私は其の資格のあるかないかを疑ふ譯であります。と申しますのは、私は直系でなくて傍系であります。私は恰度第二期の末期の十二年から第三期の初の十九年迄位郷里に居つたのであります。二十年後には上京しまして京都の本願寺の教授に入り、其後東京に行き慶應義塾の方に、其の前後から入

つた譯であります。よく存じませぬけれども恰度私共の育ちました時には日本の總てのものは過渡時代でありまして、小學校の事から申しましても年々變つて居つたのでありますし、それで私は履歴書を書く時に困りますのは小學校を卒業して居りませぬ。學制なども絶えず變りづくめで居ましたので親父は斯ういふ風ではいつまで小學校に居つても仕様はあるまいといふので、其頃八代郡和鹿島村に大槻英興先生といふのが菁莪堂といふ漢學の私塾を開いて居たので、其處に子供の時に通學したものであります。

それから又世の中が變る様に親父の子供に對する考へも變りまして、漢學ばかりやつてゐては飯は食へぬ、さうして普通學が流行つて來たので普通學をやらなければならぬといふので、普通學をやる事にしましたが、併し熊本に行けば又賊軍に加はる様な事があつては大變だと、毎年西南戦争がある様に考へても居たのですか、是は何うしても郷里で育てなければならぬ、それには何でも近頃熊本で大江義塾といふのがあつて、お父さんとお子さんと他の人々で塾を造つて居る。此處に行くなら英學も出来るし又色々他の勉強も出来るがどういふ風にしたら良いかといふので、それには地方の子弟の爲にもなるから此處に學校を造らうといふ事で私の父の宮城喜平次と松田太平次、田川申龍といふ、皆親類の人達ですが集りまして、學校を一つ造らうと云ふので忠士館といふ名前前で學校を造つたのであります。さうして先生としては、大江義塾に相談を致しまして、其の上級生の人々が約三四ヶ月越位に交替をして教へる事になつたのであります。其の時普通學といふ様な具合で漢籍の外に西洋のものも教はりました。之は教科書とて別に確定的のものはありませんが、歴史、文學、修身等を主として物理學等は宇田川文海さんですか、此の人の翻譯した物理全誌を用ひましたが、先刻武藤先生が限府で分らぬと言はれた如く矢張り八代でも分らぬのであります。殊に化學なんかに至つてはまるきり何んなものか先生もわからずして教へるのでありますから、生徒に分る筈がない。矢張り字句の解釋に終り、皆あて推量でありました。其中身体もいくらか大きくなつて熊本に出る様になりましたが大江義塾は御承知の通のお父さんの洪水先生と蘇峯先生が中心でやつて居られ、漢籍

の方は洪水先生が主としてお話になり、英語の方は蘇峯先生がおやりになり、數學其他の事は人見一太郎先生や戸波易治先生等が教授されて居られたのであります。外に阿部充家先生、草野門平先生等も何かとお助けをなされて居られたかと思ひます。それから阿部充家先生此の方は只今申しますならば含盛みた様な役目でありますけれどもさうやかましい事は言はれませぬが、唯撃劍等は随分猛烈に行られて居ました。又當時の野外運動とも言ふべき鬼狩り等は殊に盛んに行はれたのであります。それから當時の徳富蘇峯先生の教へ方は書物に就て教へられるのは勿論であります。章句のみに限らず其の意を敷衍して、講話風の時などもありまして生徒は非常の興味を感じ愉快地學窓の日を送りました。又洪水先生は老先生と稱して居ましたが昔風の學者で一字一句落しませぬ様に懇切に御講釋なされ、生徒も膝を折つて聞かざるを得ぬ様な事でありました。教授の本なんかも無論今日の學校の様に専門家の編みたる系統的のものではなく、先生の氣持によりて、時々變つてをりました。英語は英國物や米國物が餘程歡迎された様で英國の清教徒やクローンウェルやコブデンやブライトの自由思想を鼓吹し又米國革命史といふ様なものは、先生自身に要所を翻譯されて例の名文字を以て、自由の鐘聲の、今猶股々と響く様に、それを生徒に讀ませて深い印象を與へて居られました様であります。英學の方は、學派のキチンとした系統はありませんでしたけれども思想は自由主義的傾向を好尚し經濟學風にも矢張りマンチエスタスクールを歡迎して居つた様であります。漢籍は普通經書の外、史學物を多く用ひられて居りました。又文學の者は一般に愛好されて居ましたが、士氣振興上、靖獻遺言や近古史談、幽室文藁等も能く讀まれました。文章道のためには、單に古籍のみならず、今文體のものも讀まれました。殊に當時の文豪たる福地櫻痴居士の東京日々新聞の社説等を寫取つて讀みました。其の「紀尾井坂の變」と題する大久保公暗殺の弔文等、一代の名文なりとして、よく今日迄も記憶されて居る位です。そこで當時の文章道では蘇峯先生風の外に櫻痴風の氣脈も幾分遺された様です。先づこんな風で全く今日から見ますといふと、どういふ風の教育方針かと専門家の異論もありませうけれど、教育技術の整はない時代ですから、其の當時

の教育は全く先生の氣分と、興味から湧出る教育主義であつたと考へます。即ち先生の趣味其のものが教科書の一部となり、或は教授の方針となつて行くのです。實際大江義塾時代の教育は知識注入一方の教育にあらずして、先生理想の、人物陶冶を以て目的とされたものと信じます。殊に吉田松陰先生の人物を稱揚されて善く生徒に嚮ふべき目標を與へられつゝありましたのは、現代的に活躍すべき必須人物を養成されるのがその目的であつたかと察してゐます。これが僅か五六年の短日月で先生東上と同時に閉されたのは、誠に惜しき事に存じます。此精神主義の學塾が次第に消えつゝあるのは何と云つても惜しき事です。其硬教育の一端として話せば今日の學校では想像もつかぬが先づ膽力養成のためには、深夜一人宛金峰山山頂を行き又は葛原行きをなさしめ、先人の持ち行きたる旗等を後人が持返つたり、寒中薄衣をなさしめ火氣を遠けしめたり、遠足等は多く夜道を歩かせ食事等も歩きつゝ食ふべし等又一日十里や十五六里迄の歩行は平氣ならしむる等勿論生後の生理状態等は稍々無視の弊にありましたがこれによつて剛毅不屈の精神を涵養したるは疑ありません。従來の東洋道徳に、西洋の新道徳を加味する事は新時代の國民養成に必要なりとして、當時發行されたる中村敬宇先生の譯本たる英國スマイルズ氏の「西洋品行論」や「西國立志篇」等は倫理教科として讀まれました。つまりかふいふ事は國家社會に奉仕する所の青年鍛鍊の一事として行はれたのでした。全く以つて非常なる硬教育でありました。さういふ風でありましたが生徒はどれ丈け居居ましたかと申しますと、約七八十は居つた様に記憶して居ります。それに鹿兒島とはどういふ關係がありますか存じませんが鹿兒島から意外に澤山の生徒が參つて居りました。約十人以上も來て居た様に思ひます。此の時は何處の學校の建て方も長方形の平屋であつた様でありますが、大江も矢張りさうで生徒の机は窓の兩脇におきまして、先生が講義をされる時には、眞中に机を並べて聞きます。而して生徒の考へは絶えず國家社會のために盡すものであるとして勉強し、學問は飯を食ふ法などと考へるものは、異端者であるとして嫌はれて居つた様です。人間は剛毅でなければならぬ、犠牲心がなければならぬといふ事を絶えず申されて居つたのであります。又一面に於ては正義に

生きんといふ様な本を盛んに讀まされてゐたのであります。精神教育に於ても西洋主義、支那主義、日本主義もあり色々混つて居りますが全く其長所丈を取られて教育されてゐたものと思つて居る譯であります。其の時分にも大江義塾の綱領といふものも簡單なものがあつた様に思ひます。校舎の正面に掲げてあつた大額に、浩潮の書かれた『經國』と云ふのがありました。此の句に依りまして當時から我が蘇峯先生には學人として立たれるといふよりも天下國家をどうとかしようといふお考へが潜んでゐたらうかとも存するのであります。生徒にも矢張り天下の爲に天下の爲にと斯ういふ様な事を始終申されて居つた譯であります。さういふ風でありましたから此額の『經國』といふのは、全く其の當時の大江義塾の精神の表象ではなかつたらうか今日でも思つて居ります。此の額がどうなつたかと言ふ事は昨年十月水俣で蘇峯先生にお訊ねしましたが今頃何處に行つて居るだらうかといふ風で先生も其の額をどうしたか御記憶になつて居らぬ様であります。若し是が他日何處かで見當つたら全く熊本縣の教育資料の一額として保存する價值があることと思ふのであります。一字の大きさ一尺四方は確にあつた様に思ひます。今後とも皆様のお氣附で發見すれば嬉しい事でありませう。それから又其の頃は學校の學閥と言ひますか學校間の争といふものが行れ當時濟々費は確に大江義塾の向ふを張つて居つた様であります。私は年少の頃で握棒を取つて立つた事はありませぬけれども、上級生の話では先方から夜襲されたり又此方から仕返したりした事が何回もあつた様であります。是は學風の争であつたけれども矢張り思想上の争ひもいくらかあつたらうと思ひます。先刻山田市長より濟々費に獨逸語を教へたといふ事を初めて私は承りましたが恐らくはいくらか此の獨逸流の官僚的思想が濟々費にあつて、それと同時に大江義塾には英吉利流の自由學派の精神が流れてゐて、其の思想的對抗がつまり學校間の抗争となつたのでありませう。して見ると此の闘争は二つの學校の私闘ではなくして世界の二大思想の對抗上の一波だとも考へられませう。實に此二學校の設立には何れも大きな意義が潜在して居たものと思はねばなりませぬ。又肥後に於ける政黨の上から言ひますと當時の自由黨と國權黨との争が此の二校の上には現はれたものとも見えませう。

それは大江義塾は新學丈け幾分新思想の自由黨系と見られ、濟々費は其創立者の系統から保守的關係のため國權黨系と見られて、世間の感じが何となく二校を油と水の様に爲したのであらう。其の點から申しますと當時の熊本では大江義塾なるものは稍異端視されたといふ様な氣味があつたらうかと思ひます。之は嘗に大江義塾のみならず、八代郡の八千把村の大村に當時の新人たる上田充といふ人が養士館といふ私塾を建て、英語を教へて居りましたが是も其の時分の保守的思想のためにあの學校はどうも西洋人のいふ様な事を教へる學校げなといふ風で肥後人の一種素見した様な排斥氣味があつたのでほんの短年月で閉じましたが、熊本に於ても同様に大江義塾に對する世間の空氣は幾らか之に似た様な氣分があつたのを見ても當時の熊本の文化が何程位であつたかといふことを想像されませう。是をもつて大概大江義塾の學校のお話は終つたと思ひますが、其の閉校は明治十九年の冬でありまして蘇峰先生が愈々數度の上京後志を天下に延べる機運が熟したと見て、家族を連れて東京に行かれます事になりました大江義塾は閉鎖されて了つたのであります。後年の熊本英學校に其の流れが幾分傳へられたと思ひます。恰度私共はその時蘇峰先生の上京を生徒全部揃つて百貫港迄送りましたが戻りには大江の校歌であつた『阿蘇の煙』といふ唱歌を歌ひつゝ冬の夕暮の寒空の中を歸つて來た事は今尙歴然と記憶に存する所であります。偉大なる文豪の足跡たる大江義塾の終りは右の通りですが其創立は明治十四五年の頃と思ひます。

リ 忍 濟 學 舎

忍濟學舎は友枝庄藏の私塾である。友枝は今の飽託郡力合村當時の飽田郡島新の産、慶應二年玉名郡伊倉の木下助之に招聘されて玉名郡白石(今の同郡江田村)に塾舎を營み、明治四年玉名郡玉名村に移り碩儒大塚退野の遺趾に忍濟學舎なる私學を起し同十二年まで子弟の教養に努めた。十二年郷里島新村薄場に歸つ

て老母奉養の傍ら私塾忍濟學舎を營み育英の業に膺り母の歿後亦玉名郡玉名村に行つて前業を繼續した島新の忍濟學舎が明治十二年から同十六年まで、十六年かち同二十年易質するまで再び玉名村の忍濟學舎にあつて子弟の誘掖に努めてゐる。二十二年間の教育者としての生活中島新の足かけ五年を除けば、あと十七年間は玉名郡に於て教育の業に膺つてゐる。固より島新時代も玉名時代も教育の主義綱領乃至教育の方法に至るまで些の違ひはない、今、友枝の教育者として十七年間の棲遅たる玉名時代の忍濟學舎を擧ぐることとする。玉名郡玉名村の忍濟學舎は前期が明治四年から同十二年まで、後期が明治十六年から友枝の逝去した二十年までであるが私學條例により設置の手續をして認可を得てゐるのは明治十七年五月廿七日となつてゐる(縣廳文書)位置は玉名郡玉名村四千四百拾八番地、教養の目的として、

廉潔敢爲ノ風ヲ養成スルヲ以テ專要トス

とあり。これは島新時代と固より同じである。教科は修身、歴史、文學、經濟、習字、算術となつてゐる。しかし教授時間數の振合の上から見ても漢學を主體としたる様である。當校の訓育に

虛妄ノ談話スル者、怠惰ニシテ他人ノ勉強ヲ妨クル者

書籍机等ヲ踏踏セシ者、近隣ノ樹木ヲ剪伐シ或ハ果實ヲ摘採スル者、他人ノ下足ヲ亂穿スル者

これ等は其情狀に應じて、戒諭、禁足、逐塾としてある、殊に虚言と私語とは大なる罪惡として徹底的に糾弾したることである。薄場から玉名時代までこの塾に學んだ田尻昇藏翁の話に、自分が普通の談話に調子の高いのは恩師友枝の訓陶による、これは唯自分のみではないこの塾に學んだものの大部

がこの通りであると。又以て其感化の偉大なることを立證するようである。田尻翁の話しに虚言を吐いたものは其情状によつて三日乃至五日間の鹽菜、又は玉名では藪の中の堂、薄場では天満宮の拜殿に二三日一定の時間佇立の罰に處せられたとのことである。

子弟を教育するに徒らに詞章記誦の末に捉はれずして大義に通ずと云ふ方であつたらしい。そして常に實行を重んじ机上の空談を避け、天下有用の材料を作ることを第一目標としたさうである。

私學の特色は個性を重んじそれに即する教育をやる所にあるが、本校ではこの色彩最鮮やかで一々其個性につき助長補短に助めたと云ふことである。

學則を眺めて見ると、入學者の年齢は十五才以上入學生の學力は、小學初等科卒業以上としてある。教科課程等は普通の私學と何も違つたところは無い。

私學の生命は斯る教科課程等の末でなく、塾主其人の人格であり其薰化である。忍濟學舎の如き寔に特色ある私學であつたらしい。

忍濟學舎に就て

附池邊塾のこと

徹底せる人格教育——教師の言行即塾則——孝養の爲に塾を譲る

於教育座談會

田 尻 昇 藏

私よりも緒方君の方が忍濟學舎の事は詳しいと思ひますが御指名でありますから潜越ですが私からお話致します。

忍濟といふのは古語の忍ぶことあれば濟す事ありより出たものであります。學校の設立者も教師も友枝庄藏先生一人でやつて居ります。元設立しました時は明治の初年、玉名郡玉名村の大塚退野先生の屋敷の跡に塾を開いたのであります。只今私學校調を載きましたが此の中には大塚退野先生の塾はもれてゐる様でありますから之は御追加が然るべきだと思ひます。それから友枝先生は元の内田郷に學校が御座いません時に郷學の先生として木下(助之)惣庄屋から先生が招待されて行かれましたが初りでそれから廢藩置縣になつて制度が變りましたから其の方は廢めになつて此度は友枝個人が地方の人から引止められたので大塚先生の遺跡に私塾を開いたのであります。それが此の表には慶應二年の初めとしてありますが玉名に開きましたのは八九年の頃と思ひます。由に一寸記憶しませぬが其後十二年に其塾を門人の城小三郎といふ者に譲りまして原思齋と稱へまして自身は飽田郡の薄場に引越して來て矢張りそこに塾を開きまして忍濟學舎といふ私學校が出来たのであります。さうして學科は従前より普通の漢學專門でありまして其設立の願をしましたのは私の記憶では多分明治十五、六年だと思ひます。其の時に私塾の學校にも縣廳から設立の願をしなければいけない其の學則等はかういふ風の基準に依つて立てねばなぬと内示されたのでありますからそれに依りまして塾長で在つた今の内相安達謙藏君が筆を取つて起草したものであります。その願を出して許可になりましたからそれが表向の縣廳の記録にある時期だと思ひます。それから實際の學則は先に申し上げました様にして教師其の人が生きた規則でありまして百事萬端何もかも自分で指圖して居りました。それで塾則は所謂簡単な法三章といふ様なもののみがあつて第一條に苟も虚言すべからずを主なるものとし外に些細な事が二三條あつて其の他は先生自身で皆指圖するのであります。教育の主義は色々昔からありますが友枝先生は親に孝行を盡すといふ事が人生の第一義であるからと言つて私共生徒には一番に孝道といふものを非常に厳しく言つて教へたのであります。他にどんな才能知識がありましても孝道に缺けて居れば不可ないといふ教訓で或門人は大變惡戯で言ふ事を聞かない。或時何かお母さんが折檻したら其のお母さんに投網を打ち被ふせたといふ事が知れて

退校された者もありそれ程孝道に就ては嚴格だったのであります。それから學舎といつても友枝先生自身の家が即ち自分の教室であり、塾は寝る所(寄宿)であり門人の本讀む所自修室といふ風でありました。先生は主として徳育を重んじまして學科の事文章を書く事、歌を作る事、詩を作る事といふ様なものより「人間になれ」(即ち人格を造ること)人間になつてをならなければ筆も頭腦もどんな技術才能があつても不可なりとそれが第一の教訓であつたのであります。それで詩文等の事は一向教へませぬ自分では晩年に少し歌を詠んで居りましたが是は自身の楽しみでありました。詩は生れてから一遍作つた事があると戯に言つて居ました。門人の生きた手本である先生自身が、非常に親孝行であつて最初の玉名の塾を母親を養います爲に門人に譲つて薄場村に引上げました。此の時分本家の兄上さんは金持にて何不足なく老親を孝養されてををつたのでありますけれども先生自身が朝夕親上に見えて奉侍することを切望するの至情より御里に歸つて來たのであります。是は本人の傳にも書いてありますから皆さん御承知の通りであります。それでお母様が亡くなりましたから明治十七年に又元自分が大層憧憬して居つた大塚退野先生の跡の眺望風光の好き玉名村に引越してゆかれたものであります。概略申しますと先づさういふ事でありました。

以上忍濟學舎の事をお尋ねがありましたから余談を申上げて置きます。私は玉名郡伊倉の者で御座います因縁から横島村に在つた池邊吉十郎先生の塾の教を幼年の時少し受けて居りますから一寸爰に申しておきます、それは何かといふと池邊先生の塾の事は御調べの私學調の中に落ちて居りますからそれで一言申しておきたいと思ひます。池邊先生の塾を横島に開かれたのは維新後で明治五年前と思ひます。小學校令が明治五年に布かれたのでありますから池邊先生の塾の中の小學校も此の時の開校だつたと思ひます。小學校生の年齢は六年からだつた様でお前は六つだから入校して可いと聞いて入學した様であります、それから試験の上にて渡さるゝ其修業證書は池邊先生自身で總て書かれ私共生徒に渡されたのであります。私には今日までそれを持つて居ります。先づさういふ事で池邊先生の塾のも忍濟舎の事について思ひ出しましたから附け加へて申上げます。

友 枝 先 生

海 外 協 會 緒 方 二 三

友枝先生の人格 之を仰げは愈高く之を鑽れば愈堅しとでも評すべく先生は木下犀潭先生門下の一異彩であつた。塾生中最も親しかりしは竹添進一郎、井上毅、古庄嘉門、木村弦雄氏等であつて、先生は木門の子路と稱せられて居たことを以て見れば、其氣象の豪雄にして「剛毅朴訥近於仁」と評して宜しいと思ひます。又先生の抱負は孔孟の教理を體得し、斯道の擴充を以て自任し、若し道を以て迎ふるものあらば、何時にても草廬を出て天下の大政に參畫し其經論を行ふの概ありし事を想像するのであるが、如何せん當時の時勢は先生の利器を用ふるの人もなかつたのであつた。

先生の教育方針 は躬行實踐を以て主となし人物の養成を目的とし廉直敢爲の者を推稱せられ、苟も才子文人肌の者をば擯斥せられ、經學も大綱を講じて枝葉末節の教義は措いて問はれなかつた。其最も力を注がれたのは史學であつた。即ち日本及支那の歴史であつて、其登壇人物を品評して諸生と議論を闘はす事が好きで知らず／＼の内に歴史的の人物を景仰し、私淑して、人物を陶冶するのであつた。先生曾て曰く「進んで事を天下に爲す能はずんば退いて孝子順孫となれば則ち足る」と。

實踐教育の一例 先生は「小學講義」に灑掃應對の事より親孝行の事を初學者に強調せられ、又一週一回は必ず先生宅の大掃除を塾生總掛を以て之を實行し、雨垂れの落場は戸樋を設けず、小石を布き之を受くる事となり居れば屋内の掃除は申すに及ばず、屋敷の草取花園の手入前記小石の並へ替へ等も爲したのである。此時は先生は莞爾として之を觀覽せられたのである。又先生の甥に當る一學生は生來非常の雷嫌いであつたが、先生も固より雷好き

ではなかつたが、一日驟雨甚だしく椽側も横降りに濡れ居る時、雷鳴甚しき際、其甥を自宅椽側に連れ来て、何が雷が怖いか、自分も茲に座るから汝も座れと、先生椽側の外方に座を占められ内側に甥を座せしめ、雷の鳴り止む迄雨に濡れて正座せられ、如此事數回連続せられし爲め遂に雷を嫌はない様になつた。

先生の政見 先生は孔孟の政道を我國の政治に實行せん事を期せられて居つたが、決して尙陋の腐儒者ではなかつた。先生曾て政黨内閣と孔孟の政道との區別を論じて曰はれた。經書に「左右皆可なりと言ふと雖も未可なり。士大夫皆可なりと言ふと雖も未可なり。國民皆可なりと言ふて後ち察して之を用ふ」此點より論すれば政黨内閣制も孔孟の政道も輿論を尊重する同一なる如きも、政黨内閣制は輿論の儘を採用し孔孟の政道は輿論の善惡を觀察審査して後に採用するとの微妙の處に差がある。此の察の字を味はねばならぬと言はれた事があるが、先生は矢張純然たる政黨内閣制を好まず、帝國内閣制論者であつたものと察せらる。洵に一大見識と云ふべきである。

先生の純孝 先生は諸生に教ゆるに忠孝無二を以てせられ小學を講せらるゝ時、自ら潸然として涙を流して訓育せらるゝ事があつて、其直接の感化は偉大なものがあつた。先生の薫育を受けたる同志者中親を疎忽にせしものは一人も見出す事が出来ない。先生常に曰く「孝は百行の本人間が親に孝行を爲さずして國家の爲めに盡すとか、社會の爲めに働くとか言ふても夫れは全く虚言である。何となれば一番近いのは親である。其近い親に孝行をせずして遠き國家とか社會とかに盡すと言ふものに決して其の精神から盡すものではない。夫れは全く偽善であつて何か爲にする處あるもので永續すべきでない。先づ親に孝行を盡して然る後國家社會に盡すでなければ、本末顛倒で眞の善行ではないので、有志者の仕事と見る事は出来ぬ」と先生は母堂が年老いられたれば、玉名の可棲園を高弟城小三郎氏に任せ其原籍（母堂の居らるゝ所）兄上の居る薄場（力合村の内）に塾を移して、毎日毎日必ず母堂に伺候せられた。又塾生より地方々々の土産を呈すれば母堂の好まるゝ品は自ら口にせず、母堂に献せられ其喜はれたる事は之を諸生に話さるゝ事を常としたのである。先生は又菊花を愛して庭園に菊壇を作られたが、其作り方は

今の安達内相當時學生の嚴君が隣村に居られたから此人より指授を受けられたのであつた。

先生の至誠 先生は侃諤熱誠の志士で、決して儒者ではなかつた。府縣制布かれ縣會が創始せられた時初期縣會議員に擧げられた。其當時改造黨多數で紫漢會は少數黨であつたが、兩黨共知事級以上の鏘々たる名士が兩黨より選舉せられた。多數黨よりは山田武甫、嘉悅氏房氏が牛耳を執り、少數黨よりは白木爲直、嘉悅信之、紫藤寛治原田隆道及先生等があつたが、先づ開會劈頭議長選舉に當り色々議論があつて、内々知事を詮衡して之を投票の形式を採らんと議が纏りかゝた際、先生は儼然として起立し既に規定が入札となつて居る以上公然たる入札が正當である。色々の細工を爲すの必要が何處にある。併しながら政黨の偏見を挟み多數を以て不適任者を入札するは法外精神でない。飽迄適當なる人物で議長になつたからとて決して一黨に偏する様な事のない人物を推舉して滿天下に其範を示して國家に奉公せねばならぬと侃々諤々赤誠人を動かすの熱辯を揮ひ、暗に白木爲直氏最も適當なりとの主張をなされ、直に投票を實行したりしが、先生の熱誠に感動、見事に滿場一致を以て少數黨の白木氏議長となり山田武甫氏副議長となつたと云ふ。今日は無能者や而かも無能不適任なる人をも政黨分野次第にて平然として其任に就くが如きは擧ぐる方もさりながら、之を受くる者も受くる者、議政壇上熱誠の士なく眞劍味を缺ける洵に隔世の感に堪へないのである。

先生の卓落不羈 先生は其人物が孔門の子路に酷似し、文辭なく修飾なく卓落不羈、熱誠剛直の士である。先生屢々竹添井上等仕官せる親友より屢々中央に出で來れ、相當の仕官を斡旋せんと勸誘し來りし事ありしが、先生も年壯氣銳其意思動く事無きに非ざりしも資性純孝なる先生は母公堂に在り孝養を缺くを欲せず、之に返書して曰く吾は「處士友枝庄藏にて可也」とて遂に之に應ぜず、諸生を教育し年齒僅かに四十八歳を以て早生せられた洵に痛悼の至りであつた。

鹽魚犯則の一罰 熟則に無鹽の魚をお茶にした者は鹽菜五日の罰則あり。或日長者連(安達内藤佐藤君等數名)

が師の臍物を求め来り之を酔味嗜で飽食して中毒し發熱呻吟遂に面皮まで剝脱せし事あり。某々茶目連之を先生に告發し師の腸は無鹽なり、之を食せし者は當然塾則に照らし鹽菜五日を科せざるべからずと主張せしに、先生曰く勿論無鹽なり宜しく之を所罰せざるべからず。然れども汝等思へ彼等長者連は一般諸生の儀表たらざるべからざる身を忘れて禁を犯す予が之を罰すべき以前に既に天譴を蒙り毒に中り苦悶せる彼れが如し、又追罰するの要なからんと呵々大笑せられたから、茶目連も黙々として退いた事があつた。

先生の叙情娛樂 先生は前記の如く詩賦文章は末技として之を獎勵せられざりしも自己叙情には時々三十一文字を物せられた。その他の娛樂としては菊花を愛せられ、酒も嗜まれず。圍碁は随分好きであつたが師に就かれただもなく、碁碁であつたらうと思ふ。時勢を論議し和漢古今の人物を批評する事も最も興味を持たれた。和歌は得意のものは塾生に書いて與へられたのが少くない。併しこれも師に就かれた様にも無かつたから古今集等の歌書を讀破せられた事と思はれる。また生花も遠州流の本により自ら活けて樂まれた。今記憶に残る和歌一二首を記せば

咲き出で、高麓^{こもろ}唐土の外までも薰れ園生の山櫻花

あしの葉の己が羽風に戦ぐとは思ひ知らでや騒ぐ水鳥

是は元と「天下無事庸人亂之」述懐を改題せしと聞く

まどぬして打語らはん雪螢集ひし窓の夜半の昔を

是は門人名簿に書せられたるものである、

又 論世堂と誦々學舎

玉名郡伊倉町は、玉名郡に於ける教育發祥の地とも云ふべきである。維新の初めには、一代の碩儒竹添進一郎が同地に於て子弟を集めて學を講じ、又前期の初め明治十三年から本期の初頭まで、國友昌の

私塾論世堂も此地に開かれ、同じく前期の明治十七年から、本期の初まで數學専門の誦々學舎が、矢張り伊倉に帷を垂れ子弟を教養してゐる。論世堂は漢學を主とし外に三四の教科を加へてゐる。今此兩私學の梗概を摘録して見ると、

論世堂 明治十三年六月、玉名郡伊倉北方村三千二百二十五番地に設置されてゐる。其教則中教養の目的が、克く本校の特色を物語つてゐる様である。

本塾ハ専ラ國書漢籍ニ就テ修身治國ノ要ヲ研究シ左ノ三綱ヲ以テ目的トス

一 倫理ヲ基トシ廉耻正直ヲ守ル事

一 國體ヲ尊ビ大義名分ヲ明ニスルコト

一 知識ヲ開キ治亂興廢ノ理ヲ察スルコト

教科は、經學、史學、文章學の三科として、數學、書學等は科外に従事すとしてある。文章學の要旨など今の綴り方のそれと較べて面白い、曰く「文章學ハ文章軌範唐宋八大家文ニ就テ文字ノ音訓音聲ノ抑揚句讀ノ斷續ヲ明ニシ字義句意章意ヲ解セシメ賓主照應抑揚頓座等ヲ解セシメ傍ラ記事論說文ヲ綴ラシム」と書いてある。授業料の如き「授業料ハ金額ノ多寡ヲ論セス都テ生徒ノ隨意ニ任ヌ」とあり、昔の私學は概ねこの通りではなかつたかと思ふ。

塾主國友昌の履歷書に依りて見ると、舊幕昌平校の鹽谷につき教授をうけ舊藩時習館の訓導を勤め、維新後温古中學校の教員奉職したとのことである。塾は同氏病死の爲め閉塾したさうである。

誂々學舎 誂々學舎は、明治十七年三月七日玉名郡伊倉南方村千三百六十三番地に設置されてゐる。同舎教養の目的に「本舎ハ專ラ和洋ノ算術ニ浸漬講究セシメ他日國家ノ有用ヲ待ツ者トス」とし、教法を論して

一項、算學ハ筆珠ヲ論ゼス各其級ニヨリ本舎定用ノ書ニ就キ各自ニ問題ヲ與ヘ講究研磨セシム
二項、測量學ハ諸器械ニ就キ量地製圖及廣狹高底ヲ測ル等ノ事ヲ修メシム

としてある、塾主の池田眞治は、菊池郡甲佐町の人で、當時廿六年九ヶ月、舊熊本藩算學測量天文曆術の師範牛島慎哉に就き諸科傳習とあり、又教科用書表によると、山田正一著筆算教授本、田中矢徳著の代數教科書、柴田清亮譯の幾何學、長田清藏著の數學教授書、明治塵切記、八線表、バンタルの三角法、チャンパーの對數表等が揚げられてゐる。當時に於て、この専門塾は該科の研究發展に尠からず効果を上げたとのことである。

論世堂の話

明治十年戦役に塾舎焼かるー親代りの國友先生ー伊倉に移轉ー

於教育座談會 佐野直喜

國友重昌先生の國友塾は最初は坪井町にあり、それから明治九年春外塾を藥園町に設けられたのでありますが、

先生の私宅は天神町で河端を出不すとすぐの所で今の壺川校の前から新坂の方に行きますと橋の手前で川の下流であります、その塾は矢張り明治三年頃からお開きになつて居つた様であります。私の舊宅は藥園町で家の隣りに永峰先生といふ鐵砲の先生がおります。其の屋敷が空家になつて居りましたが明治九年の暴動、敬神黨事件の初まります少し前に國友先生の塾がこゝに出來ました。それは私の隣りの垣一重越でありますから始終生垣を破つて塾に行つた事を覚えて居ります。先生は毎日御出になりませんでした。三日目か四日目位或は一週間に一回位はお出になつたかと思ひます其の塾生の中、敬神黨に参加せられた人が四五人も居られた様に思ひます。私の記憶に残つて居る人で現に其の塾に残つて居られたお方の生存して居られる方もあります。それが明治十年の戦争の時は其の家が焼けまして其の儘空地になつて終ひました。それで十年の戦争に當りまして私は恰度十五歳でありましたが、私の父が戦争に出ては居りませぬけれ共少し熊本隊に關係があるが爲めに熊本を引上げる時に私の親父は官軍の方に捕へられて殺されて終ひましたので親を失ひ初めは困つて終つたのであります。其の際國友先生は私の親父の親友で御座いましたので、それにどちらか先に死んだなら残つた者から其の子供は世話しやうといふ約束でありましたから、恰度明治十年の戦争が終りまして八、九月の頃だつたかと思ひますが、國友先生のお宅の方も焼けましたし、今の外塾の方も焼けましたので玉名郡伊倉町の今川とかいふ人の宅を借りて論世堂といふ塾を起されて居られたのであります。そこは大分廣いのでありまして皆様御承知かも知れませぬけれ共そこに來いといふ事で御座いましたから、私も熊本に居りまして學校も無く學問も出來ぬしそれに只今北岡の細川邸に勤めて居られます中山健といふ人、此の人は高島義恭さんの弟であります。此の時は中山とは申しませぬで高島則彬と申して（兵次郎といふのが幼名であります）其の人が自分が行くから一緒に連れて行つてやらうといふので國友先生の塾に行つたのであります。最初は高島則彬君と私と二人で御座いましたので國友先生の所の二階に二人も置いてもらひまして米は家から取つて來てお菜は先づ乾物坐禪豆位のもので自分で焼くか何かして居りましたが其の中に池邊吉

十郎さんの息子さんの池邊吉太郎さんが来られ、それから三城敬藏、澤村貞秀さうして河田さん方も其の年か翌年にお出になつたらうと思ひます。それで後には此の家の二階では狭くなつて人を收容する事が出来ぬ爲めに背高といふ伊倉の少し西の方に當りますが、そこに藁葺の家を建てになりまして寄宿舎兼講堂みた様なものが出来たのであります、それで私は十一年には何うも親も居りませぬし一寸グズ／＼して居る譯にもゆかぬ様な状態で御座いましたので東京に行く事を思ひ立ちまして、東京にまゐりましたが、明治十一年の半頃迄は知つて居りますが恰度八月に東京にまゐりましたので後の國友先生の論世堂塾の非常に盛んになつた事は河田先生に願ひしたいと思ひます。さういふ状態で御座いましたして私自身が國友先生を非常に慕して行つたのでありますが一つは親から死んだ後の事は宜敷頼むといふ豫ての契約があつた爲めに國友先生の方からも随分色々世話をされたのであります。それから友達は高島則彬君が私より年が二つ上でありますから自分が引張つていつてやらうといふので伊倉迄往復して月に二度位は米を取りに歸つて居つた様な次第であります、米と申しましても粟と米と半分宛持つてゆかなければならぬといふ状態であつたのであります。其の後の事は何うか河田さんからお話し願ひます。

論世堂に就て

塾の自炊生活—贈試し—

於教育座談會 河田 巖

論世堂は私共の参りました時分は生徒の数が約七十位あつた様であります。其の當時は素より縣下の子弟が一番多う御座いました。が遠くは肥前の佐賀或は隣縣の久留米地方からも段々来て居りました。又八代方面からは今の男爵松井敏之さん等近臣大田黒、濱二人を連れてお出になつて居つたのであります。それから學科としましては所謂

漢籍ばかりで和漢の書物をそれも自分の好み／＼の書物を読んで居つた譯であります。さうして一週に一度宛先生が春秋の講義をされるのであります、其の時に生徒以外の人も、町邊りから段々聴講に見えよつたのであります。で段々此の生徒が多くなるに従ひまして食事がつまり米と粟とを銘々が家から持ち運んで居つて毎日／＼二人が炊事場で交替で四十名からの生徒の飯を焚かなければならぬといふ風で、さうして生活して居つたのであります、最も盛んに行れておましたのは前お話のありました様に私塾の重要行事として兎狩をやつて居つたのであります、秋から冬になりますと必ず月に何度かづつ兎狩りに連れて行つたものです。それと後には擊劍と柔道を塾の中に入れて別にか家として御座いませぬが塾の中で猛烈にやつて居つたのであります。學問の上から言へば自分の好き不喜欢で自分勝手にやるといふ風でありました。其の頃級は四級下四級上三級下三級上といふ風で一級迄あつたのであります。其の當時一級は古賀富次郎先生が塾長であつたのであります。我々は最も下の四級下位で漸く習つて書物を読む位の時分でありました。さうして色々漢籍等の教を受けますが父時には下級生の前に出まして小學とか大學とかの講義をせねばならぬ事もあり、さういふ時には其の組に丈さういふ書物の講義をせねばならぬといふ風に素より私塾の事で御座いますから規則だつたものもなく、暑い時分は休暇を取るとかいふ事もなく又時間等もチツトも定めてないのですから何か翌日の講義にでも出なければならぬといふ時は夜の明ける迄一生懸命習ひもし調べたものであります、さうすると翌日机にもたれて居ると眠くて仕方がない。そこで遂眠つて居ると足の親指に紙を結び石油をかけて火をつける。實に大變です。私共の様なズボラはよく火傷をしましたが、さういふ風にして國友先生の塾では勉強して居つたのであります。

それから又其の當時は吉次峠に幽霊が出るといふので夜伊倉から吉次迄十二時頃紙を貼りに行つたもので、よく膽試しだとか何とかいふ風に楠木に紙を貼つて来いと先輩の人から言はれまして、恐る／＼約二里ばかりの所を十二時頃から出かけて紙を貼つて居りましたが、後から先輩の人がついて来て愈々貼つて来たか何うかを調べるとい

ふ風で、其の當時の事を考へてみますと今日とは雲泥の差があり。随分やかましい事を常に教へられて居つたのであります。或時等は池邊君と私ともう一人木村といふ人と三人で塾の向ふにある鷹の巢に弓をかけたに行つたら先生から叱られて終日板張りの上に坐れと言はれて坐つて居つた事があり、さういふ風な教育でありまして、兎に角今日の考から言ひましたならば随分無理な教育であつたかも知れませぬが、さういふ教へを受けました爲めに艱難時に出逢ひましても若い間は苦痛を感じずして過して来た事は、全く此の教へを受けた賜とひそかに考へて居る次第であります。其の後明治十七年に先生は亡くなられたのであります。先生の御在世中其の徳を慕つて集る生徒も増加し、先生の亡くなられる迄此の塾は續いて居つたのであります。甚だ簡單で分りにくかつたかも知れませぬけれども其時の状況はマアそんなものであります。

ル 遜 志 堂

縣廳文書によると、明治十八年九月廿一日の設置となつてゐる。場所は菊池郡巨村三百九十番地、出願人は澁江公木その教養の目的に

本校ハ修學ノ志願アル中年生ノ貧ニシテ隔地遊學ヲ果ス能ハサル者ト家事ノ暇無キヲ以テ朝夕ノ餘力修學セント欲スル者ヲ入校セシムルヲ要スト雖苟クモ禮ヲ執リ來學ヲ乞フトキハ何人ヲ論セス之ヲ許シ經史及ビ其他ノ學科ヲ授ケ左ノ三項ヲ以テ教養ノ目的トス

- 一、忠信禮讓ヲ本トシ廉恥ヲ重ニスルコト
- 一、倫理ヲ正シ忠孝ヲ勵ムコト
- 一、知識ヲ擴メ事業ヲ主トスルコト

尙ほ修身教育を論じて

修身ハ人生ノ大本畢生ノ事業ニシテ身ヲ立テ道ヲ行ヒ皇國ノ臣子タル本分ヲ盡サシムルノ基礎ナレバ幼時ノ涵養最モ緊要ナリトス是本校學科ノ主項ニ置ク所以ニシテ其教授ハ聖賢ノ格言ト德行トニ依リ躬行實踐ヲ主トシ孝悌忠信禮儀廉恥等ノ事ヲ知ラシメ倫理ヲ正シ大義ヲ明ニシテ以テ己ヲ成シ物ヲ成スノ道ニ達センコトヲ要ス抑彼ノ經典ノ如キハ所謂一字千金ノ味アルモノニシテ其不盡ノ意ノ存スル所ニ至リテハ敢テ翻譯言語ノ及フ所ニ非ズ人々自ラ其蘊ヲ究ムルニ非ラサレバ道腹ヲ味フコトヲ得ズ是各級ニ通課シテ温見講讀殊ニ懇懇ヲ加ヘシムル所以ナリ

とし、史學を論じては

讀史ハ致知ノ一要件ニシテ最自國ノ事ヲ知ルヲ緊要トス故ニ重複ヲ厭ハズ各等各級通シテ本邦ノ歴史ヲ課シ我國體ノ萬國ニ殊絶シ皇統一系特リ君臣ノ義アルノミナラズ自ラ父子ノ親ヲ兼有シ萬國君臣ノ義ト異ナル者アルヲ知ラシメ尊王愛國ノ志氣ヲ振起セシムルヲ要トス次テ政治ノ沿革風俗ノ變遷明君賢臣ノ効績忠臣義士ノ遺烈名教ノ盛衰朝廷ノ汚隆ニ影響アルト治亂安危ノ萌蘖スル所以トヲ推究シ身ヲ其中ニ置キテ之ヲ處スル所以ノ道ヲ思ハシメ其知識ヲ開達セシコトヲ要ス支那モ亦最久ク我國ト親密ノ關係アルヲ以テ併セテ其歴史ヲ課シ傍ラ萬國形勢ノ一斑ヲ知ラシメントス

と論じてある、本校は我國體と國民道德を闡明して經書史學により其人格の完成と其實踐を指導してゐる様である。澁江家は代々家塾を開き該地方文教の中心となり、澁江公木翁の時に至り(縣廳文書は此の時つて)彌隆盛を極め、他郡他縣からの入學者も少くなかつたのである。其流風餘韻の及ぶ處、一郷一縣のみでなかつたらしい。外に地理、理科、數學、習字等の教科もあるが、漢學を主體とした私學の様である。本期を通じて數學、擊劍の教師の外、他の普通教科の教員の大部分は同塾に學びて、更に師範學校に入り、業を終へて附近の學校に奉職してゐるものが、公餘の暇を以て塾主へ謝恩の意味に於て無論無報酬で教授したとのことである。本校本期中、縣廳文書により分明せる各年度の職員生徒は左の

通りである。

年	職	生
一九	四	一〇二
二〇	五	一一三
二二	六	七二
二三	七	七三
二四	六	一〇二
二五	七	八九
二六	七	七五
二八	八	一四五
二九	七	一三〇

因みに云ふ、澁江家は寛政元年澁江貞之亟の私學集玄亭を初めとし其族澁江宇内の星聚堂、其子澁江忠多の梅花書屋其弟安宅の銀月堂など學を郷黨に講じて菊池の文化を進めてゐる。澁江公木の代に至り大津町に帷を垂れ、(嘉永年間) 明治四年には今の隈府町袈裟尾に同五年には菊池神社々務所の側に開塾し同十年に及んでゐる。同十一年隈府町正觀寺に開塾し間もなく隈府町亘に移り住宅の側に二棟の塾舎を建て教養に膺つた。私學條例により設置の手續をしたのが明治十八年九月である。其歿後明治卅九年まで續いてゐた、遜志堂としてはこの明治十七八年から卅一二年までが一番盛やかな時代であつた様である。縣廳文書は設置手續をした以來の記録の外無い。

澁江塾(遜志堂)の状況

竹中彦次郎

澁江家は世々儒を業とし、晚香先生は實に最終の大儒である。明治四年大津町より還り、隈府町袈裟尾の會所跡を塾舎に充て、郷黨を教育した。五年菊池神社域内に移つたが、或年の暴風に塾舎倒壊したので、更に先生の居宅守山に移つた。是より塾運大に展び、塾生の收容殆ど不可能となる。明治十八年亘村に移り、塾舎を増築し、盛に

三綱領を説く。先生徳高く、學博く、文を屬し、詩を善くされた。其塾生に臨むや性の近きに從つて指導し、過あれば循々として教誨し、情意懇切親の子に對する様である。故に笈を負うて來り學ぶもの遠近に及び、子弟の薰陶を受くるもの、前後一千五百有餘名に達し、身を立て道を修むるもの數ふるに勝へぬ。故小早川無聲氏嘗て謂へる事あり、郡部の公會に於て玉名菊池程立派な人士を多く見受くるもの他に稀なりと、若し此言を事實なりとせば、是全く澁江先生徳化の賜であらう。先生年漸く老いて菊池神社宮司の要職に在り、直接子弟の教養に膺り難きに依り高弟工藤、松本氏等を代教とし、數學、劍道等の囑託を置きしも、次第に不振の境に進み、明治四十年頃遂に閉塾するに至つた。

ヲ育雄鬻

明治十六年十一月二日、熊本區下職人町に設置された育雄鬻は、飽田郡島口村新四十三番地當時熊本區宮内官舎第四十六番寄留の熊本鎮臺中隊長陸軍歩兵大尉、古莊幹之氏の出願に係るものである。同校の目的は當初「軍事志願ノ者ヲ入學セシメ陸軍武學校召募試験ニ及第スベキ資格ヲ養成スルニアリ」とあるを更に明治十九年四月十九日改正して「本鬻ハ身ヲ軍國ニ致スノ志アル者ヲ選拔シ武學生徒タルノ資格ヲ養成スル所トス」としてある。専ら軍人希望者の爲に設けた、其準備教育を爲す學校で此時代に一種特別の目的を有する學校の様である。前期の年次状況にも私學全般を論じて濟々鬻と共に育雄鬻が、一番業績を擧げてゐると書いてある。兎も角、軍人志願者の爲には調法の學校であり、又其内容も相當整つてゐたに違ひない。本校に學んで陸海軍に出身した者も尠くあるまい。軍人志願者を教養する學校

だけ、其教育法も世間一般の學校とは大分違つてゐる。

今、其要則なり、教則なりから其特色と思はるゝ二三を摘記すると、校則の第四條に

本費ハ左ノ諸項ニ適該スル者ニ非ラサレバ入校ヲ許サズ

第一項 世論ニ惑ハズ政治ニ拘ラズ一身一家ノ爲ニ志操ヲ動カス事ナク終身軍務ニ服スヘキ旨誓約スル者

第二項 其品行方正其器量武官ニ適ス可ク其身家事ニ關係ナク素ヨリ武學校入學ノ上ハ家事ノ故障ヲ以テ歸縣スルヲ得サル者ニ付夫等ノ差支ナキ旨學校ノ教員若クハ其郷黨ニ名望アル者二人以上ニテ保證スル者

第三項 陸軍々醫ノ身体検査ヲ受ケ強壯ト確認セラレ年齢滿十七才以上廿才以下但シ幼年校希望ノ者ハ滿十四才以上十六才以下ニシテ未ダ結婚セサル者

第五條以下には貸給費の規定をしてある。

其一 校費生徒 其二、其三ノ生徒中學術志操拔群ノ者

其二、貸費生徒 學資ニ乏シク玉成ニ道ナキモノ

其三、自費生徒 學資ヲ自辨スル者

第六條 給費生徒ハ専ラ學術ヲ獎勵スルノ趣旨ニ基ク故ニ五名ヲ限リトス而シテ修學中一ヶ月金貳圓五十錢ヨリ多カラサル學資ヲ給與ス

第七條 貸費生徒ハ修學中一ヶ月金貳圓五十錢ヨリ多カラサル學費ヲ貸與ス而シテ其總金額ハ卒業任官ノ日ヨリ始メ辨償セシム其額士官ニ在テハ毎月一圓下士ニ在テハ貳拾錢宛トス但シ貸費生徒ハ本校生徒召募ノ際之ヲ定ルモノトス

第八條 自費生徒ハ修學中一ヶ月金貳圓五十錢ヨリ多カラサル學資ヲ父兄又ハ身元引受人ヨリ給與セシム

第九條 同郷人ニシテ本校ヨリ出身セル武官ハ在職中育雄社ニ入り本費ヲ維持スルノ責任ヲ免レサル

者トス

第十條 生徒ハ入校ノ際束修金五拾錢ヲ納メ又費トシテ金一圓ヲ毎月十七日會計掛ニ納メシム 但シ熊本縣人ニ限り校費ノ四分三ハ社費ヨリ補助スベシ

第十一條 本費生徒修學期限ハ三ヶ年以下トス此期限内卒業ニ至ラズ士官學校ノ試験ニ二回落第スルモノハ下士生徒召募ノ試験ヲ受ケシムルカ事宜ニヨリ一科ノ事業生徒ノ試験ヲ受ケシム

第十二條 本校生徒ハ入校ノ日ヨリ軍務ニ服シ決シテ他意ナキノ誓約ヲ爲ス者ナルガ故ニ修學中ハ情願ヲ以テ猥リニ歸省スルヲ許サズ又如何ナル事故アルモ自己ヨリ退校ヲ請願スルヲ許サズ

等、其他學校から退校處分をする條項をのべそれが若し給費生貸費生であつたなら給貸費金の償却のこ

とを規定してある。そして入學許可されたものは左式の誓文を出すことになつてゐる。

誓 文

某 儀

軍務出身志願ニ付今般入校奉願候處御許可相成候ニ就テハ自今御規則嚴重ニ相守リ世論ニ惑ハズ政治ニ拘ラズ一身一家ノ爲メ志操ヲ動サズ誓テ修身軍務ニ服シ病氣ト雖モ陸軍醫官ノ診斷ニ依ラズシテ退校ヲ請願ノ儀ハ毛頭仕間敷候事

年號年月日

姓 名 印

特殊な學校だけ生徒心得等も一般的の月並ではない。

生徒心得

第一條 本校ノ生徒ハ身ヲ軍國ニ致シ皇室ノ干城タル器量ヲ養成スルヲ以テ目的トス故ニ言行ヲ慎ミ節義ヲ重ンシ
苟且ニモ世俗輕薄ノ風潮ニ流靡スベカラズ

第二條 授業中ニハ平心沈靜ヲ旨トシ左ノ事項ヲ恪守スベシ

第一項 敬禮ヲ怠ルベカラズ

第二項 着席順序ヲ亂ルベカラズ

第三項 疎暴ノ言語ヲ以テ應答スヘカラズ

第四項 身體ヲ動搖スル等疎暴ノ舉動アルベカラズ

校長は熊本鎮臺の現役少將井門重晴、幹事は退役の歩兵大尉木村好徳、同しく幹事現役の砲兵大尉永田亀、會計には、砲兵第六聯隊の會計三等軍吏江口和俊、漢學の教師に林通之、算學教師石井將之の名がある。つまり本縣出身の熊本鎮臺在職者によつて後進誘掖の爲に作られた學校である。毎月醴金して校費に充て、自分達は無給で校務に執掌し或は教壇に立ち或は事務に服し公務の餘暇、後進の軍人志望者のために盡くす美譽は、本縣教育の誇りであり、本縣教育史を飾る精彩である。本校本期中分明せる年度の職員生徒を掲ぐれば、

年 度	職 員 數	生 徒 數
九	五	三〇
二〇	四	〇
四	四	三〇
二五	三	八一

育 雄 費 に 就 て

將校希望者——粟飯に澤庵漬——將校が先生——芝居と握飯——遠足

於教育座談會 緒 方 多 賀 雄

育雄費は其目的軍人志願者の豫備校で熊本縣出身將校が設立して居た學校であります。創設の年月は確實には記憶して居ませぬが、明治十六年頃と思つて居ます。設立の趣旨は維新後政府は洋式陸軍を設置し西南戦争後は一層軍備の擴張充實に努め明治十五年には軍人に勅諭を下賜せられ、此時代になると將校養成といふ事には一層注意せられ、士官學校も漸く整頓した譯でありますが、我熊本は維新に立遅れた結果薩長土の如く有力な將校は殆ど一人も居ないといふ風で西南戦争當時にも僅に少佐級が一名居たか居ないといふ位にて私の知る範圍に於ては宇土家の家老でありしとかにて井戸重晴といふ人が出身當初よりの少佐といふ事で先ず此人位が最上級の一人にて他は下級將校で有つたから他縣出身將校の統率指揮に甘んぜねばならぬといふ有様で、斯くては何時迄経つても熊本人は頭が上らず況や東洋の風雲は大に軍人に期待すべきものあるを思ひ我熊本よりも多數の將校を輩出せねばならぬといふ事を痛切に感せられたる結果と信するのであります。當時の先輩が文といはず武といはず後進の指導教育に努力せられたる事は感佩の至りであります。それで當時の育雄費は下職人町の民家を借りて校舎に充當し生徒は苟も軍人に志す者であつたら濟々費からも入りて来る師範學校からも中學校からも入りて来る縣内各郡よりも來る他縣特に大分縣などからも來るといふ風にて、生徒數も多い時には五六十名も居た様です。寄宿生あり通學生あり自炊、賄付、生徒の隨意で寄宿賄付で月謝其他一切の學費が三、四圓自炊生に至りては粟飯に副食物は通常澤庵漬か鹽鰯若くは生味噌なりしを以て尙ほ餘程低廉で濟んだ様です。其後學校は新町一丁目の郵便局跡に移轉しました

が其家屋は現時も郵便局の倉庫か何かになつて残つて居ます。教師には漢學に林、坂本の兩先生、數學に石井先生が居まして教育に任じ在熊將校の主なる人は鈴木、沼田、平野（後の主計監）木村等の諸大尉黒川（後の主計監）江口、津留等の諸軍吏河野軍醫等にて學校の管理につき一切の世話を爲し後には永田砲兵大尉江藤少尉（共に後の少將）が士官學校出身の新進で當地に赴任し來り頗る盡力せられたのであります。士官學校の試験科目としては唐宗八大家文の自文訓點に作文が人物論數學が代數方程式の應用問題で僅に其三科目でありました。前記の三先生で事足りましたが明治十九年頃になり試験科目が一變して中學卒業程度といふ事になり普通學が全部加はり然かも數學如きは弧三角級數立休幾何といふ迄に程度を向上せられました。それは我陸軍に於ては最初佛蘭西式に則とり七十年戦後獨逸陸軍の聲望々たるや獨逸式を採用するに至り將校養成の制度も亦従つて獨逸式となり從來の士官學校を改めて士官候補生とし士官生徒時代は直に士官學校に入れて一年間普通學を教育せしが今度は直に各隊に配屬して兵卒の階級より逐次体験せしむると同時に軍事教育を施す事となつた爲め、斯く中學卒業程度とせられたものであります。斯様になると學校の方も今迄の三人の先生では授業が仲々困難となり應急策として漢文の先生が俄に理化學を教へ數學の先生が圖書を受持つといふ有様、待に數學の先生は幾何學等の素養なく態々上京して士官學校の數學教師につき一二ヶ月の速成にて間に合はすといふ次第、語學の如きは到底此の如き事にては間に合はぬから藤本といふ獨逸語の先生を別に備へ、理化學の如きも師範學校の白井といふ先生に囑託して稀には同校に見學に行く等の事にて教育を持續せしか、之は學校の實に一大變革事であつて大騒動でした。此の如くして私共は最も不完全なる普通學の教育を受け一年内外にして士官候補生に採用せられたるを以て見ますれば不思議に堪へません。話は少し、脇道に這入る様であります。が御列席の山隈君も元は軍人志願で共に同費に在りましたが前述の制度改正で例令士官學校を卒業しても愈々士官となる前に將校會議なるものがあつて之に否決せらるれば將校たるの資格を失ふ事になるのであります。私と山隈君は此の如き八釜數制度なら馬鹿々々しい一層今の内に方向轉換するに如か

ずと爲し二人は同様に學校の方へは無断にて机を引擔き逃げ出したのでありますが、其後山隈君は上京して法律に志し私は學校の勧告に徒ひ初志に向つて前進したのであります。兎に角學校に在りては中學程度の内容に在らざれば豫備校の目的を達する事が出来ずさればといつて到底縣出身將校の微弱なる贖金では如何ともする事が出来なくなり私共が出てから後ち三年計りの間に遂に閉校の己むなき運命に陥りました事は甚だ残念に堪へません。當時の學生風は只今山田君より御話があました様に濟々費と餘り變りはありませぬが、概していへば質朴粗放といふ風で前途の希望も頗る單純で現時の如く己れの修得すべき學業、延いては入學すべき學校の撰擇等に煩悶苦慮する如き事もなく、試験地獄就職難等の聲は純無なりしを以て神經衰弱などの事は固より見る事も聞く事もなく學生は何時もし生氣激濁として愉快な氣風が漲つて居たのであります。固より時代も遠ひますが現時の學生風とは宵壤の差がある様で、風紀問題など惹起せし事は絶えてなく、若し有りしとすれば私共の在學中私と山隈君其他二三の者と或日大きな梅干入りの握飯を拵らへ東雲座に雁次郎の芝居見に行き、流石の豪傑連も誰一人彼の人中では耻かしきと思ひます。斯様な風でありましたから學校には舍監とか生徒監といふ如き人も居らず生徒中より一名の生長なるものを命し多少の權威を持たせて有つた位ですが、中には随分亂暴な者も居りまして或は刀を抜いで亂舞し柱卓子手當り次第切投し或は窓硝子を破壊するなどの事あつて學校學校當局も寧ろ此方の取締上遂に舍監を置かれた様で、最初飯富次に荒木といふ共に温厚篤實なる人が來られたるも、一度の小言を發せられたといふ事もなく頗る平穩無事でありました。又本校は其目的に顧み体育といふ事に聊か注意を拂はれ柔道は星野道場と特約し体格が悪いと思ふ者は隨意に稽古に遣り、教練兵式体操も亦實施せられましたが、夫れには洋服を着せねばならぬとて師團の小使其他看病人等の着用せし小倉服の廢品同様のものを拂下げてもらひ、之に僅かの印を付けて生徒に支給し生徒は此廢品同様の小使服を着けて得々として教練にも出る招魂祭にも參拜する、甚だ以て無邪氣千萬でありました。教官

は永田江藤の兩砲兵將校で彼の高尚優美なる軍服を著し磊落瀟灑の風にて號令せらるゝを見る時、彼と我とを萬照して吾人の心境を刺戟すること尠からぬものがありました。遠足は大概毎週土曜日より日曜日にかけて行はれましたが、本校に於ては毎週試験がありまして其合格點に達せぬ者は外出禁止でありましたが、遠足に行く事丈は許してありましたから此禁足連中や其他で毎度可なりの人數が行くことになりませんが、交通機關の開けざる當時に在りては、徹頭徹尾徒歩にて遠きは土曜の午後より日奈久に行き、近きは菊池神社に日歸りを爲すといふ風で、宿泊するにしても多くは神社等に寝ね行厨盡きたる場合は隨所路傍の民家に炊爨を依頼するなどして其用意の簡單なる、其費用の少額なる、現代學生の想像も及ばぬ位にて引率者もなく監督者もなく腕白盛りの生徒同士が自然の美に浴し自然の美を喫し空々寂々或は吟し或は談し長途の行路を往復する愉快さは今にも尙ほ其印象の深きものありまして、依りて以て筋骨を鍛鍊し浩然の氣を養成した事は盡大なるものがあると信じて居ます。金峰山の如きは遠足と云ふに至らず寧ろ朝夕の修養場ともいふべく雪の夜等登つて一夜を明かす様な事は尋常茶飯事でありまして、此の如き暢んびりした氣風は現時の學生には到底時勢が許さぬ事とは存じますが、古きを温ぬる事も亦萬更無益でもないと思ひます。之を要するに育雄費の生命は時勢の變遷上已むを得ず極めて短かゝりしも此間には可なり多數の將校を出して居ます。其他幼年學校教導團にも多少は出て居ます。之等の人も殆んど全部が將校となつて居ます。従つて其効果は比較的大なるものがありまして現在も尙ほ本縣出身將校が銀杏會なるものを組織し先輩の遺旨を繼ぎ陸海軍人志願者の獎勵と便宜を圖り各中學校に於ても協力せられて各々相等の成績を挙げつゝありますことは實に結構な事でありまして、育雄費は既に其形骸を止めませぬけれど、其精神は今尙存在して居る譯でありまして、教育家諸賢におかせられても濫りに軍縮問題等は耳を藉さず、帝國内外の情勢に顧み軍人志願者の指導教育に御盡力あらせられん事を切望する次第であります。

育雄費に就て

將官三人——法律家と大地主——堀端饅頭——拂下小倉服に白筋——大文章と青年

於教育座談會 山 隈 康

私は二三の挿話を申述べまして、當時の學生の氣分をしのびたいと思ひます。

只今緒方君からお話致しました生徒數は三十から四十で一番多い時が五十であつたと思ひます。此の學校から出ました者は、緒方中將、木下中將、尾藤少將、其他大佐中佐少佐級で十二、三名も出て居りますが、面白い事には此の育雄費は一面にはどういふ因縁か存じませんが、法律家が三名出てをり、其の一名は今亡くなつてをられます尾越辰雄一名は大分から出てをります所の峽親人は鹿兒島裁判所の檢事正迄上つた人でありまして今一名は私です。それから今一人實業方面に進出した人で橋本央といふ人があります。此の人は玉名郡南關の出身であります。朝鮮で農園を開いて、今は既に百餘萬圓資産を有し、隱居して毎年〱歐羅巴各國を廻つて餘生を送つてをり、それが學校に於ける出身者の概數であります。

それから此の當時の學校の生活は極めて簡單で、學生の楽しみといふのは食ふ事と遠足、運動するといふより外に何等の楽しみもないといふ風であつたのであります。又當時の學校の月謝は月額二十五錢、食堂費は一回一錢五厘といふ風であつたのであります。其の食事は辨當屋が擔いで學校に持込むのであります。生徒は是を待ち兼ねて學校の門前や道端に整列して、此の食事を運ぶ辨當屋を歓迎したものであります。(笑聲)

それからあの近邊には堀端饅頭といふものがあつて、是は私共學生の唯一の珍物であり、其の人氣と來たら非常なもので此の饅頭を一名の學生が買つて持つて來ますと、寄つてたかつて其の間に爭奪戦をやりますので、止むを

得ず便所に持つていつて食べたといふ笑話さへあるのであります。是は先刻緒方君からお話のありました、當時の學生の氣風をしのぐ一端かと思ひます。それで服装等も小倉服の古物を師團邊りから拂下げ出して、それを買込んで来て、私共の希望は結局士官になるといふ事にあつたので、其の當時士官の服は袖に線が少尉が一本、中尉が二本、大尉が三本巻かつたのでありましたので、そこで私共は小倉服に白で一本線を着けて、時々士官になつた様な感をもつて街を横行濶歩したもので、是をもつても其の當時の學生が如何に無邪氣であつたか想像が出来ると思ひます。

又遠足等は唯一の慰みであつたのでありますが、夜の八時頃から日奈久等に行つて、朝日奈久に着いて、そこで朝飯を食つて、又歸つて来るといふ風でありましたが當時は今の様に自動車等もなく、途中は私共は殆んど眠り／＼行軍をしたもので、或は土手に行きあたるといふ様な事をやつて、時々滑稽を演じたものであります。

其の中で今尙記憶にあるのは、三角行軍の歸りだと思ひますが途中一人の琵琶弾きが居つたのを呼んで、材木の上に腰を掛けて、一曲を弾じさせ、無上の愉快を感じて、さうして疲れを回復し、歸つた事があるのであります。是も其の當時の學生の氣風を窺ふべき、一つの挿話であらうと思ひます。

それから今一つ斯様な極めて簡単な生活をして、課せられたる學科の中に學生生活を送つてをる所へ、端なくも當時徳富蘇峯先生が『將來の日本』といふ雑誌を發行されまして、それが私共學生の机上に送られますや、私共は其の極めて新しい思想と、極めて新しい筆に依つて書かれたる其の雑誌を見まして、文筆の偉大さうたれ當時の學生の氣分に大なる衝動を與へたのであります。是が或は育雄費の閉鎖を早くした原因ではなかつたかと考へます。それで當時私共は學生であり乍ら、如何に文筆の感化力の偉大であるかといふ事を痛切に感じたのであります。

熊本學生風俗一斑 (第二期)

(野田寛氏談其の二)

第二期は明治二十年頃を中心として、前は明治十四、五年に連り後は明治二十四、五年頃に及んでゐる。此の時代の重なる學校は公立としては師範學校、熊本中學校、醫學校等がある。私立は共立學舎(後廢校)濟々費、熊本文學館、文學精舎、熊本法律學校、春雨校、育雄費等が漸次設立せられた。(其の外に私塾亦多し)さうして熊本中學校及醫學校の廢校さるゝに及んで私立學校隆盛を極めて各雄を一方に稱してゐた。

此の時代の中等學生の風俗は多種多様であつて頭髮は大抵五分刈りであつたが左分け等に分けて居る者もなかにはあつた。服制も今日の様子に劃一ではなかつた。洋服を着けた學校もあるが大抵は和服の者が多く洋服にも詰襟や折襟や羅紗服や小倉服等があつて一様ではなかつた。和服は手織木綿の縞地又は紋附を着ることは第一期と異なることはなく緋物又は浴衣を着ることは此頃までは甚だ稀であつた。但し角帯は減少して白木綿の兵兒帯が漸次増加して来た。帽子は着する者も着しない者もあつた。帽には正帽型の「キャブ」や低い「ハット」や又は親譲りの古い高帽を着けて居る者すらあり、其頃の烏打帽子を冠るものもあつて服装は實に千差萬別の有様であつた。其の他携帶品等は概第一學期と異なることはなかつた。

此頃までの一般學生の志望は殆んど政治家と軍人と文學者の三者に限られて他の方面の志望は甚だ稀であつた。さうして平生愛讀する書籍は第一期と同じく漢籍が多くて唐宋八家文、文章軌範、外史、政記等が一般に愛讀せられてゐた。熊本中學校では特に東萊博議、八面鋒、普法戰記等が流行して、濟々費では弘道館述義、回天詩史、保建大記、新論等水戸學派の書籍が流行した。(此等の書は熊本中學校でも一部分の生徒には愛讀せられた様である)「ルーン」の民約論「スペンサー」の社會平權論等翻譯書は熊本中學校一部の生徒には非常に愛讀せられたが一般

學生の間には餘り流行をみなかつた。徳富猪一郎氏の『十九世紀の青年及其教育』といふ著書が出るに非常な歡迎を以て一般學生に愛讀せられた。稗史小説は第一期以來讀む者は少なかつた。但し太平記、三國史、水滸傳等は頗る多くの青年の血を湧かしめ、後矢野文雄氏の『經國美談』柴四朗氏の『佳人之奇遇』等出るに及んでは亦た一般に歡迎愛讀せられた。尙此の時代までは正課は割合に樂であつたので教科書外の讀書が非常に多くて難解の本、大部の書を好んで讀破せんとする風尙があつた。作文は大休に第一期と大差はないが此の期に於ては特に論策を尙んだ様である。

此の時代學生の常套語は第一期と大差はないが濟々費では殊に忠孝無二、文武不岐、大義名分等の言葉が流行した。

漢詩を吟ずることは此頃までは一般に流行した。但し此の時代には唐詩選中の詩句よりも頼山陽の詩及び頼三樹三郎、藤田東湖、梅田雲濱、西郷南洲、木戸孝充、雲井龍雄等維新前後の志士の詩或は、荊軻の易水の歌の如きは最も多く吟ぜられたものである。さうして其の節廻しは時習館節から變化して一層殺氣走つて感愾悲壯の風調を帯びて來た。又後半期では軍歌もぼつぼつ流行して拔刀隊の歌、正平四年の曲、又平野國臣の月照の歌等が大に歌はれたのであつた。

俗歌を歌ふことは此の頃までは學生の耽ちる所であつたが此の期の下半頃からは「トコトンヤレ」節、鎌倉御所の御前の歌などほ學生が興極まつて時には歌ふのを聞いたものである。

武骨に於ては大休第一期と變ることはないが濟々費では特に之を獎勵して振武會の道場を借つて之を學ばしめ且つ全國の學校に先立つて兵式体操を正科に編入した。

長幼の序、言語動作に關することは大休に於て第一期と異なる事はなく武骨で肩を怒らして横行するの風があつた。濟々費に於ては其の點が特に著しかつた。

第五節 高等教育

甲 全國狀況

一 各種専門教育 醫藥に關するもの 醫藥に關する學校は早くから創められてゐて、各地それ／＼發達してゐたので、文部省では「醫學校通則」「藥學校通則」なるものを發布して其の統一を圖つた。藥學は大抵醫學校内に附設教授したのであつて、特設したのは全國極めて稀であつた。

法律に關するもの

此の方面に於ても非常な勢をもつて各種の學校が設立された。その變遷を一々述ぶることは煩はしいから茲には其の創設當時とその現在とを擧げて見よう。

十二年	東京法學社……………	現今の法政大學の起原
十三年	專修學校……………	現今の專修大學の起原
十四年	明治法律學校……………	現今の明治大學の起原
十五年	東京専門學校……………	現今の早稻田大學の起原
十八年	英吉利法律學校……………	現今の中央大學の起原

語學に關するもの

前期に於て簇出した洋學校又は英語學校の類は多く外國語を以つて普通教育を授けたのであつたから、一般の中學校の設置増加と共に其の姿を隠し、本期に於ては専門程度のもの僅かを數へるに過ぎなくなつた。

宗教に關するもの

歐化熱に對する反動として國粹主義の唱道が教育上に現はれて、神宮皇學館、皇典講究所となり、佛敎側に於ては曹洞宗大學林、眞宗大學寮などが現はれて來た。眞宗大學寮は眞宗大谷大學の前身である。

其他音樂に於ては東京音樂學校の前身たる音樂取調所といふのが起り文部省の直轄として、和洋の音樂を研究教授させた。

美術に關するもの、文學に關するものにして専門程度の學校の興らなかつたのは本期が全く實利主義に支配されてゐたことの反面を語るものである。

乙 本縣狀況

一 縣立熊本醫學校

1 沿革大要 明治九年創設、十年の役にて烏有に歸し、十一年再設せられた狀況は前期に於て述べた通りである。次に本期に入りて沿革大要を列記して見よう。

イ 明治十三年一月縣立熊本病院を使用して生徒の臨床實驗をさせたいといふことを縣へ出願した。これは本校が創設以來附屬病院を有せず而上學年の臨床實驗の期も近づいて來たから窮策として此の方法を選んだのであつたが、接衝の結果、病院でも貸與困難といふことで、別に學校附屬の貧病院設立を設計までやつて見たが總經費四千余圓といふのは到底變亂後の縣財政としては不可能なことで遂に駄目になつた。従つて窮餘の策として熊本監獄署の病囚をもつて臨床實驗の材料とすることになつた。

ロ 十四年五月市内水道町に假附屬病院が設置せられ、尙時々は公立宇土病院にも見學などに行つたりしてゐた。

ハ 十五年二月大政官布達をもつて左の條件を具備する醫學校の卒業生は從來施行されてゐた醫師免許試驗を要せずして開業免狀を下附するといふことになつた。その條件といふのは

- 一 三名以上ノ醫學士(歐米ノ大學校ニ於テ卒業シタル者等其ノ履歴ニヨリ本條ニ準スルコトアルベシ)ヲ以テ教諭ニ充ツルコト
- 一 生徒ノ員數ニ相當スル助教ヲ置クコト
- 一 四年以上ノ學期ヲ定メ敎則並ニ試驗法ノ完備セルコト
- 一 附屬病院アリテ生徒ノ實地演習ヲ爲ス事

の四ヶ條である。而して右の條件に合するものを甲種とし、修業年限三ヶ年、教員に醫學士一名を有する程度のもを乙種とした。

そこで本縣に於ける關係當局は一時も早く此の條件を整へて甲種に昇格せんことを急いだ。まづ教員に醫學士三名、その中十三年八月濱田玄達を聘して居り、十四年十二月に弘田長氏を聘して居るから今一人を増せばよい。それで十五年八月に熊谷省三氏を招いて堂々三名が揃つたことになる。

次に附屬病院は水道町の假病院では不充分であるから從來の熊本縣立病院を之に充つることとし、十五年三月純然たる熊本醫學校附屬病院と改稱した。そこで修業年限も無論四ヶ年に延長することとし、教則や試験法を整へて文部省に出願し、十五年十月愈々甲種學校としての認可を得た。

次いで全月醫術開業特許即無試験にて醫師免狀下渡せらるゝやう願出たところ翌十六年三月開届けられた。

ニ 十八年五月甲種醫學校としての最初の卒業式を挙げた。

ホ 明治二十年政府は勅令を以つて府縣立醫學校の費用は明治二十一年度以降地方税を事つて支辨することを禁じた。これは高等中學に醫學部を設けて國家的に統一ある醫育を施すために、府縣區々になつてゐる醫學校を閉鎖させんとの趣旨に外ならない。

ヘ 従つて本縣としても余儀なく二十一年三月をもつて閉鎖することになつた。明治九年縣立として創設以來十一年半、古城醫學校の衰運に代つて本縣醫育の重責にあつた同校も遂に終りを告げた。

2 諸規則 本期間中各方面の規則改正數次行はれたが其の最も顯著な變革は明治十五年甲種醫學校に昇格した時の一切の改正である。此の時の改正規則の中學校關係の重要なものゝみを掲げて見よう。病院關係は別項に於て述ぶることとする。

○ 縣立熊本醫學校規則

(明治十五年十一月八日布達)

教 育

第一條 本校ハ醫師ノ具成ヲ圖リ尋常ノ醫學科ヲ教授シ之ニ病院ヲ附屬シテ臨床實驗セシムルモノトス

學 科

第二條 學科ヲ分テ物理學化學動物學植物學解剖學組織學生理學病理學藥物學內科外科眼科産科内科臨床講義外科臨床講義衛生學裁判醫學ノ十七科ス

第三條 修業年限ヲ四ヶ年トシ之ヲ四級ニ分チ每級一ヶ年ノ修業トス

第四條 學年ハ十一月一日ニ始リ翌年十月三十一日ニ終ル

第五條 學年ヲ分テ二學期トシ前學期ハ十一月一日ヨリ翌年四月三十日ニ至ル一百八十一日トシ後學期ハ五月一日ヨリ十月卅一日ニ至ル一百八十四日トス

授 業 日 數

第六條 授業日數ハ每學年三十六週日トス

授 業 時 間

第七條 授業時間ハ一週二十四時以上トス

休業

第八條 冬期休業ハ十二月二十六日ヨリ翌年一月五日ニ至ル十一日間トシ夏期休業ハ八月一日ヨリ九月十日ニ至ル四十日間トス

第九條 日曜日及祭日祝日ハ休業トス

入學生徒資格

第十條 入學ノ生徒ハ品行端正體質強健ニシテ年齢十八年以上ノモノトス
第十一條 入學ノ生徒ハ初等中學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

但初等中學校卒業ノ者ハ學力試験ヲ要セスシテ直ニ醫學科第四級ニ入ルヲ得ルト雖モ其他ハ總テ左ノ科目ニ就テ初等中學校卒業生ニ相應セル程度ノ學力ヲ試験ス若夫醫學科第三級以上ニ入ルヲ望ム者ハ右試験ノ上尙ホ醫學科第四級以上即チ其希望セル某級ニ至ル迄ノ各學科ヲ試験ス

- 一 和漢文
- 一 算術
- 一 代數學
- 一 幾何學
- 一 物理學
- 一 化學
- 一 動物學
- 一 植物學

通則

第十二條 生徒ノ募集ハ毎年十月ヲ定期トス其人員及入學試験日限等ハ豫メ廣告スヘシ
但授業上ノ都合ニヨリテハ募集延期スルコトアルヘシ

第十三條 入學ヲ請フモノハ從來修學セシ履歷書ニ其族籍姓名年齢住所ヲ記載シテ本校ニ申出ヘシ

第十四條 入學ノ許可ヲ得タル生徒ハ本校一里以内住居ノ戸主ヲ以テ其保證人トシ書式第一號ノ證書ヲ出スヘシ

第十五條 生徒並保證人共轉居改印其他證憑ニ係ル異動ヲ生スルコトアルトキハ速ニ本校ニ届出ヘシ

第十六條 病氣考クハ止ヲ得サル事故アリテ一旦退學ノ上再學ヲ請フ者ハ其退學セル時ヨリ一學年ヲ經ルニ非レハ

入學ヲ許サス

第十七條 生徒ノ諸願屆等ハ渾テ保證人奥印ノ上本校ニ出スヘシ 但寄宿生ハ舍長ヲ經由スヘシ

第十八條 生徒病氣若クハ事故アリテ欠課スル時ハ就課前本校ニ届出ヘシ尤寄宿生ハ舍長ノ證保ヲ受クルニ止マリ

保證人ノ奥印ヲ要セス 但シ病氣ニテ欠課七日以上ニ及フトキハ每一週間醫師ノ診斷書ヲ出スヘシ

第十九條 生徒在學中ハ每學期ノ始メニ授業料トシテ金貳圓四拾錢他府縣人ハ金四圓八拾錢ヲ本校ニ納ムヘシ 但本文金額該

學期中欠課又ハ退學スト雖トモ之ヲ還付セサルモノトス

第二十條 定額ノ授業料貧困ニシテ之ヲ納ムル能ハサル者ハ掛戸長並學務委員ノ奥印ヲ以テ其旨ヲ出願スルニ於テ

ハ詮議ヲ悉シ遞減若クハ免除スルコトアルヘシ 但他府縣人ハ本文ノ限ニアラズ

第二十一條 寄宿生ノ食料炭油等ノ學資トシテ毎月始メニ金貳拾五錢ツツ徴收シ月末實費決算ノ上剰余アルトキハ之

ヲ還付シ若シ不足アルトキハ尙ホ追收ス

第二十二條 課業用ノ書籍器械ハ渾テ自辨スルモノトス尤本校ノ都合ニヨリテハ之ヲ貸渡スコトアルヘシ 但借用

ノ上若シ紛失破損等ノコトアルトキハ相當ノ代價ヲ辨償セシム本人辨償スル能ハサルトキハ其保證人ヲ

シテ償ハシム

罰則

第二十三條 本校ノ規則ヲ犯シ又ハ德誼ヲ破ル者ハ其犯由ノ最モ輕キモノヲ諭戒トシ其次ヲ禁足留置寄宿生ハ禁足通學生ハ留置トシ最モ重キモノハ退校トス

第二十四條 諭戒ハ譴責ニ止メ禁足ハ外出ヲ禁シ留置ハ放課後三時間校中ニ留置キ共ニ余分ノ課業ヲ與ヘ或ハ校舍ヲ洒掃セシメ且其罰書ヲ揭示シ以テ謹慎悔悟セシム

第二十五條 禁足留置ハ犯由ノ輕キモノヲ二週間以内トシ重キモノハ二週間以上四週間以内トス